

徳川美術館



長久手合戦図



長篠合戦図

図1 「長篠・長久手合戦図屏風」(徳川美術館蔵)



図3 尾張家本長久手図 部分



図2 尾張家本長篠図 大縁

宝菩提院願徳寺蔵

「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(下)

— 大安寺東塔壁画と大安寺の入唐僧戒明の役割 —

はじめに

一 宝菩提院の概要と本像の尊名

(一) 宝菩提院の沿革

(二) 近世以前の史料にみられる本像についての記録

(三) 近代以降の本像の尊名についての言説

二 「諸観音図像」にみられる白描図像「聖観音像」

(一) 「諸観音図像」の概要

(二) 「諸観音図像」の白描図像「聖観音像」

三 本像と白描図像「聖観音像」の像容の相似

(以上、前輯)

前輯の梗概

四 大安寺東塔と壁画

(一) 大安寺の沿革と早良親王の入寺

(二) 東西七重塔の建立

(三) 東塔壁画の画題

五 大安寺僧戒明の入唐と金陵見聞

(一) 戒明の入唐

(二) 戒明の金陵見聞

六 大安寺東塔壁画の主題

七 本像の造像と戒明の役割

おわりに

前輯の梗概

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝 如意輪観音)」(以下、「本像」と表記する)の尊名について、従来唱えられてきた、如意輪観音菩薩・月光菩薩・右脇侍菩薩・普賢菩薩・虚空蔵菩薩の五説を検討し、いずれも確定させるには決め手に欠けているとせざるを得ないとした。

奈良国立博物館蔵「諸観音図像」の白描図像をポストン美術館蔵「諸尊図像集」により「聖観音像」と確定し、承暦二年(一〇七八)頃に、図像作

者である定深はこの像容を聖観音として認識していたとした。この画像を以下、「白描聖観音像」と表記する。

白描聖観音像は、奈良・大安寺東塔の丑寅(北東)角の四天柱に、絵師巨勢金岡の様式で描かれていた。図様は『法華経普門品』に観音が三十三の応現身像になり、衆生を救済するために現れると説かれることに基づいている。その像容は、『不空羼索神変真言经』第九に説かれる「广大解脱曼拏羅」中の内院の西面の阿弥陀如来の右脇侍である「観自在菩薩」に基づくとされる。左手は蓮華を持ち、右手は掌を仰向きにして腿に置き、右足を垂下させて半跏趺坐している。

白描聖観音像と本像の像容、すなわち姿勢や着衣などを詳細に検討したところ、相似していると判断した。ことに、天衣が複雑にうねり反転するさまは酷似している。また、額上の花環から髪束を出すこと、条帛が天衣を潜り先端が渦をまく形式は他に例がなく、両者が共通する画像で製作されたことを証している。本像を聖観音像と称するのが妥当である。

本像の坐勢を半跏像とするのは、片足を腿に載せていないので、誤用とする見解があり、踏下像・遊戯坐像などと称する例がある。しかし、白描聖観音像の註記に「半跏趺坐」と記されるように、平安時代中期頃は半跏とみられていた。経軌にも半跏にしていた片足を垂下しても「半跏趺坐」との記述がある。明治時代以来、慣用的に用いられてきた半跏像と称しても妥当であろう。⁽¹⁰⁾

四 大安寺東塔と壁画

白描聖観音像の作者である定深は、註記した情報をどのようにして得た

のであろうか。画像を集成する際に、他の画像集などの引用もあるだろうが、前述したように(前輯、註(85))、定深は興福寺僧であったので、実際に大安寺東塔の内部を見たことも考えられる。画像を製作した承暦二年(一〇七八)は、興福寺別当の公範が大安寺別当も兼ねていたからである。⁽¹¹⁾ 大安寺は長暦三年(一〇三九)に興福寺僧円縁が大安寺別当になって以来、興福寺の支配が続いており、堂舎の復興も行われていたので、調査することも容易であったと想像されている。⁽¹²⁾ 作者の巨勢金岡についても、大安寺の伝承に拠った可能性がある。

また、定深がその像容を数多ある観音像の中から密教經典である『不空羼索神变真言经』第九の「广大解脱曼拏羅品第十二」に説かれる「广大解脱曼拏羅」中の内院の西面の阿弥陀如来の右脇侍である「観自在菩薩」(前輯、註(91))と断定したのは、研究の成果なのか、画像集の引用なのかは不明であるが、大安寺に伝承があったことも考えられる。

よって、大安寺と東塔の造営状況および壁画の画題の選定状況について先ず考察したい。

(一) 大安寺の沿革と早良親王の入寺

大安寺は、舒明天皇十一年(六三九)に舒明天皇が造営した日本最初の天皇御願の官寺・百濟大寺にはじまる。天平十九年(七四七)の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下、『資財帳』と表記する)の縁起によると、百濟大寺は病床の聖徳太子より田村皇子(舒明天皇)に寺院建立を遺命として託された太子ゆかりの寺とされる。宮の変遷と共に高市大寺・大官大寺と所在や寺名を変え、和銅三年(七一〇)の平城京遷都に従い、靈龜二年(七一六)に、十五町もの広さの左京六条四坊の地へ移転した官寺の筆頭寺院である。⁽¹³⁾

大安寺の造営は、前身の大官大寺に倣った伽藍計画で開始されたが、天平元年に聖武天皇の命により留学僧であった道慈が関わり、当初の計画を変更して、唐の寺院に倣って伽藍を改造した。『資財帳』によると、伽藍の特徴である長大な僧坊には八百八十七人の僧が止住していた。『華嚴経』を東大寺で講義した新羅学生審祥や東大寺大仏開眼の導師を務めたインド僧の菩提憍那・唐僧の道璿・林邑僧の仏哲などの僧がよく知られている。こうした渡来僧や留学僧などの最新知識をもとに、三論宗の学派の拠点として、律や華嚴および密教など他学派も採り入れ研究し発信する、国際的な学問寺院であった。⁽¹⁷⁾

白壁王(天智天皇皇子の子・早良は出家して修行していた東大寺羅索院より大安寺東院に、神護景雲二年か三年(七六八か七六九)に移る。⁽¹⁸⁾ 白壁王は東大寺竣工後、低迷していた大安寺の地位回復を目論んで、我が子を復興役に起用したのであろう。

宝亀元年(七七〇)に白壁王が即位して光仁天皇となると、出家したまま早良は親王号を授けられ、「親王禪師」と呼ばれた。さらに宝亀年間(七七〇〜七八〇)に東大寺運営にも関与し、東大寺および造東大寺司の最高指導者的な立場にあったと指摘されている。⁽¹⁹⁾

早良親王は二十一歳で入寺してから立太子までの十年余、大安寺東院に止住し、若年ながら東大寺および大安寺の運営を統括し、造営や造像に力を揮った。大安寺僧の慶俊・戒明・行表や東大寺僧の良弁・実忠などの他に、寺外の淡海三船・石上宅嗣・鑑真弟子の思託・法進、さらには藤原原雄・石川恒守などと交流し、理想的な寺作りや、天皇家だけでなく、庶民の救済をも含めた体制を構想していた。⁽²⁰⁾

(二) 東西七重塔の建立

大安寺伽藍の特徴に、東西二つの塔(七重塔)が、主要伽藍の外にそれと同じ広さの別院(四坊塔院)として造営されていることがある。⁽²¹⁾ 天平十六年に道慈が歿すると、造営は停滞したようだが、『資財帳』には寺地と塔に属する物資(銭・巾・古帳長布・交易繩・真綿など)が記載されるが、七重両塔の記載はないため、天平十九年には塔は完成していなかったとみられる。天平神護二年(七六六)十二月に「己酉(二十八日) 震大安寺東塔」とあり、東塔の存在が確認される。翌年、三月九日に称徳天皇が大安寺に行幸し、造寺大工軽間連鳥麿に叙位しており、これを塔院が竣工したためとする見解がある。⁽²²⁾ しかし、行幸は大安寺単独ではなく、二月の東大寺を筆頭に六次寺を巡幸する一連の行事であり、順序は五番目であった。⁽²³⁾ 大工への叙位だけで、竣工に関する記事がない。したがって、塔院の竣工とまでは確定できないと思考する。

宝亀六年に、早良親王が淡海三船に撰述を依頼した『大安寺碑文』⁽²⁴⁾ には、親王が荒廃している伽藍の現状に心を痛め、先祖を惟つて修復すると共に、仏殿や仏像を新造したとある。しかし、完成していたら当然触れてしかるべき塔の壁画に関する記事はなく、この時点でも完成には至らなかったと想像される。

大安寺址の発掘調査⁽²⁵⁾ によると、奈良時代中期製作との見解がある「大安寺式軒瓦」は、主に僧房跡のほか、東大寺大仏殿の周辺からも出土している。東大寺出土瓦は、大仏殿の回廊用に天平勝宝八・九年(七五六・七五七)に大安寺に依頼して造られたと推定されている。東塔出土瓦は大安寺式軒瓦を彫り直した范型で造られており、時期が下るとされ、東塔の建立は奈良時代後期と指摘されている。西塔出土瓦は文様が東塔出土瓦よりさらに

退化しており、奈良時代末頃の製作で、建立は八世紀末～九世紀初頭まで下ると指摘されている。東塔出土瓦の中に、西塔出土瓦が混じるとされ、東塔の完成は、宝亀末年頃とするのが妥当と思われる。塔は、総高七〇米、相輪部分が一九・二〇米、水煙が二・三米で、三間四方で一辺が一・二米、基壇が二・一米と推定される壮大な七重塔なので、造営に時間がかかったのではなからうか。

その後、天曆三年(九四九)に西塔が被雷し、焼失する。寛仁元年(一〇〇七)には主要堂塔を焼失したが、東塔だけは免れた。その東塔も永仁四年(一一九六)に被雷炎上し、その後、再建されずに現在に至る。⁽¹³⁾

(二) 東塔壁画の画題

大安寺の東西七重塔が早良親王の尽力により宝亀末年頃に完成し、塔内の壁画も塔の完成と同時とするのが、天皇家の推進した事業であれば当然と考えられる。東塔壁画についての同時代の史料はないが、後世の史料が伝えられている。これらは、服部匡延氏により紹介されている。⁽¹⁴⁾これを参照し、服部氏発表後、関連する事項で研究も進んでいるので、加味して述べることにする。

(1) 白描聖観音像

右像大安寺東塔丑寅角柱、金岡手跡様也、件像者凶三十三身所変、不空羅索経第九云観自在菩薩、左手持蓮花右手仰掌上半跏趺坐云々。

(2) 『七大寺日記』⁽¹⁵⁾ 嘉承元年(一一〇六)

塔基勝鬘夫人ノ出家体木像アリ。柱絵師子等。皆是尤不可思議物也。可見之。

(3) 『七大寺巡礼私記』⁽¹⁶⁾ 大江親通 保延六年(一一四〇)

東塔一基 七重瓦葺。安勝鬘夫人出家体。一比丘立夫人後以左手押夫人頂。右手取利刀安夫人頂上之体不可思議也。斯塔在金堂翼方。其内柱絵師子不可思議也。四面戸脇之左右各有連子。其下小壁内有種々師子形。是奇妙也。又心柱者四方之。其四面之曼荼羅之様。同以不可思議也。口伝云。巨勢金岡筆云々。

(4) 『諸寺縁起集、醍醐寺本』⁽¹⁷⁾ 建永二年(一一〇七)

放光菩薩記 大安寺

大安寺塔下北面、西戸脇連子壁板、有梁武帝与志公和尚面談影。其銘曰、梁武帝問志公、朕求成仏、当修行法。志公対曰、解无常、学大理、敬三宝、存終始、莫称我、莫喚你、好修行、恶事止、自取非、与他是、穢底是云々。

以上の史料により、塔中心部から外側方向へ左のような壁画が描かれていたと知られる。

① 心柱四面に曼荼羅之様

塔の心柱を四方から囲む心柱覆板に曼荼羅のような図、すなわち多数の諸尊が整然と配置されて描かれていたと想像される。

② 四天柱の丑寅柱に聖観音像

心柱のまわりに四天柱があり、その丑寅(東北)柱に聖観音像が描かれていた。『法華経普門品』に説かれる観音が衆生の機根に応じて、三十三の様々な姿に変えて衆生を救う際の仏身、すなわち聖観音像である。四天柱に、この聖観音像と三十三軀の観音応現身像が描かれていたと推定される。

『法華経』は、奈良時代に「護国の經典として、得度の暗誦経に定められ、また、国分尼寺の法華滅罪経として、国家的性格を持つ經典として広く信仰されていた」とされる。⁽¹⁸⁾『法華経普門品』に基づく観音の三十三応現身

五 大安寺僧戒明の入唐と金陵見聞

(一) 戒明の入唐

大安寺東塔の北面西戸脇連子壁板に、梁武帝と宝誌和尚の面談図が描かれていたが、宝誌和尚像を日本に初めて請来したのが、大安寺僧戒明といわれている⁽¹⁴⁾。このことは、唐僧鑑真に従って来日した唐僧思託⁽¹⁴⁾が、延暦七年(七八八)に撰述した日本最古の集成僧伝である『延暦僧録』第五「智名僧沙門釈戒明伝」(以下、「戒明伝」と表記する)に記されていることにより知られる。思託は鑑真歿後(七六三年)、大安寺に止住し、戒明と親しかつたと推測されている⁽¹⁶⁾。

戒明の入唐は、『本朝高僧伝』に「宝亀季。奉敕入唐。謁時宗匠。」とあり⁽¹⁷⁾、公式の派遣とされるが、この記事以外に史料は知られない。ちなみに早良親王は「綸旨」により東大寺僧玄覺を、宝亀の遣唐使に「遣唐請益」僧として派遣したとされており、戒明の「敕」も同様に親王によるのではないかと推定される。親王は、造営中の大安寺南塔院の堂塔の整備および遷都の準備として、最新の唐仏教や彫像を請求する目的をもって、戒明を派遣したと想定される。

戒明の入唐時期については、宝亀三年と同八年の二説⁽¹⁸⁾がある。

宝亀三年説は、唐大曆七年(宝亀三年)に、聖徳太子が著した『法華義疏』と『勝鬘經義疏』を誡明や得清等八人の日本国僧使が、鑑真の弟子である揚州龍興寺の靈祐に献呈したとの史料による⁽¹⁹⁾。

宝亀八年説は、宝亀六年の遣唐使がようやく同八年六月に渡航し、翌九年十月～十一月に帰朝したからである。戒明は入唐前の宝亀七・八年に、

のような観音信仰は、若干は流布しており同姿変化(例えば「三十三応現身」・「三十三観音」)の画像化が芽生えていたとされている⁽¹⁶⁾。大安寺では、神護景雲四年(七七〇)に大安寺僧の修栄により撰述された菩提僊那の行状記

『南天竺婆羅門僧正碑并序』に「経云、応以婆羅門身得度者、即現婆羅門身而為説法、是也」とあり、三十三応現身について周知の事柄と知られる。

また、平安時代初期成立の『日本霊異記』下巻 第三十八縁には「乞食者、普門示卅三身也」とあり⁽¹⁸⁾、奈良時代後期に仏・菩薩の化身という思想が関心を集めていたと指摘されている⁽¹⁹⁾。四天柱の聖観音像は、こうした観音信仰の理解のなかで描かれたとしていいだろう。

③ 柱絵に師子等

十二本ある側柱には、師子(獅子)図が描かれていた。『七大寺巡礼私記』に「不可思議也」と記されるが、どのような図様か不明である。

④ 北面西戸脇連子壁板に梁武帝と宝誌和尚の面談図。銘文がある。

壁面の各面は、扉がある中央部が十四尺、両脇がそれぞれ十三尺あり、両脇の中央には連子窓が付く。この連子壁板八面の内、北面西戸脇に描かれていた。銘文には梁の武帝が宝誌和尚⁽¹⁴⁾に成仏するための修行法について尋ね、これに宝誌和尚が答えた文言⁽¹⁴⁾が書かれていたので、成仏法を問答する図様であろう。

⑤ 各面戸脇連子下小壁に種々の師子像

連子窓下の腰羽目板に種々の師子(獅子)図が描かれていた。『七大寺巡礼私記』に「奇妙也」と評される。

限られた一部の断片的な情報だけで、全体像がつかみにくいのが、初重の壁全体が壁画で彩られていたと想定される。壁画の主題については後述する。

遣唐使船の出航待ちのため、九州太宰府近辺に待機していたとされる。⁽¹⁵²⁾

いずれかの年に限定せず、戒明が両年の入唐のどちらにも参加していた可能性も考慮すべきではなからうか。⁽¹⁵³⁾ いずれにしても、宝亀年間に戒明が入唐したことは間違いない。

(二) 戒明の金陵見聞

戒明の入唐後の行動については「戒明伝」のみが伝えており、金陵における見聞記事が主である。戒明の金陵での見聞については「戒明伝」の撰述者である思託の天台僧としての思想的立場が反映されているとの見解があり、見聞した宝誌和尚は天台二祖慧思と問答を行い、傳大士は慧思の傍系の師であるなど天台宗と密接な関係があったとされている。⁽¹⁵⁴⁾ また、大安寺には戒明の師慶俊の所有する慧思の著作があり、天台宗についても知識の蓄積があったように窺われる。⁽¹⁵⁵⁾ 見学先は左の三か所である。

① 宝誌和尚像の墓所

「戒明伝」に「復礼拝志公宅、兼請得志公十一面観世音菩薩真身。還聖朝。於大安寺南塔院中堂素影供養。」とある通り、戒明は金陵の宝誌和尚の宅(墓所)である開善寺を訪ね、宝誌和尚像に礼拝し、顔面より十一面観音を現す「志公十一面観世音菩薩真身」を請来し、大安寺南塔院中堂に安置し、供養したと知られる。⁽¹⁵⁶⁾

開善寺には、誌公和尚堂に武帝が宝誌和尚存命中に造らせた彫像があり、他にも梁の画家、張僧繇が描いた壁画があるので、戒明が見た宝誌和尚像は多様であったと知られる。⁽¹⁵⁷⁾ 東塔壁画の梁武帝と宝誌和尚の面談図も、戒明がもたらした図像に拠ったと想定される。

戒明が、新知見である宝誌和尚像を請来した理由は、大安寺の三論宗の

主流学統である道慈―慶俊に繋がっており、この学派が宝誌和尚から相承してきたことであつたとされる。⁽¹⁵⁸⁾

また、大安寺とその周辺では、道慈が舶載したと伝える『梁高僧伝』の「論」が指針として学ばれ、中国初期仏教史の基礎知識にしていたとの指摘がある。⁽¹⁵⁹⁾ 宝誌和尚は『梁高僧伝』の「神異」の項に収録されており、戒明が学んだ可能性が考えられる。梁の武帝が不可思議な僧である宝誌和尚を擁護し、武帝が「皇帝菩薩」と呼ばれていたことに倣い、天皇御願である大安寺に相応しい象徴的な存在として「志公十一面観世音菩薩真身」を選んだのではないだろうか。宝誌和尚は「時の権力者や教団による正統性の喧伝、庶民との繋がりへの媒介としての役割」を果たしていたとの指摘もある。⁽¹⁶⁰⁾

② 瑯琊王家大墓

戒明は、「戒明伝」に「碑碣。石人。石柱。麒麟。師子。行列侍衛道路兩廂。」とあるように、金陵で瑯琊王家大墓を訪ねている。瑯琊王仙人王喬の末裔と自称していた思託の勧めであろう。⁽¹⁶¹⁾

墓を守護する師子(以下、「獅子」と表記する)を見て、獅子は仏陀の墓である塔を守護するのに相応しい図様と考え、東塔壁画に採用したと推定される。獅子は『法華経序品』に「聖主師子」とあるように、仏陀を百獣の王である獅子に喩えており、「獅子吼」・「獅子座」・「獅子奮迅」なども經典に頻出する。⁽¹⁶²⁾ 法隆寺金堂壁画や法隆寺五重塔南面弥勒浄土などに守護獣として一対で造形されているが、十二本の側柱や八面の連子窓下の腰羽目板を使って、獅子だけを多数描いたのは、日本の作例になく目新しい。唐代の作例に、沢山の獅子が戯れる白鶴美術館蔵「宝相華唐草文獅子図拓本」がある。これも唐代墓の石槨に刻された図様であり、墓の装飾に用いら

たことが判明する。

③ 傅大士影

戒明は「戒明伝」に「又得見傅大士影」とあるように、思託の勧めにより金陵で傅大士の影像に拝礼している。

傅大士は中国・南北朝時代の在家の居士である。宝誌和尚とならび、梁の二大士と称された。大藏経閲覧の便をはかつて転輪藏を考案した。後世、経藏に像が置かれ、俗に「笑い仏」といわれる。梁の武帝の帰依を受け、傅大士は武帝に「国主救世菩薩」の称号を奉っている。天台宗では二祖慧思の傍系の師とみなされる。「戒明伝」に「即是慈氏尊之分身也」とあるように弥勒菩薩の化身とされ、神異を現した。

以上のような戒明の金陵における見聞が、東塔の壁画の画題として生かされたのではないかと考えられる。次に検討したい。

六 大安寺東塔壁画の主題

戒明の入唐にあたり指導的な役割を果たした思託は、東塔壁画の製作においても重要な役割を担っていたように窺われる。

思託は師の鑑真と共に、聖徳太子慧思託生説を唱えていた。⁽¹⁶⁾ 慧思信仰をもつ鑑真は、倭国の王子に生まれ変わり、仏法を興隆している慧思の後身を追い求めて来日したとの指摘がある。⁽¹⁷⁾ 思託は『延暦僧録』に初期の聖徳太子伝の源とされている「上宮皇太子菩薩伝」を著しており、この伝で、聖徳太子は慧思が生前持誦していた『法華経』七巻一部を、中国の南岳まで取りに行かせ、注釈して『法華経疏』四巻および『維摩注疏』三巻と『勝鬘経疏』一卷を著したとしている。前述のように、宝亀三年、戒明ら日本

国僧使が、聖徳太子の著作を鑑真弟子の靈祐に献呈している。思託の勧めにより、聖徳太子慧思託生説を承知していた早良親王が仏教先進国の中国に贈ったと思われる。ちなみに、前年は太子の百五十回忌であった。

こうした状況の中で思託の提案により東塔壁画に、慧思の化身である聖徳太子および戒明の金陵での見聞や請来してきた図像類に基づき慧思に關連する事象を主題として描かれた可能性⁽¹⁸⁾がある。また、太子の信仰の中心であった『法華経』も併せて主題にされていたかと考えられる。

心柱四面の曼荼羅様は、『法華経』に基づく「変相図」と想定される。さらに慧思の師である傅大士も弥勒菩薩の化身であり、東塔壁画の連子窓下の羽目板に描かれていた可能性がある。

以上をまとめると、大安寺の七重東塔の壁画の主題は左の通りである。

史料で知られる東塔壁画と主題

- ① 〈心柱四面〉曼荼羅様(法華経変相図)・『法華経』
- ② 〈四天柱の丑寅柱〉観音菩薩の三十三の応現身像(聖観音像)・『法華経 普門品』
- ③ 〈側柱〉仏陀を守護(獅子図)・『法華経序品』
- ④ 〈連子窓〉慧思と問答した宝誌和尚は十一面観音の化身(宝誌・武帝問答図)・成仏法
- ⑤ 〈連子窓腰羽目板〉仏陀を守護(獅子図)・『法華経序品』

史料は存在しないが、想定される東塔壁画と主題

- ① 〈連子窓〉聖徳太子は慧思の化身(聖徳太子像・慧思像)
 - ② 〈連子窓〉慧思の師・傅大士は弥勒菩薩の化身(弥勒菩薩像・傅大士像)
- 東塔壁画は、早良親王の統括のもと、戒明の唐での見聞や思託らにより、大安寺の創始者と伝えられ、また天台二祖慧思の生まれ変わりとされた聖

徳太子を中心にすえ、化身を主題にして、造営計画が行われたのではないかと考えられる。

化身については大安寺の本尊釈迦如来坐像(亡失)が関係している。本尊は『資財帳』に天智天皇発願の像と記され、もと百済大寺の本尊であった。

天智天皇の造立という由緒故に、希有の霊仏として、天智を皇統の祖と仰ぐ光仁天皇一族は重要視していた。『大安寺碑文』に「仏工権化、無有再来」とあるように、「この像をつくった仏工は権化つまり神仏が姿を変えてこの世に出現したものだ」⁽¹⁰⁾で、仏の化身と喧伝されていた。これに合わせて東塔壁画に化身という仏教の奇瑞を絵画化することにより、仏教の知識がない人々を引き付け、教化するために意図されたと推定される。

また、聖徳太子が観音の化身と信じられていたことが『法華経普門品』に基づいて、四天柱に「聖観音像」が描かれた一因と考えられる。文明十一年(二四七九)の梵鐘の再建勸進状(前輯三―四頁)に、本像を「聖徳太子所作」と記すのも故なきことではない。

さらに塔の初重に木像の「勝鬘夫人出家像」が安置されていた。⁽¹¹⁾在家の女性が出家できることを示しており、太子が『勝鬘経』を講讀したことに基づいていると考えられる。

以上のような塔内の造形により、太子を顕彰して太子の血筋をひく一族であることを強調し、皇統の正統性を世に示す目的があったのであろう。

四天柱の観音像は、本像と同一の図像に基づいて描かれたとしたが、むしろ本像を手本として製作されたのではないかと考えられる。このことについては、次章で述べることにしたい。

七 本像の造像と戒明の役割

概要

本像は、衆生を救おうと蓮台から降りようとする、まさにその一瞬を捉えた姿である。この瞬間の肉体の微妙な筋肉の動きまで、量感豊かな体躯に表されている。ただし唐招提寺木彫群にみられるような誇張はなく、引き締まっている。着衣に覆われた肉体の把握も的確である。眼の二重まぶたや瞳に黒曜石を嵌入した張りのある理智的な表情の面相は異国風である。着衣の鋭さと柔らかさを自在に取り混ぜ、深く掘りくぼめた彫り口やうねるような変幻自在な天衣の構成は、複雑な表現でありながら、破綻していない。

材質

本像の材質は、昭和三十年(一九五五)代前半頃に、樹種鑑定が行われ、日本にしか産しないヒノキと鑑定されて、本邦製作の根拠とされた。ところが、平成十年(一九九八)の精密な樹種鑑定の結果、唐招提寺や大安寺の木彫群が、ヒノキではなくカヤと判定された。⁽¹²⁾これ以降、本像の材質もカヤと表記されることが多いが、科学的な樹種鑑定の報告はみられない。カヤは中国にも産するが、材の産地までは判別できないとのことである。⁽¹³⁾ちなみに、樹種鑑定が行われた中国木彫像に、カヤを材質とする報告はみられない。⁽¹⁴⁾科学鑑定が行われるまでは、ヒノキを除く針葉樹材とするのが妥当であろう。

本像の表面を赤紫色に染めて、檀像の最高材である赤梅檀風に仕上げた素地のままとし、頭髮・眉・髭・眼・唇などに彩色を施している。⁽¹⁵⁾カヤの

ような針葉樹材を用いて、木肌を赤く染め、素木のままとするいわゆる代用檀像としては、本像は最も遡る彫像の一つになるろう。鈴木喜博氏は、本像を檀木に代わる栢木による檀像とし、等身大や丈六像のような大像製作を可能にした意義があるとされた⁽¹⁷⁾。白檀像に見られる精緻な鏤刻技法による胸飾や臂釧は表さず、別製(おそらく金属製)になるが、全て亡失している。だが背面の石帯や天冠台の留具にその片鱗が窺われる。

先行研究(製作年代・製作地)

本像に関する論考は前輯に七十人の論者による百十二件を数えるとしたが、その多くは展覧会図録・文化財解説書・美術全集・美術史概説書の図版解説であり、また平安初期彫刻史の作例の一つとして記述されるのが大多数である。傑作と評されながら、史料の乏しさからか本像に関する専門は甚だ少ない。また、先行研究をまとめた論考はないので製作年代・製作地に絞り紹介したい。

本像を最初に論考した源豊宗氏は、九世紀前半に製作され、天平の写実性を留めているとされた⁽¹⁸⁾。また、右脇侍像の可能性について述べられた。この後、滝精一氏が檀像のような造形や彫法および二重まぶたや眼球の粒起のさまは、北宋の舶来品とされて以来、国宝解説書も同様で、戦前では北宋の製作説が主流であった。

樹種鑑定でヒノキと認定された頃の文化財保護委員会執筆者(倉田文作氏)は「これほどまでにねばり強く稠密を極める刀技はおのずからわが国の好尚とは異なるものを出し、あるいは本像の作者が大陸から移住した工人であったとさえ想像させられる⁽¹⁹⁾」とし、作風や造像技法から渡来工人説を提唱した。毛利久氏は、唐の小型檀像を拡大したもので、刻技にのみ檀像本来の姿を留める日本的な檀像とされた⁽²⁰⁾。岡直己氏は、帰化人系氏族に

顕現した今木神とされ、延喜末年(九三二)天慶元年(九三八)にかけて製作された舶来品と見まがうほどの出来栄と評された⁽²¹⁾。上原昭一氏は、新渡来工人の製作と考えたいほど、異国的な造形感覚にあふれるとされた⁽²²⁾。

こうした論考を敷衍して、中野玄三氏は、本像は長岡京時代(七八四～九四)に秦氏により整備された願徳寺に安置されたと想定され、作風から宝亀九年(七七八)か天応元年(七八一)の遣唐使と共に来朝した唐人が長岡京時代に製作した可能性を提示された。歴史的観点から渡来工人の関与を考察された画期的な論考である⁽²³⁾。この後、渡来工人か、唐代彫刻の強い影響下での製作とする論調が主流になる。久野健氏・田邊三郎助氏などである⁽²⁴⁾。

井上正氏は、衣文の「風動表現」に、盛唐期の画家、呉道玄の様風が消化され、彫塑への応用が果たされているので、中唐期の卓抜な力量をもつ来朝唐人作家とされた⁽²⁵⁾。

岡田健氏は複雑で多彩な構成にして、均衡のとれた体勢を保つ作例は盛唐期に繋がるとされた⁽²⁶⁾。

長岡龍作氏は、完璧な三次元性が実現されており、図像による製作と想定しにくく、着衣表現における質感と動勢の増大という点から中国人作と考えるべきとされた⁽²⁷⁾。浅井和春氏は、八世紀末頃、中国製檀像の影響を彷彿とさせる像とする。一方、新請来の図像写しの可能性も考慮すべきとする⁽²⁸⁾。

紺野敏文氏は、渡来僧や帰朝僧に伴う唐工人が造像に関わった可能性を想定し、空海が別当であった長岡京の乙訓寺で、弘仁二―三年(八一―八二)に造立した「二部尊像」の一体で、虚空蔵菩薩求聞持法本尊の可能性を提示する⁽²⁹⁾。

松田誠一郎氏は、作風は延暦年間頃の木彫仏に共通し、八世紀末から九世紀初めの製作と推定され、唐檀像の名作にも匹敵するとされる。また、広隆寺に移された霊験薬師像の右脇侍像の可能性を提唱された⁽¹⁹⁾。

岩佐光晴氏は、奈良〜平安時代、八〜九世紀の代用材による中国からの請求檀像ないしは密接な関係をもつて造られたと指摘される⁽¹⁸⁾。この岩佐氏説を支持するのは、鈴木喜博氏・井上一稔氏・関根俊一氏などである⁽¹⁹⁾。

藤岡穰氏は、延暦期の最も正統的な作風を示す作例とされ、請求檀像との密接な関係が窺えるとの見解を示された。松田氏の唱えた霊験薬師三尊脇侍説を支持し、乙訓社が修理された延暦三年(七八四)頃に製作されたと想定された⁽¹⁶⁾。松田氏説を継承した藤岡氏説に近いのは、山本勉氏・皿井舞氏・中村恒克氏などである⁽¹⁶⁾。

最新の国宝解説書で文化庁執筆者は、「表情は強烈で、日本風でない」「強く、ねばり強い刀法は、さながら渡来した大陸の工人の手によって造られたかとさえ思わせる」とし、かつて「一時期は請求像あるいは渡来工人の作と考えられたこともある」としていた見解を変更している。また、「捨塑材による塑形を木彫に移し替えたような表現は木彫成立期ともいえる八世紀末の特色であり、その頃の制作とみられる」とし、九世紀としていた製作年代を遡らせている⁽¹⁹⁾。岩佐氏説と藤岡氏説を折衷したような見解である。以上、先行研究では、製作年代は八世紀末ごろ、長岡京時代に盛唐から中唐彫刻の強い影響下、木彫成立期に造像されたとするのが近年の見解である。製作者に関しては、請求像か、渡来の中国工人か、請求像や渡来工人に学んだ日本工人か、いまだ定説がない。

製作技法

眼の黒目(左目)に黒曜石の珠を嵌入する。木彫像の黒目部分だけに別材

を嵌入する技法は中国伝来と考えられている。この技法の作例は八〜九世紀にかけての唐代彫刻の影響を受けた像にみられる⁽¹⁹⁾。

また右前膊を体に密着させて彫る方法は、木彫では行う必要がない、あえて彫りづらい構造を選択する特殊なもので、像本体から遊離する部分を彫る際、強度を増すために耐久性のある部分と接続させる中国の石彫技法に基づいており、木の材質を活かした造形表現を行っていないとの、本像を模刻した中村氏の具体的な指摘は重要と思われる⁽²⁰⁾。石彫を本分としていた中国工人が、木彫により造像したと考えられよう。

形式

中村氏は台座の蓮弁を十二方とし、三段になる蓮弁の段の高さを大きく変える葺き方が、同時期の作例では珍しい特殊な形式とされ、飛鳥時代や八世紀の唐時代に作例があると指摘する⁽²⁰⁾。岡田氏は「裾が蓮台の前面に懸かってその下の蓮弁の輪郭を見せるのは、中国の初唐から盛唐にかけて流行した表現形式で日本の作例としては珍しい」と指摘する⁽²⁰⁾。蓮弁に裾が懸かり輪郭を現す形式は、奈良時代、七七〇年代後半から七八〇年代にかけて製作されたと考えられている木心乾漆造の興福院阿弥陀三尊像の脇侍像にもみられる⁽²⁰⁾。この右脇侍像は前輯六〜七頁に述べたように本像と右足を踏み下げる像容が類似している。しかし、蓮弁は四段に葺かれ、段の間隔が狭い、奈良時代に主流の形式であり、本像とは形式が異なる。

条帛は胸前で条帛の一方を裏から前方に回して長く伸ばし、天衣の下を潜り抜け脛に達し、渦を巻いて止まっている。この形式は他の彫像には類例がみられない。

作風

長岡氏は本像が「全体の着衣の複雑な表現が完璧な三次元性を有しなが

ら実現されて」おり、「平面的な型を制作の前提として想定しにくい」ので「着衣表現における質感と動勢の増大という点が中国での現象を正しく反映しているとすれば」中国作と考えるべきと指摘する。彫刻作品としての特徴を的確に述べて中国人作としたのは、傾聴すべき見解と思われる。⁽²⁰⁾蓮弁に懸かる裙や腿を覆う裙には確かな質感が表現されている。

藤岡氏は、本像の衣褶表現は木彫による興福院阿弥陀三尊脇侍像などの木心乾漆像(捻塑像)写しが高度に達成されているとの見解を提示されている。⁽²⁰⁾しかし、興福院像の鈍い衣褶表現から本像のような強弱のあるシャープな衣褶表現が造形できるとは考えがたく、逆に本像のような蓮弁の輪郭を見せるような裙の表現を、模倣しているかのように捉えられる。

平面的な図像を手本として日本の工人が造像した場合のもとより、本像を手本にして模倣したとしても着衣の複雑な動きの表現や質感として衣に覆われた下の肉体の表現まで完璧に製作することは、熟練の日本工人でも至難な業ではなからうか。さらに図像類に像の背面までも描いてある例を知らない。本像の背面において、前方への動きに連動して、左肩から、はずれ滑り落ちた天衣が条帛とX字状に複雑に交差する構成と質感および表裏を变幻自在に変転させる天衣の動勢表現は、隙なく完璧に完成した姿で初発性があり、唐の渡来工人のオリジナルとするのが妥当であろう。

先行研究では、本像について大多数の論者は異国的な造形感覚を指摘している。ことに粘りがある彫り口の衣文の彫技について我が国のものではないとする見解が多い。

以上みてきたように作風・技法・形式などにより、本像は唐の工人の製作として間違いなであろう。唐招提寺木彫群のように鑑真僧団の来日工人が製作や関与をしたと推定されている作例があるが、本像も来日工人が

製作した可能性が考えられる。次項で考察したい。
造立背景と戒明の役割

桓武天皇が即位するまでの宝龜年間は政治上の混乱が続き、天変地異の多い激動の時代であった。宝龜元年(七七〇)に称徳天皇が崩じ、権勢をふるっていた道鏡は左遷された。十月、白壁王が即位して光仁天皇になる。

宝龜三年に光仁天皇皇后で聖武天皇の娘・井上内親王が巫蠱の罪により皇后を廃され、他戸親王も母の罪により皇太子を廃される。こうした混乱のなかで、宝龜四年に山部親王(のちの桓武天皇)が皇太子になる。宝龜六年には、幽閉中の井上内親王・他戸親王が変死する。山部皇太子の母は、渡来系氏族の和史乙継と土師真珠の女・和新笠(のちに高野新笠)である。古代、低い身分氏族から生まれた子は天皇になれなかった。不安定であった地位を、即位に向けて自らの血筋を皇統とし、正統性を主張する必要があったのである。⁽²⁰⁾このために中国の「天命思想」を導入し、曆を操作してまで、桓武即位から遷都までの日程を定めたこと知られている。⁽²⁰⁾

長岡京遷都は、桓武天皇が皇太子の頃から周到に準備され、大陸の新思想・新文化の導入は、桓武即位に向けて進められていた政権のバックボーン形成を目的とするものであったとの見解がある。⁽²⁰⁾桓武は、新王朝の樹立を実感させる遷都を計画するにあたり、平城京の寺院を長岡京に移転させず前代との繋がりやを断つた。新渡来の仏教を興隆させて、南都の旧勢力に対抗させるために、最新の唐の仏教文化による彫像を唐の工人に製作させて、御願寺に安置して権威を示し、かつ新京を守護する役割を担わせる必要があったのである。⁽²⁰⁾東大寺と大安寺を統括していた早良親王は、兄の意向を承け、最新の唐文化を採り入れるため、宝龜の遣唐使の一員として戒明を任命した。様々な図像や文物を請求するために、史料は残されていない

いが、造東大寺司の工人も同行して、その任にあたったと想像される。

唐での見学場所や請来品は唐政府に申請しなければならぬが、あわせて仏工招聘も要請したのではないだろうか。それが大暦十三年(宝龜九・七七八)三月二十二日、代宗皇帝の謁見の際に「請ふ所、並びに允さる」となり、さらに四月十九日、皇帝より唐使に答礼品を持たせて派遣しようとの口勅「今、中使趙宝英らを遣して、答の信物を將ちて日本国に往かしむ。」⁽²¹⁾「朕、少し許の答の信物をもてり。今、宝英らを差して押送せしむ。道義在る所、勞と為さず。」に、また「内使掖庭令趙宝英と判官四人を差して、国土の宝貨を賚し、使に随ひて来朝さ、隣好を結ばしむ。」⁽²²⁾に繋がったのである。

返礼の唐使は、八世紀になって初めての特別の機会であった。⁽²³⁾ 皇統の交代を、新王朝の誕生と理解して、慶賀のため使者の派遣を思い立ったのではないかとの指摘がある。⁽²⁴⁾

本像は、皇帝からの答信物「国土の宝貨」の場合もあるが、戒明の要請により仏工を唐使一行に含めた可能性がある。本像のような優れた彫像を製作する能力のある仏工は、唐においても一流の工人と思われる。井上正氏は、高い力量をもった人自身の移動と活躍なくして、本像の存在はないと評される。⁽²⁵⁾ 皇帝の命なくして招聘することは不可能であろう。すなわち、宝龜九年の戒明の帰朝と一緒に唐の工人が来朝し、本像を大安寺内で造像したと想定したい。同十年中には完成した可能性がある。⁽²⁶⁾

本像のように等身坐像でありながら、両脚部と蓮肉を含め、木芯を含まない一材から彫出する例は、他には見当たらず、その木取りから並大抵ではない造像背景を窺うことができる。とされ、桓武天皇の発願ではないかと中村氏は想像されている。⁽²⁷⁾ まさに国家プロジェクトと捉えて相違ないであ

ろう。

長岡京遷都と本像

天智天皇の娘・鷓野讚良皇女(持統天皇)が創立したと伝える願徳寺の場所が、長岡京内裏の西北角方向(乾)になるように計画し、堂舎を再興して桓武天皇の御願寺とした。延暦三年(七八四)の長岡京遷都にあたり、本像を東向きに安置して本尊とし、桓武天皇御持仏の薬師三尊像も平城京より当寺に移した(前輯三・一〇頁)。本像は薬師像ともども桓武一族や長岡京の守護神とされたのではないだろうか。

願徳寺(御願寺)は、天智天皇の娘の創立であるので、母方・高野新笠(?⁽²⁸⁾ 七七〇)および新笠の母・土師真妹の一族の拠り所とし、大安寺は七重東塔の四天柱に本像に基づき、聖徳太子に重なる三十三応現身像の基となる聖観音像を描き、父方・天智天皇―施基皇子―光仁天皇(七〇九―七八二)の拠り所にしたと想定される。血統に問題があった桓武朝の皇統の正統性を示すためには、天智天皇に繋がる大安寺の興隆と最新の唐文化保持者としての先進性が必要だったと考えられる。

このように本像は新王朝を象徴する極めて政治的なモノユメントであり、早良親王と桓武天皇の共同成果といえるだろう。

怨霊鎮魂

延暦四年(七八五)長岡京造宮使の藤原種継が暗殺され、犯行の首謀者とみなされた早良親王は連座して、水や食料を絶たれて憤死する。この後、桓武一族に不吉なことがあいつぎ、親王の怨霊のたたりとされ、「崇道天皇」の追号がおくられ御霊として祀られる。⁽²⁹⁾

松田誠一郎氏は本像によく似た唐風の作風を示す道明寺十一面観音像や璉城寺聖観音像が、桓武天皇の外戚である渡来系氏族の氏寺にあり、造立

背景に天皇の存在が考えられると初めて指摘された⁽²⁰⁾。岩佐氏は、外戚の渡来系一族の寺に中国色の強い一木彫像があり、表現や形式が本像と共通する要素があると指摘する⁽²¹⁾。左の通りである。

①道明寺(土師寺)蔵「十一面観音立像」

菅原氏(もと土師氏改姓) 河内国志紀郡土師郷(藤井寺市)

共通点、二重まぶた・眼の瞳に黒珠嵌入・肉体の質感表現・細やかな彫刻表現。

②秋篠寺蔵「十一面観音立像」

秋篠氏(もと土師氏改姓) 大和国添下郡(奈良市)平城宮の西北の地

共通点、異国風の風貌・背面で条帛と天衣をX字状に交差させる・背面の髪際を後方へ反らす。

③璉城寺(紀寺の後身)蔵「聖観音立像」

紀氏(父方の外祖母) 平城京(奈良市)

共通点、異国風の風貌・髻の形・背面の髪際を後方へ反らす。天冠台の形は道明寺蔵「十一面観音立像」に通ずる。

岩佐氏は採り上げていないが、左の一木彫像も土師氏(菅原氏)に関係するであろう。

④広智寺(黄蘗宗寺院)蔵「八臂観音立像(寺伝不空羅索観音立像)」

上宮天満宮(大宰府天満宮に次ぎ創建・土師氏の祖、野見宿祢も合祀)に隣接(高槻市)

共通点、異国風の風貌・眼の瞳に珠嵌入の跡・髻の形は本像、天冠台の形は道明寺蔵「十一面観音立像」に通ずるとされる⁽²²⁾。長岡京にも近い。

山形・宝積院蔵「十一面観音立像」も作風や形式から畿内の一族関係寺院での造立が想定されよう⁽²³⁾。

桓武天皇の外戚である渡来系氏族にとって、本像は一族の文化の先進性を示す象徴であり、誇りとする霊験仏とされたのではないかと思われる。

また、模倣が桓武朝の外戚顕彰政策の一環として、一族のみに許されたとの見解があり⁽²⁴⁾、不当な扱いを受けてきた一族の結束を高め、アイデンティティの確立に繋がったのではないかと思われる⁽²⁵⁾。さらに、本像は早良親王が関与して製作した故に親王の霊を慰めるため、一族の氏寺に仏像を造る際に、本像を根本像として作風や形式を似せて製作することに繋がったのではないだろうか。というのも、十一面観音には怨霊を鎮める呪力⁽²⁶⁾があるので、怨霊となった親王を何としても鎮めたいとの切実な願いが桓武一族にあったからである。ちなみに、不空羅索観音には怨讐を消滅させる効験がある⁽²⁷⁾。

桓武天皇は、早良親王が関与して製作させた本像を手本に造像させることにより怨霊を鎮め、天皇一族に災厄が及ばないようにと願ったことであろう。

おわりに

今回見出した奈良国立博物館蔵「諸観音図像」中の大安寺七重東塔壁画に描かれた白描聖観音像に相似する本像の検討を行った。「はじめに」で述べたように、本像は尊名・坐勢・製作地・製作者・製作環境などで意見の一致をみないとした。これらを考察し、以下のように結論づけた。

尊名

白描聖観音像と本像は、像容が相似していることを例証した。ことに天冠台の花環から髪束を二条左右に振り分ける表現および胸前で条帛の一方

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(下)

を裏から前方に回して長く伸ばし、しかも天衣の下を潜り抜け、脛にまで達し、渦を巻いて止まっているなど細部の、他に例を見ないところでも一致している。本像の尊名は聖観音像と称するのが妥当とした。

坐勢

半跏像と称するのは足を腿に載せないで誤用との見解があるが、經典に足を腿から外し、垂下させても半跏趺坐との記述があるので、慣用的に用いられてきた半跏像と称しても妥当とした以上、前輯。

形状と作風

本像は、蓮台から降りようとする、その一瞬の肉体の右にねじれる微妙な筋肉の動きまでも表現されている。眼の二重まぶたおよび瞳に黒曜石(左眼)を嵌入した張りのある理智的な表情の面相は異国風である。うねるような変幻自在な天衣の構成は、複雑な表現でありながら、全く破綻がなく、完璧な三次元性が実現されている。蓮華座に懸る裙に覆われた蓮弁には確かな質感と写実がある。背面において、条帛とX字状に交差する構成と造形表現は、隙なく完成した姿である。以上のような特徴から唐の工人のオリジナルとするのが妥当とした。また天冠台の花鏢から髪束を出す表現および後頭部の天冠台の留め具などは他に類例がなく、さらに条帛を長く伸ばして天衣の下を潜り抜け、脛で渦を巻いて止まっている例も他にない。本邦製作の彫像には類例がみられない孤高の作例となっている。

製作者・製作地

眼の黒目に別材を嵌入する技法、台座の蓮弁を十二方とし蓮弁の段の高さを大きく変える葺き方の形式などは唐の影響がみられる。耐久性のある部分と接続させる中国の石彫技法に基づく技法や粘りのある彫り口から石彫を本分としていた唐の工人の製作になると推定した。

白描聖観音像が描かれていた大安寺七重東塔は、出土瓦から奈良時代末期に漸く完成したと想定した。塔のある南塔院造営に関わったのは、光仁天皇の愛子である早良親王で、大安寺と東大寺の最高責任者であった。親王はここに最新の唐文化を採り入れ造営に役立てること、また遷都の準備として新京を守護するのに相応しい最新の仏像を請求する目的をもって、宝亀六年(七七五)の遣唐使の一員として大安寺僧の戒明を任命した。この宝亀の遣唐使は、唐の代宗皇帝が、称徳天皇から光仁天皇への皇統の交代を新王朝の誕生と理解して、慶賀の返礼唐使を派遣するという八世紀になってからは、初の機会であった。これを機に皇帝に要請して、唐使の一行に、唐の工人(仏師)を含めてもらったのではないかと想定した。宝亀八年に入唐した戒明は翌年に帰朝し、宝誌和尚十一面観世音菩薩真身像ほか、様々な図像や經典ならびに新情報をもたらした。

宝亀九年の遣唐使船で唐の工人が来朝し、本像を造像したと想定した。本像の模刻をされた中村恒克氏の御教示によると、六か月位で製作可能とのことなので、同十年中には完成した可能性がある。製作場所は早良親王や戒明の関係により大安寺南塔院と想定した。

製作環境

長岡京遷都は、桓武天皇が皇太子であった宝亀年間(七七〇～七八〇)から周到に準備された。血統に問題を抱えていた桓武朝の皇統の正統性を示すためには、唐の新思想・新文化を導入することによって、天智天皇に繋がる大安寺の興隆を図り、また最新の唐文化保持者としての先進性が必要とされたと考えられる。

唐の工人に最新の唐仏教による本像を製作させ、これを手本として東塔壁面に聖観音像が描かれたと推定した。東塔壁画は大安寺創始者の聖徳太

子を中心に、化身を主題として描かれたと考察した。太子は観音の化身と信じられていたので、本像が室町時代に聖徳太子の作とされたのも、当初からそう喧伝されていたかと窺われる。本像は桓武新王朝の誕生を象徴する極めて政治的なモノユメントであり、早良親王と桓武天皇の共同による成果といえよう。

安置場所

皇統の祖・天智天皇の娘である鸕野讚良皇女(持統天皇)が創立したと伝える願徳寺の寺地を長岡京内裏の西北角(乾)方向になるように計画して、堂舎を再興して桓武天皇の御願寺とした。本像を東向きに安置して本尊とし、桓武天皇御願の葉師三尊像も平城京より当寺に移した。本像は葉師像ともども桓武一族や長岡京の守護神とされたと推定した。

願徳寺(御願寺)は、天智天皇の娘の創立であるので、母方の高野新笠や新笠の母の一族・土師氏の拠り所とし、大安寺は七重東塔の四天柱に、本像に基づいて、聖徳太子と重なる三十三応現身像の基となる聖観音像を描き、父方の天智天皇―施基親王―光仁天皇の拠り所にしたと想定した。

模倣

桓武天皇の母である高野新笠はじめ外戚の渡来系一族にとって本像は、文化の先進性を示す象徴であり、誇りとする靈験仏であったのではないかと思われる。本像を写す行為が桓武朝の外戚顕彰政策の一環として、渡来系一族のみに許されたと指摘されている。氏寺に仏像を造る際に、十一面観音には怨霊を鎮める呪力、また不空罽索観音には怨讐を消滅させる効験があるので、怨霊となった早良親王を鎮めるために、親王が関与した本像を根本像として、作風や形式を似せて製作することに繋がったと想定した。

今後の展望

藤岡氏の「むしろ宝菩提院菩薩坐像(本像)こそ延暦期の最も正統的な作風をしめす作例とみるべきではないだろうか」との見解⁽²⁰⁾は卓見であり、賛同したい。藤岡氏は、延暦三年(七八四)、長岡京遷都頃の製作と想定されるが、これを遡るわずか五年前の製作と推定することにより、七八〇年代以降の造像、例えば、桓武天皇の創建と伝えられる秋篠寺の脱活乾漆像群や西大寺の塔本四仏像・興福院の阿弥陀三尊像などに新たな視点が開かれるのではないかと思考する。また、唐の工人を一人と限る必要はないだろう。例えば、もう一人に本像に作風や石彫に基づく技法が類似する道明寺十一面観音立像の工人を想定するのも一考であろう。これらの問題に関しては今後の課題としたい。

註

- (13) 清水真澄氏が同様の趣旨の見解を示されていることを、前掲刊行後知った。清水真澄「鎌倉 禅居院の観音菩薩半跏像について―中国像との形姿の比較を中心にして―」(『成城大学短期大学部紀要』三〇、一九九九年)、六三―六四頁。
- (14) 追塩千尋「別当とその出身寺院」(『中世南都の僧侶と寺院』吉川弘文館、二〇〇六年)、一七三―一七六頁。
- (15) 生井真理子「大安寺塔中院建立縁起と石清水」(『仏教文学』三九、仏教文学会、二〇一四年)、九三頁。「大安寺の復興に興福寺僧が関わり、塔中院や古老の伝承を詳しく知る機会はありえた」と指摘している。
- (16) 大安寺の沿革について左の書を参照した。
- ①大安寺史編集委員会編『大安寺史・史料』(大安寺、一九八四年)。
- ②菅谷文則『大安寺伽藍縁起并流記資財帳を読む』(南都 大安寺編『大安寺歴史講座』1、東方出版、二〇二〇年)。

③森下恵介「大安寺の歴史を探る」(南都 大安寺編「大安寺歴史講座」2、東方出版、二〇一六年)。

(117) ①中川由莉「奈良時代の大安寺―仏教受容におけるその役割―」(『寧楽史苑』五二、奈良女子大学史学会、二〇〇七年)、三〇―三二頁。

②前掲註(116)③森下書、一一五―一九頁。日本では、まとまって出土することのない唐三彩の陶枕が五十個体以上出土しており、国際性を物語っている。金堂の遺物とされ、道慈が請来した可能性が指摘される。

(118) 早良親王については、主として左の書を参照した。

①柴田博子「早良親王―皇太子置定―の困難」(吉川真司編「古代の人物 4 平安の新京」清文堂出版、二〇一五年)。

②西本昌弘「早良親王」(吉川弘文館、二〇一九年)。

(119) ①山田英雄「早良親王と東大寺」(『南都仏教』一一、南都仏教研究会、一九六二年)、七四―七六頁・八〇―八二頁。

②高田淳「早良親王と長岡遷都―遷都事情の再検討―」(『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年)、一九九―二〇五頁。「寺内行政全般の統括権と造東大寺司に対する指揮権」を併せ持つ最高指導者の地位に就いたとされる。

(120) ①前掲註(118)②西本書、五〇―五三頁。

②山本幸男「早良親王と淡海三船―奈良末期の大安寺をめぐる人々―」(『弘法大師の思想とその展開 高野山大学 密教文化研究所紀要』別冊1、密教文化研究所、一九九九年)。のち『奈良朝仏教史攷』(法蔵館、二〇一五年)に所収、二四七―二四八頁。

(121) 前掲註(116)③森下書、八〇頁。

(122) 松田和晃「大安寺資財帳の成立に関する一考察」(『法学研究』法律・政治・社会』六四―一 慶應義塾大学法学研究会、一九九一年)、二〇七頁。

(123) 『続日本紀』天平神護二年十二月己酉条。

(124) 『続日本紀』神護景雲元年三月戊午条。「戊午、幸大安寺。授、造寺大工正六位上、輕間連鳥鷹、外従五位下」。

(125) 太田博太郎「大安寺」(『南都七大寺の歴史と年表』岩波書店、一九七九年)、

八四頁。

(126) 『続日本紀』神護景雲元年条。二月、東大寺。山階寺。三月、元興寺。西大寺。大安寺。葉師寺。巡幸の順序は五番目であり、官寺筆頭であった大安寺の地位低下を示す事象と考えられる。

(127) 『諸寺縁起集、醍醐寺本』「大安寺碑文一首并序」(藤田経世編『校刊美術史料 寺院篇 上巻』中央公論美術出版、一九七二年)、八六―八七頁。

(128) 『大安寺碑文』には、「囹八相之銀壁」の文言があり、釈迦八相図が銀壁(白壁のことか)に描かれていた。葉師寺東塔に釈迦八相の彫像があつたように塔壁画の主題として相応しいが、銀壁から塔ではなさそうである。伽藍の復興部分に続く文言なので、金堂の壁に新たに描いたと考えたい。

金堂跡北側の焼土層から「彩色漆喰片」が出土しているのもこれを証している。

『特別展 大安寺のすべて 天平のみほとけと祈り』(奈良国立博物館、二〇二二年)、図版39「彩色漆喰片」。

(129) 前掲註(116)③森下書。一四七―一六七頁。以下、東西両塔については本書を参照した。

(130) 服部匡延「平安時代における大安寺の回祿と復興の概観」(『美術史研究』三、早稲田大学美術史研究会、一九六四年)。

(131) 服部匡延「古史料にみる大安寺七重塔壁画の諸問題」(『美術史研究』一〇、早稲田大学美術史学会、一九七三年)。

(132) 前掲註(127)藤田編書、二六頁。

(133) 前掲註(127)藤田編書、四三―四四頁。

(134) 前掲註(127)藤田編書、九六―九七頁。

(135) 武田賢壽「奈良時代における太子信仰の形成―法華信仰から浄土信仰へ―」(『同朋学園仏教文化研究所紀要』一〇、同朋学園仏教文化研究所、一九八九年)、八―九頁。

(136) 真鍋俊照「不空羼索観音の表現とその普遍性」(『印度学仏教学研究』六五―一、日本印度学仏教学会、二〇一六年)、一五〇頁。

(137) 蔵中しのお編「『南天竺婆羅門僧正碑并序』注釈」(『水門―言葉と歴史―』

二一、水門の会、二〇〇九年)、四二頁。

(138) 『日本靈異記』(『新編 日本古典文学全集10』小学館、一九九五年)、三六五頁。

(139) 神野祐太「大安寺戒明請来の宝誌和尚像について」(『仏教美術論集』6 組織論—制作した人々、竹林舎、二〇一六年)、二一〇頁。

(140) 中国・南北朝時代の南朝・梁の武帝は、道教を捨て仏教に帰依し、中国で初めて無遮大会を催した。都の建康(金陵)には寺院が七百余所、僧尼が常に万人といわれるほど仏教が隆盛した。菜食を守り戒律の生活を送ったため「皇帝菩薩」と称された。鎌田茂雄『中国仏教史』(岩波書店、一九七八年)、九五―九七頁。

(141) 宝誌和尚は、幼少に出家し僧儉に師事して禅法を修した。長髪・跣の異様な身なりで、剪刀・鏡・帛をかけた錫杖を執り、街中を放浪していた。予言をよくし、神異を現した。十一面観音の化身といわれ、顔面より十一面観音を現す神異で知られている。絵師が宝誌和尚を描こうとしたが、様々な姿に変身し描けなかったとの説話が伝えられている。梁の武帝は当初は彈圧をしたが、のちに宝誌和尚に深く帰依した。

①前掲註(140)鎌田書、一二九頁。

②慧皎撰『高僧伝』十 神異下 保誌伝(以下、『梁高僧伝』と表記する)(『大正新修大藏経』五〇(SAAT大正新修大藏経テキストデータベース)、No. 2059.394-395)。以下、『大正新修大藏経』は、本データベースを参照した。

(142) この文言は、敦煌出土文書(スライム本S371)にも記されている。

矢吹慶輝「鳴沙余韻 敦煌出土未伝古逸仏典開宝」下(岩波書店、一九三〇年)

図版七八頁・解説編二〇九―二一〇頁。

(143) 毛利久「宝誌和尚像」(『古文化』一、大八洲出版、一九四八年)。のち『日本仏像史研究』(法蔵館、一九八〇年)に所収。

(144) 思託は大安寺の唐僧道璿に頼まれて、大安寺唐院で律の講義を漢語で四、五年行っている。師の伝記「大唐伝戒師僧或名記大和上鑑真伝」を著わし、これをもとに思託が宝龜十年に淡海三船に要請して『唐大和上東征伝』が撰述されたことでも知られる。思託について左の論文を参照した。

①藏中進「思託―渡来僧の生涯と文学―」(『日本文学』二二三、日本文学協会、一九七四年)。のち『唐大和上東征伝の研究』(桜楓社、一九七六年)に所収。

②藏中しのぶ「渡来僧と大安寺文化圏―新羅僧・元暁と淡海三船―」(『アジア遊学』4、勉誠出版、一九九九年)。のち『奈良朝漢詩文の比較文学的研究』(翰林書房、二〇〇三年)に所収。

(145) 『日本高僧伝要文抄』三(『新訂増補 国史大系』三一、吉川弘文館、一九六五年)、八八頁。

完本は現存せず、東大寺の宗性撰『日本高僧伝要文抄』ほか教書に逸文が収録されている。本文については、藏中しのぶ『延暦僧録』注釈(『大東文化大学東洋研究所、二〇〇八年、二四四―二五〇頁を参照した)。

①松本信道『延暦僧録』戒明伝の史料的特質(『駒沢史学』三七、駒沢史学会、一九八七年)。

②後藤昭雄『延暦僧録』考(『国語と国文学』六五―二、至文堂、一九八八年)。のち『平安朝漢文文献の研究』(吉川弘文館、一九九三年)に所収、六―七頁。

(146) 王勇「聖徳太子時空超越」(大修館書店、一九九四年)、二八〇―二八二頁。

(147) 『本朝高僧伝』四「和州大安寺沙門戒明伝」(『大日本仏教全書』一〇二、仏書刊行会、一九一三年)。

(148) 『大乘三論師資伝』「次桂畏八嶋聖皇(早良親王)、特降諭旨玄覺法師、遣唐請益、法師含忠訪道、帰朝伝灯、今吾三代之祖師也」。本書によると、玄覺は元興寺智光の弟子靈寂に学んだ東大寺の僧である。

伊藤隆寿「香山宗撰『大乘三論師資伝』について」(『印度学仏教学研究』二七―二、日本印度学仏教学会、一九七九年)、二九六頁。

伊藤隆寿「香山宗撰『大乘三論師資伝』」(駒沢大学仏教学部論集)一二、一九八一年)、一六七頁。

(149) 『宝龜三年説』

①安藤更生「支那典籍に現れたる鑑真大和上とその門流」(『唐招提寺論叢』桑名文星堂、一九四四年)、一四頁。

②東野治之「日唐間における渤海の中継貿易」(『日本歴史』四三八、吉川弘文館、

一九八四年)。のち『遣唐使と正倉院』(岩波書店、一九九二年)に所収、一三二頁。

宝龜三年二月の渤海使の帰国に便乗して、入唐したと推定されている。

③前掲註(146)王勇書、二七五～二七六頁。

〈宝龜八年説〉

①小野玄妙「奈良朝末期の入唐僧大安寺戒明阿闍梨」(『仏書研究』一〇、仏書刊行会、一九一五年)。のち『仏教の美術と歴史』(金尾文淵堂、一九三七年)、九〇〇～九〇二頁に所収。

②藏中進「唐大和上東征伝の研究」(桜楓社、一九七六年)、一三五～一五二頁。

③松本信道「徳清の入唐について」(『駒沢大学文学部研究紀要』六八、駒沢大学、二〇一〇年)、三～六頁。

④西本昌弘「大安寺僧戒明が請来した唐代の宝誌像」(『関西大学東西学術研究所紀要』五三、関西大学東西学術研究所、二〇二〇年)、四三頁。

(150) 円仁が承和五年(八三八)に請来した唐僧の明空撰『勝鬘経疏義私鈔』一(『大日本仏教全書』四、仏書刊行会、一九一四年)に左の記事があることによる。

今上宮王疏所積、即是後訳経。有二十一紙。其疏唐大曆七年、日本国僧使

誠明得清等八人、兼法華疏四卷、将来揚州。与龍興寺大律闍梨靈祐。其上宮王、是安南都護兎衡姑也。相伝云、是梁南嶽高僧思大禪師(慧思)後身。

献呈された靈祐は、鑑真の第四次渡航が失敗した原因となった、官に密告した僧である。日本で仏教が興隆しており、鑑真の見通しの正しさを伝えたかったのであろう。

また、円珍撰『大毘盧遮那成道経義釈目録縁起』(『智証大師全集』園城寺事務所、一九一八年、七〇一頁)に左の記事がある。

録之来由者、如余所聞件義釈徒大唐来我国且五本焉。今見有四。謂西大寺得清大徳或書徳字請来本一十四卷、大曆七年到唐、未委帰年也。

得(徳)清が入唐した年を大曆七年としている。

(151) 『続日本紀』宝龜九年十月乙未条、十一月壬子条、十一月乙卯条。

(152) 松本信道「『靈異記』下巻 十九縁の再検討―その史実と虚構―」(『駒沢大学文学部研究紀要』五三、駒沢大学、一九九五年)、一一〇～一一一頁。大安寺

僧戒明大徳が、宝龜八年四月に佐賀で安居会に『華嚴経』を講じるとの記事がある。

(153) 宝龜八年説の松本信道氏は、宝龜三年説の根本史料である現存最古本・西教寺蔵『勝鬘経疏義私鈔』の書写年代が明暦二年(一六五六)と新しく、大曆七年は大曆十二年の「十二」の草書体を「七」と過去の書写の際に誤写したのではないか。さらに「日本国僧使」は公式の遣唐使に随行した僧と考えるべきで、中国の記録や正史には宝龜三年は記録されていないとして再考すべきと指摘している。また「大毘盧遮那成道経義釈目録縁起」の割註「大曆七年到唐、未委帰年也。」は、後世の校訂者の補入とされる。松本信道「宝誌像の日本伝播(2)天台入唐・入宋僧を中心として」(『駒沢大学文学部研究紀要』六五、駒沢大学、二〇〇七年)、三～六頁。

しかし、同書の空海や円仁などの記事にも、入唐・帰朝の年月等が割註で記され、同体裁なので、円珍が施したのではないかと思われる。しかも『大日本仏教全書』本『勝鬘経疏義私鈔』の跋文は、貞観十三年(八七二)に円珍が記しており、本文中の「大曆七年、日本国僧使誠明得清」の記事を見て、割註を施した可能性もある。誤写とするのは、難しいのではなからうか。

(154) 前掲註(145)①松本論文、三九～四四頁。

(155) 勝浦令子「正倉院文書にみえる天台教学書の存在形態」(『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年)、四九頁。

(156) 宝誌和尚像の請来について、左の論文を参照した。

①松本信道「宝誌像の日本請来の背景について」(『駒沢大学文学部研究紀要』六三、駒沢大学、二〇〇五年)。

②松本信道「宝誌像の日本伝播(1)大安寺を中心として」(『駒沢大学文学部研究紀要』六四、駒沢大学、二〇〇六年)。

③松本信道「宝誌像の日本伝播(2)天台入唐・入宋僧を中心として」(『駒沢大学文学部研究紀要』六五、駒沢大学、二〇〇七年)。

④前掲註(139)神野論文、一四頁。

「宅」には墓所の意味があり、鍾山独龍阜に葬られた宝誌和尚の墓所を開善寺としたという。

⑤西本昌弘「大安寺僧戒明が請来した唐代の宝誌像」(『関西大学東西学術研究所紀要』五三、関西大学東西学術研究所、二〇二〇年)。

(157) 宝誌和尚像の類例については、前掲註(137)神野論文、一四〇―一五頁を参照した。

(158) 前掲註(145)①松本論文、二二頁。

(159) 前掲註(144)②蔵中しのお論文、四四頁。

(160) 田林啓「神異僧をめぐって」(『神異僧と美術伝播』中央公論美術出版、二〇二一年)、一七頁。

(161) 瑯琊王は南北朝時代に山東省瑯琊郡を本拠としていたが、西晋の滅亡後、東晋の成立と共に指導者となり、都の建康(金陵)に移住する。東晋の政治や文化の発展に大きな役割を果たした名族で書聖・王羲之はその一族である。金陵(南京象山)一族の墓がある(前掲註(145)①松本論文、四一―四二頁)。

『延暦僧録』の「從高僧沙門釈思託伝」に「思託、沂州人。住開元寺、後入天台山。俗姓王氏、瑯琊王仙人王喬之後」とある(『日本高僧伝要文抄』三、前掲註(145)書、七九―八〇頁)。

(162) 『妙法蓮華経第一 序品第一』(『大正新修大藏経』九、No.0292.0002c)。「大智度論卷第七 大智度初品中放光釈論第十四」(『大正新修大藏経』二五、No.0108.11ab)。

(163) 原品は唐時代、八世紀の製作。縦一〇四・八釐、横二九・〇釐。MIHO MUSEUM編『獅子と狛犬』(『青幻舎』二〇一四年)、六六・二三―三三頁。

(164) 傅大士の思想は仏頂系密教の『大仏頂経』と密接な関連を有しており、戒明が真経との「唐決」を請求したため起きた真偽論争では、思託は真経説を擁護した。それも宝龜十年に、思託は東大寺において蝦夷の反乱の鎮圧を願って本経による「大仏頂行道」を修しているため、自説の正当性を示す必要があったからとされている(前掲註(145)①松本論文、三九―四四頁)。

(165) 『岩波仏教辞典』(岩波書店、一九八九年)。「傅大士」の項目を参照した。

(166) 安藤更生『鑑真大和上伝の研究』(平凡社、一九六〇年)、一一―一二四頁。

(167) 前掲註(146)王勇書、一三三頁。

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(下)

(168) 辻善之助「聖徳太子慧思禪師後身説に関する疑」(『歴史地理』五三―一、吉川弘文館、一九二九年)。のち『日本仏教史研究 第三卷 日本仏教史の研究 続編 上』(岩波書店、一九八四年)に所収、七七八頁。

(169) 慧思の肖像は、淡海三船が神護景雲元年(七六七)称徳天皇の聖徳宮寺(法隆寺)行幸時に作った詩に「南嶽留禪影 東州現応身」とあるので法隆寺に存在したと知られる。勅撰漢詩集の『経国集』一〇(『群書類従 第八輯』二二五、群書類従刊行会、一九五三年)に収録。

(170) 中野聰「靈驗仏として的大安寺釈迦如来像」(『仏教芸術』二四九、毎日新聞社、二〇〇〇年)、八八頁。

(171) 『七大寺日記』(前掲註(132)藤田編書)・『七大寺巡礼私記』(前掲註(133)藤田編書)。

(172) 小原二郎「研究資料 日本彫刻用材調査資料」(『美術研究』二二九、東京文化財研究所、一九六四年)、三七頁。小原氏が調査した標本は平成三十年(二〇一八)に東京国立博物館に寄贈されたが、この中に本像の標本はない。

金子啓明(小原二郎氏旧蔵木彫像用材調査標本)について(『MUSEUM』六七九、中央公論事業出版、二〇一九年)。

(173) ①金子啓明・岩佐光晴・能城修一・藤井智之「日本古代における木彫像の樹種と用材観―七・八世紀を中心に―」(『MUSEUM』五五五、東京国立博物館、一九九八年)、四一―四二頁。

②岩佐光晴「1.日本彫刻史研究における木彫像の樹種同定の意義―木彫像成立の問題を中心に―」(『仏像の樹種から考える 古代―木彫像の謎』東京美術、二〇一五年)、五〇頁。

(174) 藤井智之「木彫像の樹種―木彫像用材の科学的分析―」(『特別展 仏像―木にこめられた祈り』東京国立博物館、二〇〇六年)、一三三頁。

(175) 伊東隆夫「中国由来の木彫像の用材観」(『科学研究費助成事業 研究成果報告書』二〇一八年)。

(176) 松田誠一郎「菩薩踏下像(伝如意輪観音)」(『週刊朝日百科 日本の国宝 16 京都/清涼寺 宝菩提院 大覚寺 長福寺 妙心寺 退蔵院』朝日新聞社、一九九七年)、一七二頁。

(177) 鈴木喜博「檀像の概念と栢木の意義」(『日本美術全集 第5巻 密教寺院と

仏像 平安の建築・彫刻Ⅰ」講談社、一九九二年、一七七～一七八頁。

- (178) ①豊秋(源豊宗)「美術史雑誌 宝菩提院の月光菩薩像」(『仏教美術』一六、
仏教美術社、一九三〇年)。のち「源豊宗著作集 日本美術史論究 3 天平・
貞観」思文閣出版、一九八〇年に所収、加筆訂正あり。二三七～二四三頁。

②源豊宗 図版解説「39菩薩半跏像」(『京都の国宝』文化財保護法施行十周年
京都記念会、一九六一年)。

- (179) 滝精一「菩薩半跏像」(『日本古美術案内』丙午出版社、一九三二年)。

- (180) 筆者不詳 図版解説「一四三三 菩薩像 寺伝如意輪観音像」(『日本国宝全
集』七二、日本国宝全集刊行会、一九三六年)。

- (181) 文化財保護委員会執筆 図版解説「二、木造菩薩半跏像(本堂安置)」(文化
財保護委員会監修『日本文化財』二五、新国宝特集号、財団法人奉仕会、
一九五七年)。

同様な文言の表現が、倉田文作「平安時代作品の4 京都宝菩提院の菩薩半
跏像」(『仏像のみかた(技法と表現)』第一法規出版、一九六五年)、一五八頁
にあるので、倉田文作氏の説と思われる。

- (182) 毛利久「平安時代の檀像について」(『史窓』一三、一九五八年)。のち『日本
仏教彫刻史の研究』(法蔵館、一九七〇年)に所収、一四四頁。

- (183) 岡直己「宝菩提院菩薩半跏像考」(『美術史』三二、便利堂、一九五九年)、
九九～一二二頁。

- (184) 上原昭一 図版解説「387・390 菩薩半跏像」(『国宝彫像 第二巻』徳間書店、
一九六七年)。

- (185) ①中野玄三 図版解説「84 菩薩半跏像」(『京都の仏像』淡交社、一九六八年)。

②中野玄三「密教像の成立と展開—平安時代彫刻史」(『仏教美術入門 第四
巻 密教の美術』平凡社、一九九一年、一〇三・一〇五頁。「遣唐船の帰還に
さいし、檀像彫刻を専門とする彫師と称する仏師が、相当数日本に來朝し、
かれらの作品が群を抜いて優れていたため、日本でいたく尊重されそのうちの
いくつかが今日まで残ったものと思われる」とされる)。

- (186) ①久野健「二三 宝菩提院半跏菩薩像」(第二章 平安初期の菩薩像)『平安
初期彫刻史の研究』吉川弘文館、一九七四年)。

②田邊三郎助「木彫像—中国と日本—」(『国際交流美術史研究会第九回シン
ポジウム 美術史における過渡期と転換期』国際交流美術史研究会、一九九一
年)。のち「田邊三郎助彫刻史論集」(中央公論美術出版、二〇〇一年)に所収、
九一～九二頁。

- (187) ①井上正「法華寺十一面観音立像と呉道玄様—檀像系彫刻の諸相Ⅳ—」(『学
叢』九、京都国立博物館、一九八七年)、三五～三六頁。

②井上正「古密教彫像巡歴 一〇 京都・宝菩提院菩薩半跏像」(『日本美術
工芸』五八九、日本美術工芸社、一九八七年)。のち「続 古仏—古密教彫像
巡歴」(法蔵館、二〇一二年)に所収、五八～六三頁。

- (188) 岡田健 図版解説「59 如意輪観音半跏像」(『特別展 檀像 白檀仏から日本
の木彫仏へ』奈良国立博物館、一九九一年)。

(189) 長岡龍作「仏像表現における〈型〉とその伝播(下)—平安初期菩薩形彫刻に
関する一考察—」(『美術研究』三五二、東京文化財研究所、一九九二年)、二七
頁。

- (190) 浅井和春 図版解説「7 菩薩半跏像」(『日本美術全集 第五巻 密教寺院と
仏像 平安の建築・彫刻Ⅰ』講談社、一九九二年)。

(191) 紺野敏文「虚空蔵菩薩像の成立(中)—求聞持形の展開—」(『仏教芸術』
二二九、毎日新聞社、一九九六年)。のち「第五編 虚空蔵菩薩像の成立 第
二章 求聞持形の展開」(『日本彫刻史の視座』中央公論美術出版、二〇〇四年)
に所収、五八七～六〇四頁。前輯一二頁で述べたように、空海関与や虚空蔵菩
薩説は、確証を得るためには史料が足りないとした。

- (192) ①前掲註(176)松田論文、一七二～一七三頁。

②松田誠一郎「第五〇回全国大会研究発表要旨 山背遷都と靈驗薬師仏—京
都・宝菩提院菩薩踏下像の彫塑史的な位置づけに関連して—」(『美術史』
一四三、美術史学会、一九九七年、一〇七頁。前輯五～一〇頁で述べたよう
に、靈驗薬師三尊脇侍説は成立し難い)。

- (193) ①岩佐光晴「平安時代前期の彫刻 一木彫の展開」(『日本の美術』四五七、
至文堂、二〇〇四年、三〇～三二頁)。

②岩佐光晴「初期—木彫の世界」(『特別展 仏像 一木にこめられた祈り』

東京国立博物館、二〇〇六年、四一頁、および同書、図版解説「20 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」。

(194) ①鈴木喜博「23 菩薩半跏像」(「特別展 古密教―日本密教の胎動―」奈良国立博物館、二〇〇五年)。

②井上一稔「菩薩半跏像 異国の風貌をもつ謎多き菩薩像」(『週刊朝日百科 国宝の美』13 彫刻5 天平後期・平安初期の仏像)朝日新聞出版、二〇〇九年、二三―二五頁。

③関根俊一「洛西の仏像 三 宝菩提院願徳寺」(『近畿文化』八二〇、近畿文化会事務局、二〇一八年)、四頁。

(195) 藤岡穰「様式からみた新薬師寺薬師如来像」(『様式論―スタイルとモードの分析(仏教美術論集I)』竹林舎、二〇一二年)。のち『東アジア仏像史論』中央公論美術出版、二〇二一年に所収、一六二―一六三頁・一六六―一六七頁。前輯五―一〇頁で述べたように、靈驗薬師三尊協侍説は成立し難い。

(196) ①山本勉「菩薩坐像」(『別冊太陽 仏像 日本仏像史講義』平凡社、二〇一三年)。

②山本勉「宝菩提院菩薩像」(『日本仏像史講義』平凡社新書七七五、平凡社、二〇一五年)、七九―八〇頁。

③皿井舞 図版解説「18 菩薩半跏像」(『日本美術全集 第4巻 平安時代1 密教寺院から平等院へ』小学館、二〇一四年)。

④中村恒克「宝菩提院菩薩半跏像および道明寺十一面観音菩薩立像の作風表現および造像技法における唐の影響について―両像の模刻制作を通して―」(『平成二十七年 東京芸術大学大学院美術研究科博士後期課程学位論文』二〇一六年)、一―七五頁。

(197) 文化庁執筆者 図版解説「菩薩半跏像(本堂安置)」(『国宝事典』第四版、便利堂、二〇一九年)。変更前の見解は、文化庁執筆者 図版解説「7 菩薩半跏像(伝如意輪観音)(本堂安置)」(『文化庁監修「国宝 5 彫刻II」(増補改訂版) 毎日新聞社、一九八四年)による。

(198) 中村恒克「模刻でわかる宝菩提院の超絶美仏」(『京都傑作美仏大全』柘出版社、二〇一八年)、一九頁。右目は後補とされている。

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描画像について(下)

(199) 平安前期以前の木彫像に、黒目嵌入の技法が用いられた作例を左に示す。前掲註(196)④中村論文、八頁を参照し、作例を付け加えた。

〈請求像〉

①奈良・法隆寺 九面観音立像。黒い球。唐・養老三(七一)九請求。

②京都・東寺 兜跋毘沙門天立像。兜跋毘沙門天立像および地天の黒目は黒石。腹前と両肩の獅鬚・尼藍婆・毘藍婆の黒目は木製。唐・九世紀。

③京都・東寺観智院 五大虚空蔵菩薩坐像。練物、材質は不明。唐・承和十四年(八四七)請求。

④大阪・観心寺、滋賀・千手寺、京都・善願寺二軀、東京・浅草寺、アメリカ・ミネアポリス美術館 僧形坐像。木製の珠。唐末―五代・九―一〇世紀。

⑤京都・清凉寺 釈迦如来立像。練物、鋳物の可能性あり。唐・永延元年(九八七)請求。

〈本邦作像〉

①奈良・唐招提寺 自在王菩薩立像。亡失。奈良・八世紀。

②奈良・興福寺東金堂 四天王立像。木屎漆に黒漆を塗ったもの。平安・八―九世紀。

③大阪・道明寺 十一面観音菩薩立像。黒い球、材質不明。平安・八―九世紀。

④奈良・法華寺 十一面観音菩薩立像。半球形銅板。平安・八―九世紀。

⑤大阪・廣智寺 八臂観音菩薩立像(不空羼索観音像カ)。亡失。平安・八―九世紀。

⑥滋賀・千手院 千手観音菩薩立像(御代仏)。金属製(銅板カ)。平安・九世紀。

⑦兵庫・中山寺 十一面観音菩薩立像。鉄銚。平安・九世紀。

(200) 前掲註(196)④中村論文、四九・六一―六五頁。

(201) 前掲註(196)④中村論文、三五―三六頁。

(202) 前掲註(188)岡田図版解説。

(203) 松田誠一郎「天平後期彫塑の研究」(昭和六十四年度 東京芸術大学大学院美術研究科博士後期課程学位論文、一九九〇年)、四〇―二頁。作者は官营造仏所系の仏工とされる。

(204) 前掲註(189)長岡論文、二七頁。

- (205) 前掲註(19)藤岡論文、四一・四五頁。
- (206) 毛利久「唐招提寺彫刻の問題点」(奈良六大寺大観 補訂版)一三、岩波書店、一九七二年初版・二〇〇一年補訂版)。
- (207) この項は、瀧浪貞子「I 皇位と皇統 五章 桓武天皇の皇統意識」(『日本古代官廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年)を参照した。
- (208) 清水みき「桓武朝における遷都の論理」(『日本古代国家の展開』上、思文閣出版、一九九五年)、三八四～三八六頁。暦を操作して天応元年(七八一)正月朔日を辛酉の年の辛酉の日として、この年に桓武は即位し早良親王は皇太子となる。長岡遷都は、延暦三年(七八四)の甲子革命の年である。翌年の十一月一日、「朔旦冬至」の日に長岡京の南西にあたる交野の地に天壇を設け、光仁天皇を始祖とする王朝の発足を示す唐風の郊祀を執行している。
- (209) 山中章「第I部長岡京総論 第二章 長岡京の諸段階」(『長岡京研究序説』塙書房、二〇〇一年)、一一二～一二五頁。
- (210) 皿井舞「模刻の意味と機能—大安寺釈迦如来像を中心に」(『京都大学文学部美学美術史学研究室研究紀要』二二、二〇〇一年)、九九頁。
- (211) 榎本淳一「文化受容における朝貢と貿易」(『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年)、二六六～二七〇頁。
- (212) 『続日本紀』宝亀九年十月乙未(二十三日)条。遣唐第三船、判官小野滋野の復命報告。
「所請並允」・「今遣中使趙宝英等、将答信物、往日本国」・「朕有少許答信物。今差宝英等押送。道義所在、不以為勞」
- 「続日本紀」宝亀九年十一月乙卯(十三日)条。遣唐第一船、判官大伴継人の復命報告。
「差内使掖庭令趙宝英、判官四人、賚国土宝貨、随使来朝、以結隣好」
釈文は「続日本紀 五」(『新日本古典文学大系』一六、岩波書店、一九九八年)による。判官大伴継人は、藤原種継暗殺の謀議人として斬首されているので、早良親王に近い人物である。
- (213) 東野治之「遣唐使船 東アジアのなかで」(朝日新聞社、一九九九年)、三八頁。
- (214) 栄原永遠男「宝亀の唐使と遣唐使」(『専修大学東アジア世界史研究センター年報』二、専修大学社会知性開発研究センター、二〇〇九年)、四五頁。
- (215) 前掲註(187)②井上正論文、五八～六三頁。
- (216) 本像の製作に要する期間は、模刻をされた中村恒克氏にお尋ねしたところ、およそ六か月位との、ご教示を得た。
- (217) 前掲註(196)④中村論文、一八頁。
- (218) ①清水みき「外戚土師氏の地位—桓武朝の皇統意識に関わって—」(『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九年)、四二頁。高野新笠の母、桓武の外祖母の土師氏一族は、河内・和泉・大和で行基の活動を支援するなど、一族の在地で仏教信仰に篤かったという。
- ②前掲註(193)②岩佐論文、四一～四二頁。願徳寺の近隣は土師氏が勢力をもっていた地域であり、長岡京北方の大枝に高野新笠の御陵も所在しているとされた。しかし、ここには有力な土師氏一族はおらず、御陵の存在も慣習にすぎたが、歴史研究者の大方の説である(清水前出書、三八～三九頁)。
- 土師氏について左の論文も参照した。
- ③松田誠一郎「大阪・道明寺十二面観音(伝試みの観音)について(上)・(下)」(『MUSEUM』四四八・四四九、ミュージアム出版、一九八八年)、(下)三〇～三二頁。
- (219) この項は、前掲註(18)②西本書を参照した。事件の原因に関しては諸説あるが、古い伝承を採り上げておきたい。
森田悌「早良親王と御霊」(『王朝政治と在地社会』吉川弘文館、二〇〇五年)、一一八頁。『水鏡』の伝承によれば、桓武天皇は行幸ばかりで世の政を早良親王にのみ預けていた。親王が佐伯今毛人を宰相(参議に任命したのを、佐伯氏が参議になる前例がないとして、藤原種継が反対したので天皇に種継排除を申し出た。天皇は不快に思つて親王から政を取り上げたので、不満に思い種継暗殺に至ったという。
- (220) 前掲註(192)②松田発表要旨。
- (221) 前掲註(193)②岩佐論文、四一～四二頁。

- (222) ①浅見龍介 図版解説「165 不空羼索観音菩薩立像」(東京国立博物館・福岡市博物館・大阪市立美術館編『菅原道真没後千百年 天神さまの美術』、二〇〇一年)。

早良親王所縁の地であるので、この地域の土師氏により怨霊消滅のため造像された可能性も考えられよう。

- ②西本昌弘「藤原種継事件の再検討―早良親王春宮坊と長岡京の造営―」『歴史科学』一六五、大阪歴史科学協議会、二〇〇一年、一〇頁。

上宮天満宮の東方五キロほどに、早良親王が淡路に流される途中、船より降りて辞世の詩を作った梶原寺がある(『諸寺縁起集、醍醐寺本』「大安寺崇道天皇御院八嶋両処記文」、前掲註(127)藤田編書、一一七頁)。梶原寺の所在する高槻丘陵は、奈良時代の官所用瓦の生産地で、長岡京の早良親王春宮坊関連地にも供給している。辞世の詩に「二三我弟子」とあることから、梶原寺に早良親王の弟子がいたことを示唆し、瓦生産に影響力があつたと推測されている。

- (223) 異国風の風貌・背面で条帛と天衣をX字状に交差させる・背面の髪際を後方へ反らす・石帯と花飾りが、本像に共通し、頂上仏が上半身を表すのは、道明寺蔵「十一面観音立像」と同様である。

長岡龍作「山形宝積院十一面観音像をめぐる」『美術史』一一二、便利堂、一九九八年)を参照した。

- (224) 前掲註(218)①清水書、四二頁。桓武天皇は、母方外戚の土師氏や父方祖母紀氏の氏寺には本像に近い最新の造像を認めていたとする。

- (225) 松田氏は、道明寺に「試みの観音」として伝えられる、もう一体の十一面観音立像は、神護景雲から宝亀年間(七六七―七八一)の頃に、白壁王の即位・山部親王の立太子を祈念し、また土師氏改姓を念願して土師氏一族により発願、造像された可能性を指摘している(前掲註(218)③松田論文、(下)三三頁)。

- (226) 十一面観音の怨を鎮める効験に関する経典は左の通りである。
- ①『仏説十一面観世音神呪経』耶舎幅多訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1070149b17)。

十種果報「四者能破一切怨敵」。

- ②『十一面神呪心経』玄奘訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1071152b20-21)。

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描画像について(下)

十種勝利「四者能伏怨敵而無所畏」。

- ③『陀羅尼集経』四、阿地瞿多訳(『大正新修大藏経』一八、No. 0901812c19)。
- 十種果報「四者能破怨敵」。

- ④『十一面観自在菩薩心密言念誦儀軌経』不空訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1069140a25)。

- (227) 十種勝利「四者一切怨敵不能沮壞」。
- 不空羼索観音には、左のように怨を消滅させる効験がある。

- ①『不空羼索神变真言経』菩提流志訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1092228c12-13)。

- ②『不空羼索呪経』闍那崛多訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1093400a8-9)。

- ③『不空羼索神呪心経』玄奘三蔵訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1094403b20)。

二十勝利「十四者設有怨讐速自消滅」。

- ④『不空羼索呪心経』菩提流志訳(『大正新修大藏経』二一〇、No. 1095407a5-6)。

- (228) 二十種殊勝利益「十四者不怖怨讐。十五者設有怨讐速疾和解」。
- 前掲註(196)藤岡論文、四一頁。

(229) 唐より来朝したと伝えられる伝説上の仏師・稽文会、稽主勲が想起される。

①岩佐光晴「仏師稽文会・稽主勲をめぐる」『日本美術史の杜 村重寧先生星山晋也先生古稀記念論文集』(竹林舎、二〇〇八年)、五七―五八頁。大安寺木彫群について両仏師の存在を想定してみると、新たな考察の可能性が開けてくるとされる。道慈の関与を指摘されている。製作後、帰国したと推定され、類作がない証とされる。本像もその可能性がある。

- ②奥健夫「仏工志斐公麻呂の一事績」(『佛教芸術』五、中央公論美術出版、二〇二〇年)、四〇頁。二人を八世紀後半ないし末頃の仏師と想定されている。

(令和三年十二月稿・令和五年一月改稿)

(徳川美術館 参与)

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(下)

二四

附記

本像について、中村恒克氏より貴重なご教示を賜りました。末筆ながら、記して感謝申し上げます。

訂正

前輯に間違いがありましたので、訂正させていただきます。

誤 一七頁。下段八行目 『週刊朝日百科 国宝の美』 一六・

正 一七頁。下段八行目 『週刊朝日百科 国宝の美』 一三・

長篠・長久手合戦図屏風再考 絵画史研究の視点から

薄田大輔

緒言

一 伝来再考

二 尾張家本原本の姿

三 長篠・長久手図成立と尾張家本

(一) 祖本と尾張家本原本の成立について

(二) 尾張家本原本成立の動機と狩野派様式

(三) 尾張藩と長篠・長久手図

(四) 先行研究との相違について

結語

緒言

近年、戦国合戦図への関心が高まり、史学・国文学・美術史学と研究分野の垣根を越えて議論が深められている。なかでも、研究者の注目を集める徳川美術館蔵「長篠・長久手合戦図屏風」(以下「尾張家本」と略称する・

図1)をはじめ、犬山城白帝文庫・大阪城天守閣などが所蔵する一連の長篠・長久手合戦図屏風は、高橋修氏によって十七例もの作例が報告されている⁽¹⁾。本稿でも近年発見された作例を追加した一覽を次に挙げておくが、本稿では図様・構図が共通する長篠合戦図、長久手合戦図を一連の作とするため、図様が異なる「長篠合戦図屏風」(名古屋博物館蔵)は含めない。

- | | | | | |
|---|-------------|------|-----------|----------|
| a | 長篠・長久手合戦図屏風 | 六曲一双 | 犬山城白帝文庫蔵 | |
| b | 長篠・長久手合戦図屏風 | 副本 | 六曲一双 | 犬山城白帝文庫蔵 |
| c | 長篠・長久手合戦図屏風 | 六曲一双 | 大阪城天守閣蔵 | |
| d | 長篠・長久手合戦図屏風 | 六曲一双 | 徳川美術館蔵 | |
| e | 長篠・長久手合戦図屏風 | 六曲一双 | 豊田市郷土資料館蔵 | |
| f | 長篠・長久手合戦図屏風 | 六曲一双 | 長浜城歴史博物館蔵 | |
| g | 長篠・長久手合戦図屏風 | 六曲一双 | 松浦史料博物館蔵 | |
| h | 長篠合戦図屏風 | 下絵 | 六幅 | 東京国立博物館蔵 |
| i | 長篠合戦図屏風 | 下絵 | 八幅 | 東京国立博物館蔵 |

j	長久手合戦図屏風 下絵	八幅	東京国立博物館蔵
k	長篠合戦図屏風	六曲一双	大垣市郷土館蔵
l	長篠合戦図屏風	八曲一隻	徳川美術館蔵
m	長篠合戦図絵巻	一卷	名古屋東照宮蔵
n	長久手合戦図屏風	六曲一隻	泰巖歴史美術館蔵
o	長久手合戦図屏風	六曲一隻	三河武士のやかた 家康館蔵
p	小牧長久手合戦図屏風	六曲一隻	名古屋博物館蔵

以上の他、東京個人蔵・奥平神社蔵などの作例も確認されているが、筆者未見のため省略し、近代以降の模本類も割愛した。

さて、現存最古である成瀬家伝来の a 犬山城白帝文庫所蔵本（以下「成瀬家本」と略称する）と共に議論の中心作品でもある d 尾張家本は、尾張藩の記録である「尾州御留守日記」（徳川林政史研究所蔵）に記載される「長篠長久手合戦画」と同定され、十八世紀中には尾張家に存在していたとする原史彦氏の指摘によって、成立背景をめぐる議論が大きく転換することとなった。

しかし、絵画史研究では並木誠士氏が、原氏が指摘した史料との対応関係の検討は今後必要とし、表現様式から十九世紀初期の作とするのが妥当とする⁽³⁾。また、尾張家本が復元、あるいは副本であった可能性を提示する原氏に対し、「尾州御留守日記」に記載されたのは原本である可能性も考慮すべきと、かつて拙稿で指摘したが、広報誌という刊行物の性格上、与えられた紙幅が僅かであったため、具体的な考察を示すことができなかった。そこで本稿では改めて絵画史研究の視点から、尾張家本を仔細に

考察する。

長篠・長久手合戦図研究の問題の一つは、史料や図様、時代背景のみで議論されている点で、絵画作品として、その表現や様式に向き合う研究が少ないことである。また、翻案作と模本が区別されずに比較されている点も注意が必要である。翻案作とは、文字通り既存の絵画から図様や構図の一部を改変して作られた絵画であり、本画（完成作）でもある。模本は既存の絵画の写しで、模本の元となった絵画を原本と呼ぶ。ちなみに模本は、必ずしも控えや手本になるわけではなく、二次的だが本画となる場合もある。例えば、徳川美術館所蔵の「関ヶ原合戦図屏風」（二曲二双）は、ほぼ同構図・同図様の作例が複数現存し、さらに徳川美術館所蔵本は人名などを記す短冊の一部が空欄のままであることなどから、明らかに既存の作例を写して作られた模本であるが、絵画表現や表具からみても本画として扱われている。

さて、本稿ではまず尾張家本と尾張家史料との関係を見直し、次に絵画的特徴と表具から模本であることを指摘する。その原本は、すでに成立していた長篠合戦図（以下、「長篠図」と略称する）と長久手合戦図（以下、「長久手図」と略称する）を異なる時期に江戸狩野派様式を学んだ絵師によって翻案された作であったことを明らかにする。

一 伝来再考

一連の長篠・長久手図は、いずれも六曲一双形式で、右隻に長篠図、左隻に長久手図が描かれる。基本的には同構図で描かれるが、図様を完全に一致させる例は少なく、明らかな模本もあるため、実際にはより多くの作

例があつたと想定される。尾張家本の基本情報は次の通りである。

材質形状 屏風装 紙本着色 六曲一双

法 量 本紙 各縦一五七・九厘 横三六六・〇厘

総寸 各縦一七八・八厘 横三八二・八厘

表 具

大縁 茶地七宝唐草文錦⁽⁵⁾

※表面に白い顔料で葵紋(一部に葵紋以外もあるか)が
摺られる。

小縁 白地平絹

裏地 黒地鳥襷文型摺

椽 黒塗

椽金具 丸鉾

尾張家本は尾張家注文品であることを前提として議論されているが、確

証はない。まず、伝来に関わる原史彦氏の論を確認しておく。「尾州御留

守日記」文政六年(一八二五)十一月【史料1】に「駿河(徳川家康)御譲」と

「御代々様(歴代当主)御譲」の屏風八件を江戸屋敷から名古屋城本丸へ移し
たという記事があり、その中に原氏が尾張家本と同定する「長篠長久手合

戦画」がある。「長篠長久手合戦画」が「駿河御譲」と「御代々様御譲」

の何れに該当するのかが不明だが、後者の場合、時の当主は十代斉朝であ
ることから、先代宗睦の歿年である寛政十一年(一七九九)以前には尾張家

に伝来していたとする。また、屏風の移動を受けて名古屋側で編まれた道
具帳「御本丸御太切御屏風帳」(徳川美術館蔵。以下「本丸屏風帳」と略称する)

長篠・長久手合戦図屏風再考 絵画史研究の視点から

【史料2】、そして「本丸屏風帳」を基に弘化二年(一八四五)十一月に編ま

れた「御本丸大勝手入御太切御屏風類」(徳川美術館蔵。以下「大勝手屏風類」
と略称する)【史料3】に、「長篠長久手合戦之記」という名称で引き継が

れているとする。これら「長篠長久手合戦画」・「長篠長久手合戦之記」(以
下「長篠長久手合戦之記」に統一する)を尾張家本と同定する根拠として、ま

ず画題と法量の一致を挙げているが、後述するように、尾張家は複数の同
画題作例を所持しており、法量も本間屏風の規格であるため、決定的な根
拠とはならないはずである。

(凡例)翻刻の表記方法については次の通りにした。

・印は『※印文』(朱文円状)と表記する。

・朱書は『※朱書の文章』(朱書)と表記する。

・貼札は『※貼札に記された文章』(貼札)と表記し、貼札

内の改行は「/」で表記する。

【史料1】「尾州御留守日記」⁽⁶⁾

式拾四番

一 長篠長久手合戦画

六枚折

壹双

大損

大縁繡珍小縁浅黄絹緑黒塗金物

真鍮丸鉾裏地鼠地雀形 高五尺七寸

【史料2】「御本丸御太切御屏風帳」(本丸屏風帳)

「大損」(朱文円印)未七番

○一長篠長久手合戦之記 六枚折壹雙 「巳四月／大損」(貼札)

天廿六「スミ」(朱書) 「明治五年申十月御宮御寶藏江納ル」(朱書)

大縁繻珍 小縁浅葱絹

金物真鍮丸鋌 縁黒塗

裏鼠地雀形

高五尺七寸

【史料3】「御本丸大勝手入御太切御屏風類」(大勝手屏風類)

「三拾八番」(朱書)

天廿六 ○一 長篠
長久手 合戦之記 同断 「大損」(朱書)

「明治五申十月郭内 御宮江納ル」(朱書)

成立について原氏は、本来別々の家で作られた長篠図と長久手図が、尾張家で一対に組み合わせられ、この一両本から「独自の改変を行なつて転写」されたのが現存最古の成瀬家本であったと推測する。さらに、一両本は尾張家の手を離れ、のちに復元された屏風、あるいは「副本」(模本)こそ尾張家本であった可能性を提示する。この推測は、絵画研究の観点からは首肯できない。地理的特徴の描出が求められた戦国合戦図は、まず絵地図を媒体に成立したと考えられる⁽⁷⁾。初期戦国合戦図に認められる類型的な形状で何本も描かれる背の低い樹木、真上から平面的に捉えられた川などが、まさしく絵地図の表現であり、そこに動勢に乏しい武者が配される。成瀬家本にはこの初期戦国合戦図の特徴が濃厚であるのに対し、尾張家本では川が土坡に隠れながら近景になるに従い幅を広げる表現に改められ、人物よりも背の低い類型的樹木は取り除かれるなど、原初的表現から既に

脱却している。絵画表現からみて、明らかに成瀬家本がより古様である。仮に尾張家本と全く同じ図様の長篠・長久手図が成瀬家本以前に存在していたとしても、そこから成瀬家本は作り出されない。

さて、冒頭で述べた並木誠士氏の指摘と拙稿を受け、原氏は次の二点を加えた論を提示する⁽⁸⁾。

・尾張家道具帳の連続性から、原本と「写本」(模本)が入れ違つたとは考えられない。

・「天廿六」という管理番号が「本丸屏風帳」から付され、現行の什宝管理台帳(昭和十年(一九三五)の徳川美術館創立に向け、作られた台帳)にも引き継がれている。

ただし、原氏も「尾州御留守日記」から記される「大損」について、尾張家本に大きな破損が見られない点を疑問に挙げている。これについて、原氏は「尾州御留守日記」に記される表具と尾張家本の表具の不一致から、「長篠長久手合戦之記」は修理され、表具も取り換えられて現状の姿となった可能性を挙げる。また、別の可能性として、「大損」の「長篠長久手合戦之記」が破棄され、その模本が作られた可能性も成り立たないわけではないと補足している。前者では、後述するように道具帳の再検討などからその可能性が低いことを示す。後者では、「大損」のために破棄されたのであれば、記録上では「天廿六」という番号で文政頃より現在まで受け継がれている「長篠長久手合戦之記」は、その模本を指すことになろうが、「原本と写本が入れ違つたとは考えられない」との指摘と矛盾しないだろうか。では、原氏の検証と重複する点もあるが、次の六点から道具

帳との同定、そして尾張家本の性格を考えたい。

- ①表具が道具帳の記載と異なる。
- ②「大損」の痕跡はない。
- ③江戸時代の道具帳に記される「天廿六」は後筆で、明治時代以降の分類。
- ④尾張家本には「天廿六」の札が貼られていない。
- ⑤表装が粗雑。
- ⑥写し崩れ、間違いがあまりにも多く、筆も稚拙。

これらの事項について順を追って解説する。

①表具が道具帳の記載と異なる。

②「大損」の痕跡はない。

大きな修理跡がない尾張家本が、「大損」のため修復され、表具が取り換えられて現状の姿になったという推測が成立するのは、「大損」が屏風の裏面であった場合である。そこで、改めて道具帳の記述を確かめると、「本丸屏風帳」には多くの作品で損傷に関する記録が二種類ある(挿図1-1・1-2・1-3)。一つが作品名の右上に捺された朱文円印で「長篠長久手合戦之記」には「大損」と捺される。もう一つが作品名の下に附された「巳四月改」(朱書)と年記のある貼札で、同図には「巳四月改(朱書)／大損」とある。「長篠長久手合戦之記」では損傷している箇所については記されておらず、印と貼札の内容も一致する。しかし、全ての屏風を確認すると、印には「大損・中疵・小疵・無疵」、貼札には「大損・損・小損(損)の損傷程度が、小損よりも小さいか大きいかは読み取れない)・絵斗(まくりの状

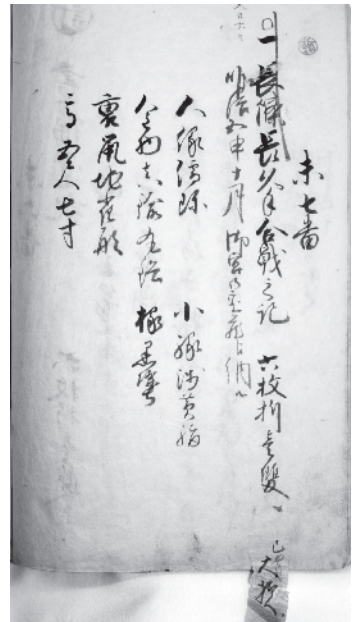
長篠・長久手合戦図屏風再考 絵画史研究の視点から



挿図1-3 本丸屏風帳 部分



挿図1-2 本丸屏風帳 部分



挿図1-1 「御本丸御太切御屏風帳」
(本丸屏風帳) 徳川美術館蔵

態か」という種類があり、印と貼札の内容が必ずしも一致するわけではない。さらに、裏が損傷しているときには、印の下に朱で「裏」と記される。例えば「一番」「金地彩色京都之図」では印が二つ捺され、一つは「小疵」印でその下に「表(朱書)」、もう一つが「大損」印でその下に「裏(朱書)」とある。また、この例から分かる通り、「表」と記される場合は、いずれも「裏」の記述がある場合に限られ、表裏を混同しないように、わざわざ「裏」に対して「表」と書き入れている。つまり、「表」とも「裏」とも記されていないければ、必然的に「表」を指すとみてよい。絵画の記録であることを鑑みても、「表」とは本紙を指すと見るべきである。

では、「長篠長久手合戦之記」は印も貼札も「大損」となっていたが、記述内容が異なる屏風があるのはなぜか。⁽⁹⁾これは印が文政六年(一八二三)、江戸からの屏風移管後に名古屋側で記録された屏風の状態、そして「巳四月改」の貼札が弘化二年(一八四五)に屏風を名古屋城内で移管した際に《改めて》記録された屏風の状態と、異なる時期の記録だからである。傍証となるのが、巻末に「巳 十一月」とあり、内容から巳年である弘化二年十一月の成立とされている「大勝手屏風類」である。⁽¹⁰⁾「大勝手屏風類」は屏風が本丸御殿の大勝手へ移された際にまとめられた道具帳で、「大損・損・小損・絵斗」と「本丸屏風帳」の「巳四月改」貼札と全く同じ分類で屏風の状態が朱で記されており、その内容も「本丸屏風帳」の貼札とほぼ全てで一致するのである。⁽¹¹⁾つまり、月は異なるものの、弘化二年の移管時に、その状態を確認し、それまで使用していた道具帳である「本丸屏風帳」には貼札で追記し、新たに編んだ「大勝手屏風類」には朱で書き入れたとみられる。また、「大勝手屏風類」の巻末に「年々秋毎三元同朋頭初罷越、御風入等取斗申候、且御修復之節者職人呼出、御城おいて御補理為致」と

あるように、屏風は随時修復されている。実際に「本丸屏風帳」の印にくらべ、「本丸屏風帳」の貼札と「大勝手屏風類」の朱書では、後者が損傷状態が回復したと推測できる屏風がある。⁽¹²⁾ただし、「長篠長久手合戦之記」のように「大損」の屏風は十例あり、この時点では全て印も貼札も「大損」のままで修理もされていないことが分かる。また、二つの道具帳に記載される屏風で徳川美術館に現存するのは「小栗宗丹筆」の「秋野燕之絵(現「芒燕図屏風」)」と「住吉慶舟筆」の「小朝拜朝旦冬至」の二点で、いずれも「無疵」の作であった。「大損」屏風の内「長篠長久手合戦之記」だけが残され、さらに「大損」の痕跡が表面にない尾張家本を「長篠長久手合戦之記」に同定し得るのか疑問である。⁽¹³⁾

③江戸時代の道具帳に記される「天廿六」は後筆で、明治時代以降の分類。④尾張家本には「天廿六」の札が貼られていない。

原氏も「本丸屏風帳」・「大勝手屏風類」の「天廿六」は後筆と指摘しているように、⁽¹⁴⁾尾張家本を「長篠長久手合戦之記」と同定できる唯一の根拠といえる「天廿六」は、連綿と書き継がれてきた番号ではない。そもそも「天・地・人」の分類は明治時代以降に付された分類であることは注意を要する。すなわち、近代以降に過去へ遡って道具帳と紐づけられたのである。しかも、尾張家伝来品では、道具や収納箱に番号札が付されることが多いが、尾張家本には札が貼られていない。例えば「長篠長久手合戦図屏風」八曲一隻(徳川美術館蔵)には、椽木に「三番 筆者不知／八十一 長篠合戦」・「納 拾九番」と二枚の貼札が付され、「三番」は「御本丸小 天守納 御道具并御屏風類 御小納戸頭取」、「拾九番」は「名物類・御筆類・屏風・銀器 壺ノ中」と、共に徳川美術館に残る尾張家の道具帳に記

されている。

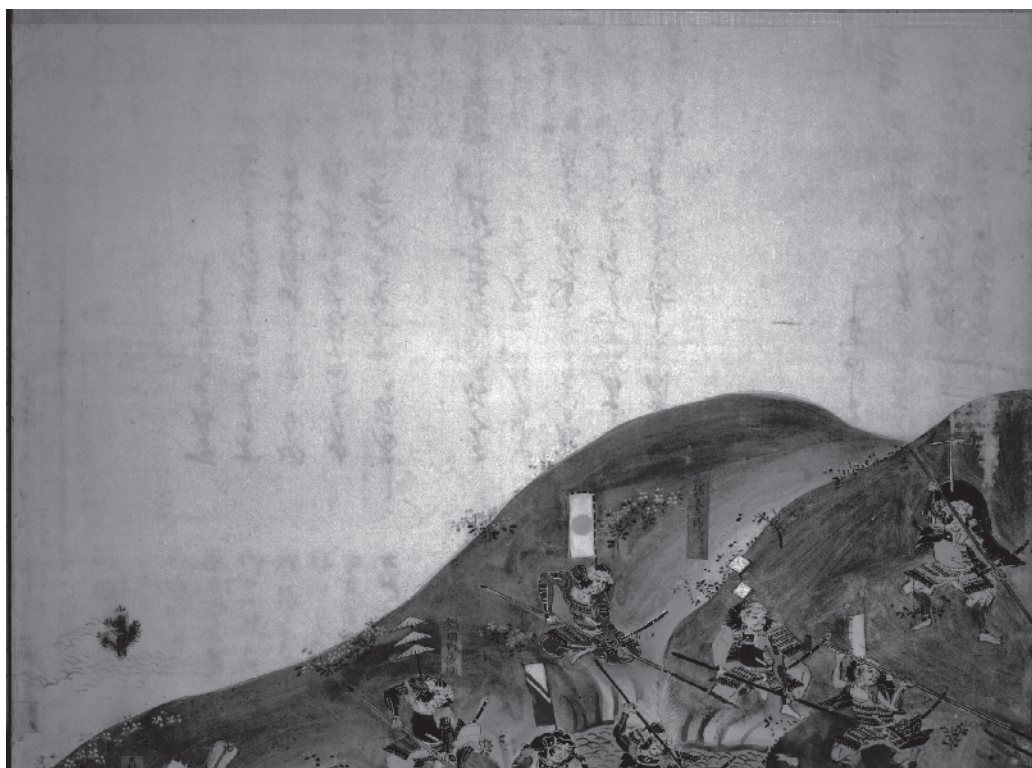
⑤表装が粗雑。

大縁では短い裂を上下左右、雑に切り貼りして繋げており、その繋目では裂の文様が連続しない。また、白い顔料で葵紋が摺られた錦が用いられているが、葵紋を摺った裂は他の尾張家伝来屏風の表具裂には見られず、葵紋も裂の継ぎ目で断絶してしまっている。さらに、褪色して色が抜けてしまっている裂も同扇内に混じっている(図2)。屏風に仕立てられた後、同扇内の一部の裂のみ褪色したとは通常は考えられず、表装の際、既に褪色していた裂も用いたのであろう。そもそも葵紋の表具を求めたとしても、辛うじて葵紋と判明するような切れ端を用い、紋の柄合わせに神経が注がれていないこと自体が不可解である。不要となった裂を屏風の表具裂として再利用したのではないか。幅が足りない部分では、裂を二列に貼って継ぎ足すという雑な処理をする箇所さえある。さらに小縁は肌裏を打たずに絵に直に貼つてあるため、織目から絵が透けて見えるなど、極めて簡易かつ異様な表装と言わざるを得ない。

また、長久手図の第六扇上部では、本紙の裏にある墨書が透けて肉眼でも確認できる。赤外線写真(挿図2)では、長久手図全面に文字の向きが上下左右反転した墨書が認められ、本紙の裏に反故紙が貼られているようである。屏風装で、反故紙を貼り込むことは珍しくないが、基本的には胴貼りなど、骨格に近い下貼りに用いられるため、尾張家本のように本紙から反故紙が透けて見えることは通常の表装ではまず考えられない。

⑥写し崩れ、間違いがあまりにも多く、筆も稚拙。

長篠・長久手合戦図屏風再考 絵画史研究の視点から



挿図2 尾張家本長久手図 赤外線写真 部分



挿図3 尾張家本長篠図 部分

人物の描写は極めて稚拙であり、群像表現では人物の胴体や指、馬の後脚部が溶けているかのようになり、腕や足などの人物のものか判らなくなり、彩色が間違っている箇所があまりにも多い。また、土坡に塗られた緑青などの顔料の上に、人物をそのまま描いている箇所が多く、甲冑や人物の肌が土坡の色になってしまっている(図3)。描写に誤りがあった際にも、

雑な修正が多い。例えば、甲冑姿で描いた下級武士を、甲冑の上から装束を描き足す箇所が散見される。胡粉を大雑把に刷いて図様を修正している点も目立つ。さらに、長篠図全体と長久手図第一(四扇までは、弦走韋胴の文様まで描いているが、長久手図五・六扇では単色で雑に平塗りしている(図3)。つまり、手がかかる表現を一部では省略しているのである。尾張家本は通常の屏風模本の

ように細かく紙を継いでおらず、指示書もないことから、一見、本画のように見える。しかし、絵画表現から、当初より本画になることを意図せずに行われた模本と見做すことができる。後世に、何らかの理由で屏風へ表装されることとなったが、模本という性格から、一時的な間に合わせの表具になったと考える。

以上のように、史料を精査すると尾張家本を「長篠長久手合戦之記」と同定するには問題が残され、後述するように、尾張家には他にも長篠・長久手図が存在していたことを鑑みれば、そもそも尾張家本が「長篠長久手合戦之記」の模本であるのかさえも明らかではない。

二 尾張家本原本の姿

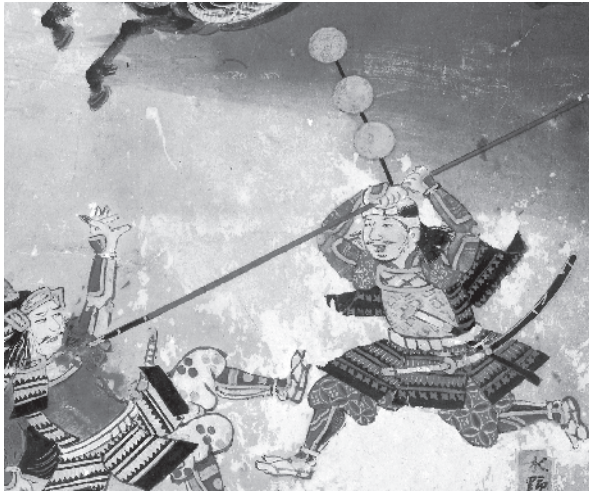
尾張家本の描写は稚拙だが、その表現を丹念に観察していくと、その原本は戦国合戦図の中でも特筆すべき作品であったことに気付かされる。尾張家本は前述のように他本に比べ絵地図的表現が改められていることから、明らかに既存の長篠・長久手図を翻案して作られた作例である。そして、翻案時には人物描写も積極的に変更している。具体的には、まず甲冑の大袖や草摺が、人物の動的な姿勢と連動して捲り上がる表現である。他本でも一部に認められるが、尾張家本では多用され、より大袈裟に表される。例えば長久手図では第五扇下部の槍を持つ騎馬武者の振り向く動きに合わせて、右の大袖は大きく反り返り、背面の草摺は斜めに捲り上がって、遠心力さえ感じさせる(挿図4・5)。長篠図でも第一扇長篠城下部の和田業繁に向かって刀を振り上げる戸田重元の大袖が大きく反り返り、転



挿図5 成瀬家本長久手図 部分



挿図4 尾張家本長久手図 部分



挿図7 成瀬家本長久手図 部分



挿図6 尾張家本長久手図 部分

倒した業繁は梅檀板まで捲れている。また、姿勢が改変された図様も散見される。長久手図第三扇下部の槍を突く水野勝成は、他本では両手を頭上に掲げたまま槍を刺すが、尾張家本では腕を胸前で開く自然な姿勢へと変わる(挿図6・7)。さらに他本などでは、体の向きに関係なく、左右両方の大袖を真正面から描く表現が散見するが、尾張家本では姿勢に合わせて大袖の角度を修正している。模本である尾張家本は、省略的かつ不正確な描写も目立つが、原本では合戦図で最も重要な描写の人物描写も的確な表現に改変していたと考えられる⁽¹⁵⁾。このように原本で本格的な絵画表現が用いられたのは、江戸狩野派(以降、本稿では幕府に抱えられた「江戸狩野派」を「狩野派」と表記する)の中核絵師、もしくははその絵画様式を習得することができた中核に近い絵師によって描かれたためであろう。

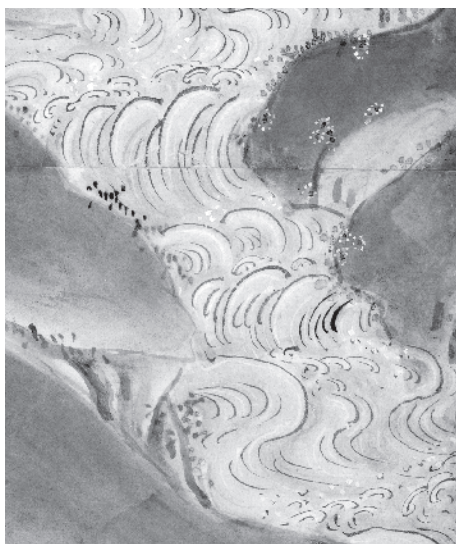
長篠図では、第一扇下部の鷹巢山岩に描かれる松の樹幹(挿図8)に注目すると、茶の色彩を淡彩で面的に賦し、水をたつぷりと含んだ緩い墨線で洞や樹皮などを描いて、その周囲に金泥を薄く刷いている。これは狩野探幽(二六〇二〜七四)やその周辺の様式に倣った



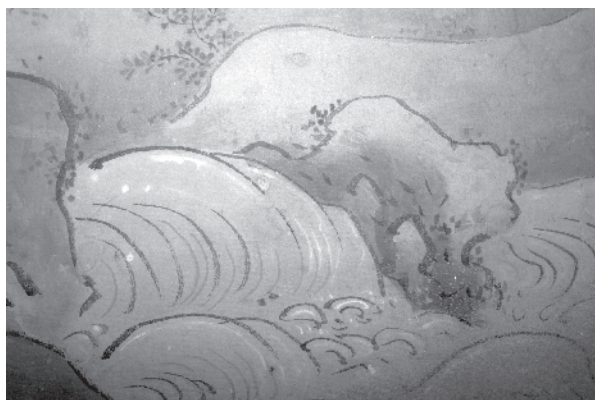
表現である。¹⁶⁾長篠城の脇を流れる寒狭川の弧を強調する水流表現も明らかな狩野派様式であり、特に上流に見られる墨と胡粉、青色の線を引く表現は、狩野常信(一六三六〜一七二三)筆「吉野図屏風」(徳川美術館蔵)や同「花鳥図屏風」(板橋区立美術館蔵)など、常信画に見られる(挿図9・10)。

長篠図・長久手図、両図にみられる狩野派様式としては、樹木の枝先に濃墨で線を描き足す描法が挙げられる。これは探幽から幕末の狩野派まで広く認められる(挿図11)。顔貌表現では、例えば多くの武者が、水平あるいはやや下側に垂れた弧状の上瞼、大きく張った頬、ム字形の鼻、口角を釣り上げた口など、まさしく狩野派様式で描かれる(挿図12)。さらに、大鎧では他本には描かれていない胴背面の逆板を描き、吹返は中世の大鎧風に大きく張るなど(図3・挿図4・12)、前述の大袖や草摺が捲り上がる表現と共に、探幽筆「東照社縁起絵巻」(重要文化財・日光東照宮蔵)や狩野益信(一六二五〜九四)筆「堀川夜討絵巻」(神奈川県立歴史博物館蔵)など、狩野派の甲冑表現と近似する。特に、背板が鍔のすぐ下に描かれる特徴的な表現や、大袈裟に大袖や草摺が動く表現は「東照社縁起絵巻」とよく類似している。

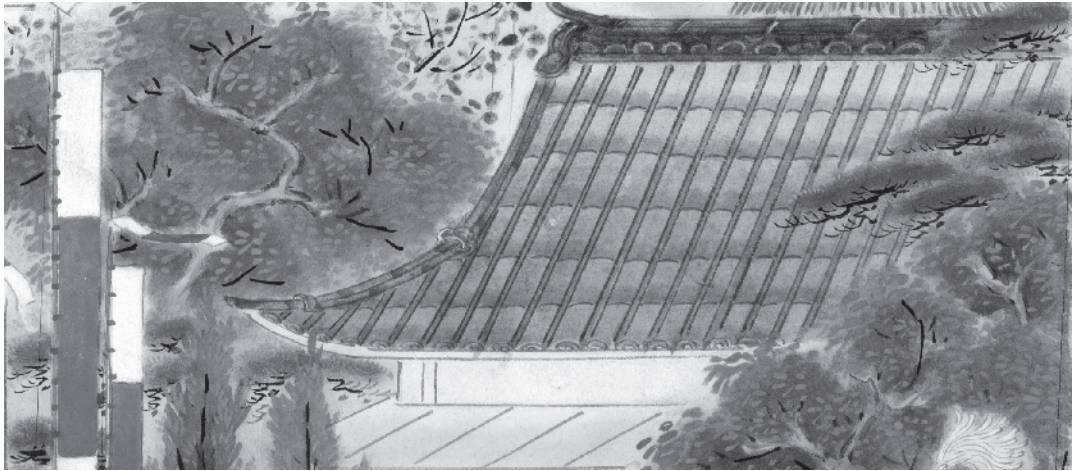
以上のことから、尾張家本の原本は、狩野派の様式を習得していた絵師



挿図9 尾張家本長篠図 部分



挿図10 狩野常信筆「吉野図屏風」部分(徳川美術館蔵)



挿図11 尾張家本長篠図 部分



挿図13 尾張家本長久手図 部分



挿図12 尾張家本長篠図 部分

によって描かれたとみるべきである。すなわち、尾張家本原本とは、絵地図的表現など、未だに初期戦国合戦図の特徴を有していた長篠・長久手図を、狩野派様式に〔翻案〕した作例と位置付けられる。

ただし、尾張家本は長篠図・長久手図との間にも絵画表現に差がある。尾張家本は、長篠図も長久手図も紙質・絵具・筆が同一であり、同時に模写されたのは疑いない。つまり、絵画表現の差は、原本で生まれていたと考えられる。具体例を挙げておく。

長篠図では、人の背丈よりも低く形状が類型化した樹木は全て削除し、淡墨で樹幹から枝までを伸びやかな筆致で簡略に描く狩野派様式の樹木を山際などの目立たない所に描き足すなど、図様の整理が大胆に進む。一方、長久手図ではむしろ画面全体に多くの類型的な小松を配したままの散漫な構図であり、長篠図のような狩野派様式の樹木は全く描き足されていない。両図で明らかに翻案時の表現志向が異なる。樹木の描法でも、長篠図では輪郭線が殆ど機能せず、色面でその形態を把握するが(挿図8・11)、長久手図では逆に濃墨の輪郭線をもつ

て形状を象つており、表現が全く異なる(挿図13)。この輪郭線を主とする描法が、探幽次世代以降の狩野派の特徴の一つであることは重要である⁽¹⁷⁾。葉叢の点描も、長篠図では色が概ね均一なのに対し、長久手図では色の変化を付けて描く(挿図11・13)。また、濃淡二種の緑青の円を重ねて、その外周を胡粉の点で囲む点苔は、長篠図では樹木、岩や土坡の至る所に確認できるが(挿図8・9)、長久手図では樹木以外には見られない(挿図13)。さらに、長篠図では岩などで緑青の上に群青を薄く刷くが、長久手図には認められない。以上のような表現の差は、尾張家本原本が別々に翻案されて成立したために生じたと推測できる。では、尾張家本原本の成立背景を探るため、まずは長篠図と長久手図の(祖本)の成立について確認する。

三 長篠・長久手図成立と尾張家本

(一) 祖本と尾張家本原本の成立について

一連の長篠・長久手図は画題(合戦)⁽¹⁸⁾も構図も異なることから、祖本が別々に創作されたと考えられている。このことを明瞭に示すのは、長篠図で家康を視覚化し、長久手図で家康を描かず馬標でその存在を表すという、諸本にみられる家康の表象に対する態度の違いであろう。原史彦氏が指摘するように⁽¹⁹⁾、幕府による出版規制などから家康の名や姿の表象を憚る意識が享保年間(一七二六～三六)に生まれたとすれば、長篠図祖本はそれ以前に成立したと見做すことができる。家康を表象する作例は、戦国合戦図や東照宮縁起絵巻、東照大権現像など様々にあるが、享保年間以前の作で家康の姿を隠す作例は管見の限りでは見当たらない。一方、享保年間以降でも家康の姿を描く戦国合戦図はあるが、e 豊田市郷土資料館所蔵本、i「長

篠合戦図屏風 下絵」(東京国立博物館蔵)(挿図14)など、江戸時代中・後期に図様を改変して作られたと見做せる(翻案作)では、家康の姿を樹木で隠している。さらに、既に家康を描いて成立していた成瀬家本や尾張家本では家康の上に紙を貼ってその姿を隠していたようで、その紙を剥がした痕跡があることも原氏によって明らかにされている⁽²⁰⁾。ちなみに尾張家本は模本であるが、通常、模本とは必ずしも手控えとして秘匿、あるいは内々に扱われる絵画史料ではない。成瀬家本では、「副本」模本⁽²¹⁾が松浦家に貸し出されたように、模本が第三者の手にわたる例は少なくない。模本であっても家康の姿を隠す必要があったのである。このように然るべき所で作られた、あるいは所蔵されていた長篠図では、ある時期から家康の姿の表象を憚るようになったのは明白である。



挿図14 「長篠合戦図屏風 下絵」(東京国立博物館蔵) 出典: ColBase (<https://colbase.nich.go.jp/>)

次に長久手図では、いずれも家康を描いていないため、享保年間以降に祖本が成立したと推測する。現存最古の成瀬家本長久手図が、宝永元年（一七〇四）から享保十四年（一七二九）までに描かれたとする松浦由起氏の最新の研究とも矛盾しない。²² 松浦氏の指摘は、宝永元年に成瀬家に仕えた軍学者・神谷存心（一六四六―一七二九）の証言をまとめた「小牧陣始末記」の内容と、成瀬家本の図様が一致することを根拠とする。長久手図については、祖本を成瀬家本とするか否かで意見が分かれているが、松浦氏によれば「小牧陣始末記」の記述と一致する図様は、床几に腰掛けていた池田勝入、白い陣羽織を着て眉間を撃ち抜かれた森武蔵など成瀬家本固有の図様だけではなく、諸本に描かれる図様も含まれている。すなわち、長久手図は存心関与のもと、成瀬家によって創出され、少なくとも〈現存する長久手図〉は成瀬家本から派生したと考えることもできる。原氏が指摘するように、井伊家突出する構図が疑問として残るが、井伊家の長久手図を参考に成瀬家が新たに作り出した長久手図が広く写されていたとも考えられる。²³ この問題についてはさらなる史料の発見をまちたい。また、松浦氏自身も指摘するように、『東武談叢』と長久手図の図様が一致する点も注意が必要だが、『東武談叢』は家康の生涯の事績を様々な書籍から抜き取って成立した本であり、成立年代も編者も不明である。成瀬家が長久手図を作るにあたり、自家の軍学者よりも、わざわざ根拠不明の他本を用いるとは思えない。いずれにせよ、享保年間から家康の表象を憚る意識が生まれるという指摘と、家康の姿を隠す他の現存作例からも、長久手図は享保年間以降の成立と考えられ、松浦氏の指摘によって、その可能性は一層高まったといえる。

以上の如く、祖本が別々に成立した過程に鑑みれば、まず先行する長篠

図（祖本かは不明）を十八世紀初頭までに狩野派中樞の絵画様式を手にしていた絵師が翻案したのが尾張家本長篠図原本と推定できる。成立年代の下限の根拠は、翻案時点でも家康の姿を描いていることがまず挙げられる。そして、この家康を表象する態度は、探幽様式に倣った面的彩色法、常信画と類似する流水の線描、また探幽や常信の時代に好んで用いられている弧を強調する流水の形状など、尾張家本に見られる絵画様式とも時代的な矛盾はない。木挽町狩野家七代惟信（一七五三―一八〇八）の代から幕府の命で描き始められた長篠図の下絵とみられる「長篠合戦図屏風 下絵」（東京国立博物館蔵（挿図14））では、家康は樹木で隠され、絵画表現でも先に見たような探幽や常信画との類似は指摘できず、明らかに江戸時代後期の狩野派様式で描かれている。流水表現も尾張家本や常信画に見られる弧を強調する表現とは全く異なる。

次に、遅れて祖本が成立した長久手図では、尾張家本長篠図原本の注文主、あるいは所有者が、狩野派様式を学んだ絵師に既存の長久手図を再び翻案させたのが、尾張家本長久手図原本と考える。尾張家本長篠図原本の注文主、あるいは所有者が発注したとする根拠は、甲冑の表現、例えば前章で述べた背板の有無や吹き返しの際に加え、小札や威糸の描き方まで一致し、大袖などが大袈裟に反り返る表現も共通していることが挙げられる。これらは他本には見られない表現であることから、合戦図にとつても重要である武者の図様は明らかに尾張家本長篠図原本に合わせて描かれたと考えられる。長久手図は特定の狩野派絵師の様式が希薄であり、前章で挙げた色に変化を付ける葉叢の描法などは亜流であるため、狩野派中樞とはやや距離のある絵師によって翻案されたと解釈できる。尾張家本長久手図原本の具体的な成立年代を示すのは今後の課題としたいが、このよう

に別々の時代に狩野派様式で翻案された長篠図と長久手図を、後世に同時に模写したのが尾張家本であったと推測する。

(二) 尾張家本原本成立の動機と狩野派様式

尾張家本原本の位置付けで重要なのは、明らかに狩野派様式を学んだ絵師が描いている点である。戦国合戦図屏風では、具体的な定義を示さずに作者を狩野派とする解説をたびたび目にするが、本項で定義する「狩野派」様式を明確にみせるのは、管見では「耳川合戦図屏風」(相国寺承天閣美術館蔵)・i「長篠合戦図屏風 下絵」(挿図14)j「長久手合戦図屏風 下絵」(共に東京国立博物館蔵)・「文禄・慶長の役図屏風 模本」⁽²⁴⁾に限られる。現存しないものの『中院通村日記』元和二年(一六一六)に探幽の叔父・狩野興以(生年未詳)一六三六の「大坂攻之図屏風」、木挽町狩野家八代栄信(一七七五-一八二八)の筆塚銘に「長篠長湫戰場」が確認できるが、狩野派の戦国合戦図屏風はごく僅かであり、戦国合戦図の多くが特定の流派様式を示さないことを鑑みても、狩野派が日頃より手掛けた画題とは言えない。

さて、尾張家本との関連で注目すべき狩野派の戦国合戦図は、先に挙げたi「長篠合戦図屏風 下絵」j「長久手合戦図屏風 下絵」である。これらは、享和元年(一八〇二)の十一代将軍家斉による成瀬家本上覧を機に、家斉が狩野派に作らせた長篠長久手図の下絵である。将軍直々の命に応えたのは当然、狩野派筆頭の惟信であった。⁽²⁵⁾この家斉の注文よりも前に、狩野派中枢の様式を習得している絵師に長篠図を翻案させたのが尾張家本原本なのである。その注文主はやはり尾張家であったであろう。それは尾張家本が尾張家に伝来したということだけではない。まず、長篠合戦は家康が武田家を打ち破った戦であり、徳川家の歴史の中でも特に重視されてい

る戦であることは言をまたない。また、長久手合戦も最終的には羽柴秀吉と和睦を結んだ家康が、次男を秀吉へ差し出す結果とはなるが、局地戦では秀吉軍を打ち破った記念すべき戦である。藩領内に長久手を抱えていた尾張藩では、長久手古戦場の整備と顕彰事業を推進していたことが既に指摘されている。⁽²⁶⁾また、尾張家本、1「長篠合戦図屏風」八曲一隻(徳川美術館蔵)、尾張家から重臣・志水家へ下賜された「長篠合戦の図一雙、長久手合戦の図一雙」⁽²⁷⁾、尾張家の道具帳記載「長篠長久手合戦之記」と、少なくとも尾張家では四点も長篠図、長久手図を所蔵していたこと、尾張家の書物・絵地図類を受け継ぐ名古屋市蓬左文庫にも両戦に関わる軍記・絵図などが多数残されていることから、尾張家が二つの戦の記録を、絵画や絵図として進んで保持しようとしていたことは明らかである。戦国合戦図屏風の多くが、絵画技術の面では決して優れているとは言いがく、通常、狩野派中枢絵師が描く画題ではなく、需要層の多くもそれを求めている。そのような戦国合戦図屏風を、わざわざ狩野派に翻案させた目的は、大名道具としての格式を備えさせること、絵画作品への昇華であり、その背景には長篠・長久手合戦への強い関心があったはずである。成瀬家本を目にして、徳川家にとって重要であった神君家康の戦を、確かな絵画技術を持った狩野派筆頭絵師に翻案させようとした家斉と同様の動機が尾張家にもあったと考えたい。狩野派の戦国合戦図の特質を詳細に分析した研究は未だなく、尾張家本はその好材料ではあるが、紙幅に余裕がなく別稿を用意したい。

(三) 尾張藩と長篠・長久手図

尾張家が画題(合戦)も構図も異なる長篠図と長久手図を狩野派に翻案さ

せたと推測したが、これは必ずしも尾張家が最初に長篠図と長久手図を一双形式に組み合わせたと指摘するものではない。仮に、長久手図祖本が成瀬家本であれば、先述の如く祖本は別々に成立したため、成瀬家が既に成立していた長篠図を写して、初めて長久手図と一双にしたと考えられる。この場合では、尾張家は成瀬家に続いたといえる。

近年、金子拓氏が長篠・長久手図の成立は成瀬家固有の問題ではなく、尾張藩社会のなかで生まれてきた可能性を考慮すべきと、新たに問題提起をしているように、藩内で長篠・長久手図の情報は共有されていたと思われる。実際、尾張家本と成瀬家本には関連性が認められる。先述の如く、長篠図では共に家康の上に横一線状に紙を剥がした痕があると原氏が明らかにしている。家康を隠すだけでなく、その隠し方、そして後に紙を剥がすという一連の処置が、偶然一致したとは思えない。尾張家伝来の「長篠合戦図屏風」八曲一隻本、「徳川家康十六神将図」、「徳川家康長久手戦陣中画像」など、他の作例では家康を隠していた痕跡はなく、尾張家本と成瀬家本のみ処置である。⁽²⁹⁾ もう一つ興味深いのが、尾張家本長久手図で、第六扇上部の黒馬の左前足のみを、明らかに後から白く彩色している点である。一見、修正のように見えるが、実は成瀬家本でも同様に黒馬の左前足が白く彩色されおり、やはり加筆されたような不自然さが残る(挿図15・16)。黒馬の絵画表現としては異様であり、敗走する武士に混じって四頭の馬だけが駆けるこの場面は、何らかのエピソードに基づいているようにも見え、そこに左前足が白い黒馬の記述もあったのかもしれない。この表現は成瀬家本の模本系統を除けば、成瀬家本と尾張家本のみ認められるのである。

このように、成瀬家本と尾張家本には、あくまでも成立後だが、同じ処

置が施されている。そもそも、尾張家本と成瀬家本、そして尾張家の重臣渡辺家にゆかりがある豊田市郷土資料館所蔵本、志水家へ下賜された長篠・長久手図など、尾張藩内で複数の長篠・長久手図が存在していたことも、その情報や図様が共有されていたことを傍証している。

(四) 先行研究との相違について

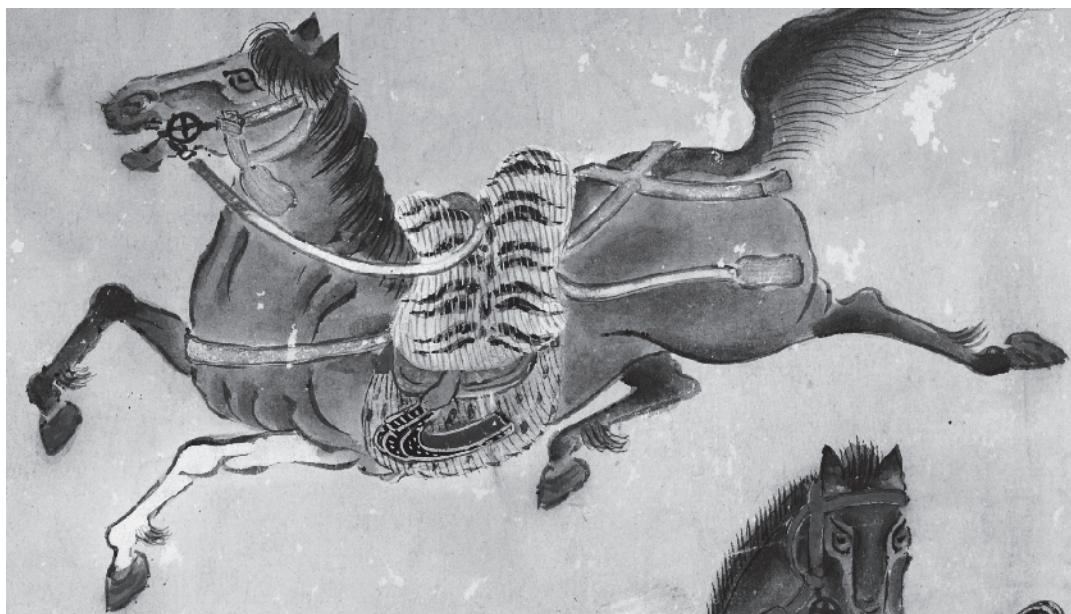
絵画史研究の視点から考察してきたが、成瀬家本や尾張家本の議論は、一部で「長篠長久手図論争」と呼ばれ、議論が入り組んでいるため、本稿と先学との相違点について、最後に整理しておく。

これまで尾張家本は図様から江戸時代後期の作と見做されてきた。これについて異論はないが、図様に着目した指摘である以上、尾張家本と同図様と想定できる尾張家本原本もまた江戸時代後期の作ということになる。宮島新一氏は、尾張家本が川の水勢を巧みに描き出し、火煙の表現を生々しく、樹木を消すなど、「自然の描写に合理化が進んでいる」ことから、これを「転写の過程で重要なものが省略されていく一般的傾向」とし、尾張家本を江戸時代後期の作とする。⁽³⁰⁾ しかし、これらは自然描写が転写の過程で合理化されたのではなく、狩野派によって大幅に絵画的表現に改められた結果である。宮島氏は「重要でないもの」を省略していると主張するが、馬防柵や秀吉隊の周囲などに、むしろ重要ではない樹木や水草などの自然景物が描き足されている。

次に内田九州男氏は、自然描写の誇張や細部の描写の退化から成立順を成瀬家本→大阪城天守閣本→尾張家本と推定する。⁽³¹⁾ これはあくまでも成立順の推測であって、尾張家本の図様が江戸時代後期の特徴を有しているというわけではないが、尾張家本成立を巡る議論で取り上げられているため



挿図15 尾張家本長久手図 部分



挿図16 成瀬家本長久手図 部分

触れておく。⁽³²⁾内田氏の挙げた三作に限れば、尾張家本には成瀬家本とのみ共通する図様、あるいは大阪城天守閣本とのみ共通する図様があり、さらに両者とも共通しない図様も多くある。諸本で大きく図様が異なる本多忠勝や成瀬正成の図様を用いて大枠の系統分類は可能かもしれないが、それでもなお複雑な伝写関係が想定され、系統分類も確立していない諸本を、一部の図様の比較で直列的に並べることが有効ではない。また、例えば祖本から時間を経ずに大胆に図様を改変されたA本、そして、祖本から時間を経て精緻に写した、あるいは一部のみを改変したB本があった場合、「自然描写の誇張や細部の描写の退化」から、A本とは系統が異なるB本の方がより原本に近い時期に作られたと判断できないことは明らかである。ましてA本が模本であった場合はなおさらである。成瀬家本・大阪城天守閣本と、省略的な表現が多い模本である尾張家本を、描写の精度の視点から同列に比較するのは適切ではない。当然、成瀬家本も大阪城天守閣本も、模本か翻案作、あるいは祖本かを改めて位置付ける必要がある。そして、模本の場合、原本の位置付けを明確に想定して議論すべきなのは本稿で示した通りである。また、内田氏は次の二点も成立順の根拠とする。

まず、家康本陣の武者が背に付けた「白地に金の丸」旗指物が成瀬家本では他の旗と重なっているが、大坂城天守閣本と尾張家本では成瀬家本の批判検討の上で重ならないように描いたとする。次に、二箇所に描かれる馬場信春の内、成瀬家本と大阪城天守閣本では一箇所を土坡で姿を隠し、尾張家本では二箇所ともその姿を描いている点に注目する。後に描かれた屏風が、信春の姿をわざわざ姿を隠すことはないとして、尾張家本が一番後に成立したとする。しかし、この二点が、成立順の決定的な根拠になるだろうか。前者では、成瀬家本よりも時代が明らかに下がる豊田市郷土資料

館所蔵本が、家康本陣の図様を再編成しているにもかかわらず、問題となる旗指物にはわざわざ槍を重ねて描いている。後者では信春を目立たせずに他の武将と同列に扱いたいと考えれば、片方の姿を消すことは十分に考えられる。

次に伝写関係の指摘を確認する。長篠図において、高橋修氏は「成瀬家本からの「写し崩れ」がみられることは、徳川美術館六曲本に別の原本があるわけではなく、これが他ならぬ成瀬家本からの写本の範疇に収まることを明確に示しているように思われる」とする。⁽³³⁾しかし、成瀬家本と図様が至る所で異なっている尾張家本を「成瀬家本からの写し崩れ」と断定する根拠は示していない。また、同じく長篠図では小口康仁氏も成瀬家本が諸本の祖型とし、尾張家本などはモチーフにやや変更を加えた系統とする。⁽³⁴⁾これらについては、原氏が指摘するように、⁽³⁵⁾成瀬家本長篠図で唯一大鎧に貫姿で描かれる本多忠勝は、本来、尾張家本のように黒塗具足姿で面頬・貫を付けた異様な出で立ちであったが、忠勝を強調する必要がない成瀬家では他の武将の表現と整合性を図るために面頬を取り、大鎧姿に改めたと考えるのが適当である(挿図17・18)。成瀬家本で織田信長も家康も履いていない貫を忠勝のみが履くという矛盾した設定は、貫を草履に改変し忘れたと考える以外に説明ができず、実際にこの原氏の指摘に対する有効な反論は未だない。むしろ、既に忠勝の改変が行われていた長篠図を成瀬家が写した可能性もある。いずれにせよ、忠勝が当世具足姿で描かれる尾張家本原本は、成瀬家本を基に作られたとは考え難い。また、第一章で述べた通り、尾張家本原本から成瀬家本が作られるはずもなく、共通の祖本が別にあったはずである。そもそも、長篠図については成瀬家本よりも時代が遡る作があったことを多くの研究者が想定しているにもかかわらず、⁽³⁶⁾成



挿図17 尾張家本長篠図 部分



挿図18 成瀬家本長篠図 部分

瀬家本を祖とするためには、新たに根拠を示す必要がある。また、小口氏は、尾張家本長篠図が豊田市郷土資料館所蔵本以降に増えた川の水量を踏

襲するとするが、これも豊田市郷土資料館所蔵本の成立年代の検討、尾張家本側が表現を踏襲したとする根拠を示す必要があるだろう。ちなみに、小口氏は尾張家本では家康周辺の家臣に成瀬家本にはみられない口髭を追加していることを指摘する。これは徳川家綱による大髭禁止令の影響で成瀬家本では口髭を描かず、尾張家本では口髭を描いて戦国を再現する趣向があったとする。尾張家本の性格を考える上で非常に重要な指摘だが、祖本の図様が不明であること、また尾張家本と成瀬家本を仔細に見比べれば、成瀬家本にのみ口髭がある武士が散見される点はどのように解釈するべきだろうか。

次に長久手図では、祖本が成瀬家本であれば、いっそう尾張家本との関係が注目されるが、細部の図様は至る所で異なっており、直接の伝写関係を示すのは困難である。先述の第六扇上部の黒馬は、後からの加筆であり、尾張家本原本が成瀬家本から成立した根拠にはならない。いずれにせよ、まずは諸本の系統分類が急がれる。

結 語

長篠・長久手図は、主には図様からその成立をめぐる議論が展開されてきたため、一点一点、細部に至るまでの絵画表現については、注意が払われてきたとは言い難い。その任を負うべき絵画史研究者が戦国合戦図研究に積極的に関与してこなかったという事情も当然ある。戦国合戦図も一つの絵画作品であり、その表現から判明することが多々あることは、本稿で僅かながらも示すことができたのではないだろうか。また、長篠・長久手図に限ったことだけではないが、翻案を含む本画と模本の区別を意識せず

に議論をする傾向が戦国合戦図研究にはある。近年は、歴史学・国文学・美術史学の研究者が共同研究を行うことで、絵画表現からの考察も報告され始めており、この点が克服されていくのも時間の問題であろう。

さて、徳川美術館が所蔵するもう一つの長篠合戦図屏風「長篠合戦図屏風」八曲一隻本は、尾張家本とともに尾張家に伝来した作であり、実は尾張家本と八曲一隻本のみ共通する図様もあることから、尾張家本の原本の姿を考察する上では欠かせない作品である。しかし、紙幅が尽きたため、これも別稿を用意したい。

註

- (1) 高橋修「総論」長篠・長久手合戦図屏風〔長篠合戦の史料学、いくさの記憶〕勉誠出版、二〇一八年。
- (2) 原史彦「長篠・長久手合戦図屏風の製作背景」〔金鯢叢書〕三六、徳川黎明会、二〇〇九年。
- (3) 並木誠士「長篠合戦図」〔愛知県史 別編 文化財2 絵画〕愛知県、二〇一一年。
- (4) 拙稿「研究ノート 長篠長久手合戦図屏風の諸問題について」〔葵〕一一一、徳川美術館、二〇一九年。
- (5) 前掲註(2)原論文では緞子とするが、近世以前の名物裂を主とする裂の分類に基づけば錦と見做せる。
- (6) 前掲註(2)原論文で既に翻刻されているため、ここでは作品の情報部分のみ掲載する。
- (7) 前掲註(3)並木論文・拙稿「合戦図の系譜と戦国合戦図」〔合戦図―ものふたちの勇姿を描く―〕徳川美術館、二〇一九年・拙稿「合戦図における絵画表現の深化と多様化」〔合戦図 描かれた〈武〉〕勉誠出版、二〇二一年〕参照。
- (8) 原史彦「奥道具としての「長篠長久手合戦図屏風」〔合戦図 もののふたちの勇姿を描く〕徳川美術館、二〇一九年。

(9) 例えば「六番」雪舟筆「唐人馬之絵」では、印が「中疵」、貼札が「巳四月改(朱書)ノ片 表裏小損」とある。

(10) 山本泰一「尾張徳川家の幕末期における什宝(収蔵品)の種類と数量について(一)―絵画・書跡編―」〔金鯢叢書〕三一、徳川黎明会、二〇〇四年〕・前掲註(2)原論文参照。「駿河御譲」の「壹本松 同筆(土佐筆)」などには、後世に「辛亥御弘(朱文方印)が捺され、「辛亥」は嘉永四年(一八五二)が妥当で、嘉永四年以前の巳年が成立年となるのは確かである。

(11) 「本丸屏風帳」では貼札が欠落している作例もあるが、四十二点中、貼札があるのは二十四点であり、一点を除き全てが「大勝手屏風類」の朱書と一致する。一致しない「未五番」の「壹本松」は、貼札が「裏大損」、「大勝手屏風類」の朱書が「裏損」とあり、いずれかの誤記と思われる。ちなみに「大勝手屏風類」では「無疵」の場合は記述がない。

(12) 「本丸屏風帳」の「式番」金地押絵人物墨絵 六枚折一「双」のように、「小疵」の印が捺された屏風では、貼札がなく、「大勝手屏風類」でも損傷状態の記述がなくなっている作例がある。ただし、中には新たに損傷した屏風もあったようで、「五十三番」色紙短冊貼込 二枚折片」では印は「無疵」だが、貼札と「大勝手屏風類」では「裏大損」とある。

(13) 念のため、尾張家本の最も目立つ損傷について指摘しておく、例えば、各扇の左右端には同時期に付いたとみられる紙の擦れが散見されるが、長久手図左隻第二扇の擦れは折りたたんだ際に重なる第一扇の大縁に絵具が付着している。他にも、第二扇の黒い汚れも折り畳み時に重なる大縁に汚れが付く。尾張家本を「大損」の「長篠長久手合戦之記」とし、修復と改装を行ったと仮定しても、最も目立つ損傷は改装後のものである。

(14) 前掲註(8)原論文参照。

(15) 成瀬家本では大将格の織田信長、徳川家康らが着用する大鏡には梅檀板・鳩尾板・大袖などが完備され、胴は弦走韋、草摺は四間、片籠手姿と格式高く表されることは、白水正氏が指摘しており、尾張家本でも同様に身分に応じて、ある程度は武装が描き分けられている。しかし、尾張家本には家康が着用する胴は、弦走韋ではなく小札を感している。これについて、例えば「徳川家康十六神將

図(徳川美術館蔵)などの十六神将図の中には、弦走草胴を着用する家臣がいる一方、家康が小札威の胴を着用する作例が何例もあり、そのような図様が流入したのであろう。白水正「長篠・長久手合戦図における武装の描き方」(『研究紀要』二二、犬山城白帝文庫、二〇一八年)。

(16) 探幽の面的な彩色法とその変容については次に詳しい。畑麗「東照宮縁起絵巻の成立―狩野探幽の大和絵制作―」(『國華』一〇七二、國華社、一九八四年)・拙稿「鍛冶橋狩野家七代目狩野探信守道にみる江戸狩野派と風俗画」(『美術史』一七三、美術史學會、二〇一二年)。

(17) 前掲註(16)拙稿参照。また、探幽とその周辺の絵画表現の違いは、野田麻美「ポスト探幽世代の画家たちについて―狩野安信・常信・探信・益信・探雪(名画集)(個人蔵)の史的位置―」(『静岡県立美術館紀要』三三、静岡県立美術館、二〇一六年)などに詳しい。

(18) 宮島新一氏は、現存最古の成瀬本長篠図の樹木が古様であることから長篠図については、成瀬家本より遡る原本があった可能性を指摘する。宮島新一「川中島合戦図と長篠合戦図」(『戦国合戦絵屏風集 第一巻』中央公論社、一九八八年)。

原史彦氏は長篠図が本多家、長久手図は井伊家で作られたとする。前掲註(2) 原論文参照。

白水正氏は、成瀬家本長篠図の成瀬吉右衛門が中級武士の姿で描かれていないことなどから、祖本が成瀬家以外で作られた可能性、また長篠図と長久手図の画面構成、敵方の表現の違いも指摘する。白水正「長篠合戦図屏風の人名表記について」(『研究紀要』二〇、犬山城白帝文庫、二〇一六年)・白水正「長久手合戦図屏風の人名表記について」(『研究紀要』一一、犬山城白帝文庫、二〇一七年)。

(19) 前掲註(2) 原論文参照。

(20) 前掲註(2) 原論文参照。成瀬家本は、「享和元年 長篠長久手御陣場之図屏風・雪村毫劔研之鍾馗之画入 上覧候留」から享和元年(一八〇一)には紙が貼られていたことが判明している。

(21) 高橋修「戦国合戦図屏風の成立と展開―成瀬家蔵「長久手合戦図屏風」とその周辺―」(『戦争と平和の中近世史』(青木書店、二〇〇一年)。

(22) 松浦由起「小牧長久手合戦図屏風と戦国軍記」(『合戦図 描かれた(武)』勉誠出版、二〇二一年)。また、白水氏も「小牧陣始末記」との描写の共通性について触れている(前掲註18)白水論文「長久手合戦図屏風の人名表記について」。

(23) 前掲註(2) 原論文参照。しかし、高橋氏は「先鋒を率いた井伊直政の赤備えの動きを成瀬家が管理する長久手合戦像の中に取り込み利用したものと評価したほうがよい」とし、長久手図の井伊家成立については疑問を呈している。高橋修「長篠・長久手合戦図屏風論争」(『長篠合戦の史料学 いくさの記憶』勉誠出版、二〇一八年)。

(24) 『和の史 思文閣古書資料目録』(二七五、思文閣出版、二〇二二年)に掲載された新出の合戦図屏風である。残念ながら実見できなかったが、模本であるもの人物、自然景物は明らかに狩野派様式であり、描写も非常に優れている。

(25) 金子拓「東京国立博物館所蔵長篠合戦図屏風について」(『東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信』七一、東京大学史料編纂所、二〇一五年)・金子拓「東京国立博物館蔵「長篠合戦図屏風」」(『長篠合戦の史料学 いくさの記憶』勉誠出版、二〇一八年)。

(26) 羽賀祥二「史蹟論 19世紀日本の地域社会と歴史意識」(名古屋大学出版会、一九九八年)・高橋修「尾張・紀伊両徳川家における「小牧・長久手合戦」の研究と顕彰」(二〇〇一〜二〇〇四(平成十三〜十六)年度科学研究費補助金 基盤研究(A)(1) 研究報告書(課題番号13301017) 研究代表者藤田達生『近世成立期の大規模戦争と幕藩体制―占領・国分・仕置の視点から―』(二〇〇五年)・前掲註(2) 原論文・高橋修「第十章 尾張・紀伊両徳川家における小牧・長久手合戦の研究と顕彰」(『戦国合戦図屏風の歴史学』勉誠出版、二〇二二年)。

(27) 細野要齋「律の滴 諸家雑談五」文久元年(一八六一)八月二十八日に記される。竹内美砂子「資料紹介 小牧長久手合戦図屏風」(『名古屋博物館だより』一四八、二〇〇二年)。

(28) 金子拓「鳶巣砦攻めの目撃者」(『長篠合戦の史料学 いくさの記憶』勉誠出版、二〇一八年)。

(29) 八曲一隻本とはほぼ同図様の名古屋東照宮所蔵本では、現在も家康を隠す紙が残されており、やはり家康の上で四角い紙の上辺のみを貼っている。

(30) 前掲註(18)宮島論文参照。

(31) 内田九州男「長篠合戦図屏風について―両軍配備と文献」(『戦国合戦絵屏風集成 第一巻』中央公論社、一九八八年)。

(32) 前掲註(23)高橋論文・高橋修「第七章「長篠・長久手合戦図屏風」の概要と論点(『戦国合戦図屏風の歴史学』勉誠出版、二〇二一年)。

(33) 前掲註(23)高橋論文参照。

(34) 小口康仁「成瀬家本「長篠合戦図屏風」における図様形成の一考察―絵図から屏風へ―」(『日本近世美術研究』三、北島古美術研究所、二〇二〇年)・小口康仁「長篠合戦図屏風」の展開―「東京国立博物館所蔵下絵」にみる武勇の絵画化―

(『合戦図 描かれた(武)』勉誠出版、二〇二二年)。

(35) 前掲註(2)原論文参照。

(36) 前掲註(18)参照。

【謝辞】

成瀬家本につきましては、二〇一五年に東京大学史料編纂所・特定共同研究の合同調査にて熟覧させていただきました。犬山城白帝文庫歴史文化館館長白水正氏、共同研究代表の東京大学史料編纂所准教授金子拓氏には格別のご配慮を賜りました。また、画像借用につきましては犬山城白帝文庫にご協力を賜りました。

本研究は「戦国軍記・合戦図の史料学的研究」(20H0031・基礎研究(A)・科研代表者堀新)の成果の一部であり、同研究の第二十一回研究会にて口頭発表させていただいた内容を一部活字化したものです。研究会では代表の共立女子大学教授堀新氏を始め、研究分担者ならびに研究協力者の先生方、またご参加いただいた愛知工業大学客員教授松浦由起氏にもご教示を賜りました。ここに記して深謝申し上げます。(徳川美術館 学藝員)

金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

板谷 寿美

はじめに

一 刀装具附属文書の概要

二 小札の検討

(一) 小札の作成と記載内容

(二) 尾張徳川家所有刀装具の鑑定依頼

三 尾張徳川家十代斉朝の遺物整理と刀装具の選定

おわりに

補論

史料編

はじめに

本稿で取り上げる後藤家とは、(1)彫金による刀装具の製作・(2)大判の製作・(3)分銅の鑄造や検印の三種を家業とした一族を指す。後藤家初代正奥(祐乗。一四四〇～一五二二)が室町幕府八代將軍足利義政に仕えて以

来、後藤家―とりわけ宗家である四郎兵衛家―は歴代の権力者のもとで日々活動していた。本稿では後藤家の三家業のうち、(1)彫金による刀装具の製作に焦点を当てる。後藤家が刀装具を製作する職人集団であり、かつ代々の刀装具を鑑定し、折紙を発給する鑑定家である側面に着目し、論を進めたい。

後藤家の製作にかかる刀装具は將軍家でも珍重されるほど格式高く、他家の職人が製作した刀装具とは一線を画していた。しかし明治時代になって身分制度が変化し、刀剣およびそれに附属する刀装具の必要性は失われることとなった。それに伴い、刀装具は各大家から売り立てに出されたり旧家臣へ形見分けの品として用いられたりした。その結果、現在では刀装具を愛好する個人がコレクションしている例が多数見受けられる。こうしたコレクションはあくまで明治時代以降の個人による収集の結果であり、江戸時代当時の大名家が所有していた様相を呈しているとは言い難い。したがって刀装具研究では、江戸時代段階の受容や所蔵状況はあまり重視されおらず、誰の作か、歴代後藤家の作品の特徴はいかなるもの

か、という作品中心の検討に重きが置かれてきた。⁽²⁾

しかしこれでは刀装具の受容を理解するには聊か不十分である。振り返れば、刀装具と文献史料とを連関させて検討する必要性は既に論じられていた。⁽³⁾しかし刀装具と文献史料を双方に検討するためには、これらが一群で残存している必要がある。先述の通り、現在、刀装具は個人コレクションが多くを占める中、幸運にも徳川美術館の場合は、尾張徳川家の大名道具類を引き継いだため、その双方が伝存している。刀装具と文献史料(折紙や小札、道具帳など)がまとまって残る尾張徳川家の事例を検討することで、双方を紐づけることができ、刀装具研究を深化させることが可能であろう。⁽⁴⁾

徳川美術館では拵に附属する刀装具とは別に、三所物・二所物・小柄・目貫・筭など各刀装具が個別の分類のもと収蔵・保管されている。本稿での検討対象は、現在も拵に附属する刀装具ではなく、原則、個別に保管されている刀装具とする。

第一章では、現在、徳川美術館が所蔵する刀装具に附属する文書の概要を紹介する。その上で第二章では、「亥」の円黒印が捺された包紙とそれに包まれた紙片を検討し、この紙片がどのように発給されたかを考察したい。また第三章では尾張徳川家十代斉朝の遺物整理の中で刀装具がどのように選定されたかについて取り上げる。尾張徳川家を一例として、刀装具に附属する史料を紹介し、刀装具研究の進展の契機としたい。

一 刀装具附属文書の概要

徳川美術館所蔵の刀装具⁽⁵⁾に附属する文書は数種類ある。はじめに主要な

附属文書の概要を紹介しておきたい。

①折紙

折紙とは、江戸時代に鑑定を行う家によって作者が極められると発給された、鑑定書である。後藤家における刀装具の鑑定の場合には、後藤家の祖である後藤家初代正奥(祐乗。一四四〇〜一五二二)の祥月命日である七日に後藤家一族が宗家・四郎兵衛家に集まり、鑑定を実施し、折紙が発給された。⁽⁶⁾刀装具には自身銘といい、作者本人が銘を刻む場合もあるが、無銘の場合も多く、作者を確定させるために鑑定が行われた。刀装具を献上・下賜品として用いる將軍家や大名家をはじめとした依頼主にとって、鑑定を行い、作者を明確にすることは、その刀装具の権威付けになりえた。一方、後藤家にとっては鑑定を行うことで歴代当主の品を含む、多くの刀装具を見守る機会が得られた。⁽⁷⁾

しかし後藤家も無償で鑑定を実施していたわけではない。鑑定や折紙の発給、付金や下地などの作り替えなど、様々な場面でいわば材料費や人件費などの料金が発生した。今日、折紙が附属する刀装具が一定数伝存する状況に鑑みると、刀装具製作による収入以外にも、鑑定や折紙の発給、付金や下地などの作り替えなどで得られる収入も相当の割合を占めていたと思われる。しかし、折紙にはこうした情報は記されない。折紙に記される基本情報は、刀装具の意匠・技法・用いられた金属の種類・作者・代付・鑑定した年月日・鑑定した人物の名前と花押である。また折紙裏面には、表面の署名の位置に鑑定した人物の黒印が捺される。折紙は刀装具と共にあるからこそ効力を持ち、その刀装具の価値に関係する必要な情報が記された。

②「亥」の円黒印が捺された包紙とそれに包まれた紙片

包紙に「亥」の円黒印が捺され、時に墨書で「改」も書き添えられた史料がある。中にはいずれも小さな紙片が入っている。その紙片には「古折紙之通相違無御座候」や「程乗位相極可申候」などいくつかのパターン化された文言が墨書されている。便宜上、本稿では文言の記された紙片を「小札」、包紙を「亥印包紙」と呼ぶこととする。第二章でこれらの意義を明らかにするとともに、小札の発給された状況にも迫りたい。

③書付

便宜上、本稿で「書付」と呼ぶ史料は、折紙を発給するための料金や下地などの作り直しを行う場合の料金などを書き上げた、いわば見積書である。例えば、「桶に秋草図目貫(徳川美術館蔵。目貫(箱無し)一〇三三)⁸⁾には左のような書付が附属する。

程乗位

一、色絵桶菊薄目貫折紙料銀一枚三両
肴料三両三步

右之通申上候様申付候、以上、

後藤四郎兵衛内

三月

森村兵造⁹⁾

まず書付の特徴として、右の書付の通り、たいていの場合は宛所が書かれていない。これは宛所が尾張徳川家であることが自明であるためである。また右の書付では差出が記されているが、記されない場合もある。差出に「後藤四郎兵衛内」とある通り、書付は宗家である四郎兵衛家の中で活動する者が発給している。「申上候様申付候」とあることから、四郎兵

衛家の当主から指示された上で、書付が発給されている。なお、差出が記されていない場合も、これら書付は一連の史料であることから、四郎兵衛家において発給されていると考えてよいだろう。

書付の内容はいずれも共通している。一つ書きの肩には「○乗位」と想定する作者を記す。ここに記される作者は、いずれも四郎兵衛家の歴代当主である。作品の名称を記した下には、費目と料金が記される。右の書付の場合には、折紙料(折紙を発給するための料金と肴料を記載している。肴料は作業費や人件費にあたりと考えられ、いずれの書付にも記載される。)右の書付では折紙料が記載されているが、その他、付金下地料や彫付料など、各刀装具によって記載される費目と料金は異なっている。このように書付は実質的に必要な費目と料金が具体的に記される点で貴重な史料である。

以上、主要な附属文書の概要を踏まえた上で、本稿で検討の対象とする附属文書は②の小札と亥印包紙である。①折紙は、江戸時代における刀装具の価値判断の基準を理解するための重要な指標であることは筆者も認識しているところである。また③書付は、これまで徳川美術館から紹介されたことがない未検討の史料であるが、紙幅の都合上、本稿では簡易な説明に留め、機会を改めて考察を示したい。

二 小札の検討

(一) 小札の作成と記載内容

亥印包紙に包まれた小札は、昔の折紙に極められた通りで間違いがないことや後藤家の誰々が製作したと極めることができる旨を、一行で記して

いるのみである。

このような簡潔な情報でも例えば「古折紙之通相違無御座候」の記載は、何者かがある時期に刀装具のみならず折紙も見た証左となりうる。この記載の小札が附属する刀装具には、現在も折紙が伝存している。したがって、小札は折紙に記された年代よりも後の時代に発給されたと考えられる。先述の通り折紙を発給するのは後藤家であり、それを見て判断できるのもまた後藤家である可能性は高い。

また小札に「○乗位相極可申候」と記される場合、書付と同様に「○乗位」にはいずれも後藤家の宗家である四郎兵衛家の歴代当主が記されている。この小札に類する文言として、「下地相直候得ハ○乗位相極可申候」と記載される小札もある。下地を直せば○乗くらいに極める、との旨で、この場合も推定される作者として四郎兵衛家の歴代当主が挙げられている。下地とは、地板もしくは地板をくるむ哺金を指すと考えられるが、いずれも下地の記載しかないため、詳細な作り直しの様相は確認できない。特筆すべきは、作者を極めるにあたり、下地を直せばという留保条件をつけている点である。後世、紋のみが地板から切り取られ、それ以外の部分を作り替えられることはめずらしいことではない。下地を作り直すと、当然、費用がかかる。第一章で紹介した書付の付金下地料はこうした時に必要になる料金である。参考までに「綱牛凶小柄」（徳川美術館蔵。小刀柄一〇二二）の書付を紹介する。

覚

宗乗位

- 付金下地料金貳両
一、赤銅綱牛小刀柄裏彫料金貳百正
肴料金五両

右之通申上候様申付候、以上、

三月 後藤四郎兵衛内

田中基蔵

右の刀装具の場合、付金下地料として二両必要であることが後藤家側から提示されている。小札に記される人物名が四郎兵衛家の当主であること、書付の差出から下地直しをはじめとする下地作りを四郎兵衛家が実施している様相を踏まえると、小札の発給も四郎兵衛家が関与している可能性は高いと考えられる。

「彫付之通相違無御座候」・「裏彫之通相違無御座候」と記された小札が刀装具に附属している場合には確かに極銘もしくは自身銘が刻まれている。銘はいずれも後藤家の人物名が刻まれている。

その他、特徴的な文言としては「作付候物ニ無御座候」が挙げられる¹⁰。当家が製作した刀装具ではないとこのことを指す。刀装具を一点ずつ確認する中で、先祖が作った品ではないと結果的に判断した場合にこのような文言の小札を添えるのだろう。

さて、これらはいづれが発給されたのだろうか。小札の文言から、後藤家が小札の発給に関与していた可能性が窺われた。「古折紙之通相違無御座候」の小札が附属している場合、折紙も必ず附属していることや折紙には鑑定した年月日・鑑定した人物の名前と花押が記されることは先に述べた通りである。それを踏まえつつ、小札が附属する刀装具のうち、最も年代の新しい折紙を持つ刀装具を検討してみる。すると、「鶏卵凶三所物」（徳川美術館蔵。三所物二九）と「紅葉洲流凶三所物」（徳川美術館蔵。三所物四四）が挙げられる。いずれも天保六年（一八三五）八月七日付、後藤家十六代光晃（方乗。一八一六～五六）¹¹が発給した折紙が伝存している。したがって、小札を

後藤家が発給していたと仮定するならば、これらの折紙が発給されるより後の時代であり、光晃もしくは後藤家十七代光則(典乗。一八三五～七九)の時代に作成されたと言える。年代を確定させるため、「枝梅図小柄」(徳川美術館蔵。小刀柄一七二)を取り上げたい。「枝梅図小柄」は、赤銅魚々子地に、梅の枝が赤銅、花が銀色絵、蕊が金色絵で施された小柄で、裏面には自身銘「後藤光年(花押)」が刻まれている。附属する小札には「拙者前彫ニ而御座候」とある。自身銘があることは、刀装具の作者がその人物であることを意味し、したがって小札の「拙者」は自身銘を刻む光年である。光年とは光晃の実名である。拙者ニ光年ニ光晃が以前彫った刀装具であるという内容を示すこの小札により、これら一連の小札は光晃の時代にそのもとで発給されたと結論づけたい。

これら一連の小札は、刀装具やそれに附属する折紙を実見した上で発給されている。折紙が発給されるほどの鑑定ではないが、これも刀装具の作者を確認する、鑑定の一種であるといえよう。このように折紙の発給されない確認作業のような鑑定も後藤家で実施されており、その場合には小札を以て、折紙よりも簡易な形式で結果が伝えられていたといえる。

(二) 尾張徳川家所有刀装具の鑑定依頼

先述の一連の小札の文言から、これらは後藤家十六代光晃の時代に作成されたことを確認した。こうした後藤家による鑑定はどのように依頼・実施されたのであろうか。

そこで「源順様御譲 御側御小道具帳」(徳川美術館蔵。武器旧原簿七。以下、「本道具帳」と称する。)から確認したい。本道具帳は源順様、つまり尾張徳川家十代斉朝(一七九三～一八五〇)所用の刀装具を書き上げた道具帳で

ある。嘉永三年(一八五〇)の斉朝死去に伴い譲られた刀装具が本道具帳に列記されている。ここで明らかにすべき点は、斉朝から誰に譲られたかである。斉朝の後、尾張徳川家十一代斉温(一八一九～三九)・十二代斉荘(一八一〇～四五)・十三代慶藏(一八三六～四九)が家督を相続するが、彼らは斉朝よりも早くに死去している。斉朝が死去した段階での尾張徳川家の当主は十四代慶勝(一八二四～八三)¹³⁾で、嘉永二年の慶藏の死去に伴い、家督を相続している。したがって、本道具帳に書き上げられた刀装具の継承者は慶勝であろう。同時に、斉朝は文政十年(一八二七)に斉温に家督を譲って尾張で隠居していたが、その時点では斉朝の「御側」の刀装具は次の当主であった斉温に譲られることはなく、嘉永三年の死去後に刀装具一式が慶勝に譲られるという動きであったと理解したい。

斉朝から慶勝へ刀装具が譲られるにあたり、本道具帳の冒頭には、【史料1】の通り記載される。

【史料1】

御小道具之内、朱書を以作之誌有之候分之儀者、嘉永四年亥三月廿三日御小道具類不殘安井八郎右衛門江御詠、江戸表江御差下相成候上、後藤家猶又鑑定改済之上、誌入之分認載候部ニ有之候事、

安井八郎右衛門に命じて、嘉永四年三月二十三日に斉朝の「御側」にあった刀装具を残らず江戸へ運び、後藤家のもとで鑑定を済ませたことが確認できる。今回、斉朝の刀装具の一切を任された人物である安井八郎右衛門は、御小納戸頭取の安井八郎右衛門秀起である。御小納戸頭取については、「尾州御小納戸日記」・「尾州御留守日記」・「江戸御小納戸日記」(いずれも徳川林政史研究所蔵)という、御小納戸頭取が記録した大部な日記が存在しており、彼らの活動を確認できる。

【史料2】「尾州御小納戸日記」嘉永四年三月二十日条
左之通御側懸江差出候、

御書院番頭格

御小納戸頭取

新御番頭兼

安井八郎右衛門

御小納戸頭取

正木宗兵衛

右者明廿一日比発足可罷下筈候処、御用之都合ニ寄、来ル廿三日晝発足罷下筈候、仍之猶又申達候、

三月廿日

御小納戸頭取

御小道具類今度江戸表江差下之筈ニ付、御長持四棹ニ入、御書院番頭格御小納戸頭取新御番頭兼安井八郎右衛門御預ニ而御側組同心四人差添、来ル廿三日晝爰許発足罷下筈候間、道中御年寄衆御添触を以繼立候様致度、仍之申達候、

但御長持桐油之儀、御中間方々相渡候様致度、此段申達添候、

三月廿日

御小納戸頭取

(中略)

一、左之通申渡候、

同心組頭江

御側組同心

石黒佐六郎

山崎彦十郎
後藤勝平

御側物頭添組同心

高木豊治

御太切物入候御長持四棹、安井八郎右衛門御預ニ而、来ル廿三日爰許発足、江戸表江差下筈候間、其方共差添立帰可罷下候、

御太切之御品々ニ候間、入念取扱、諸事不都合之儀無之様可心得候、

三月

今回江戸に運ばれる刀装具は「御太切之御品々」であるので、念入りに取り扱うよう指示されている。長持四棹に入れて刀装具を江戸へ運ぶことは、【史料1】にある「嘉永四年亥三月廿三日御小道具類不殘安井八郎右衛門江御詔、江戸表江御差下相成候」と一致する¹⁴。最終的に安井八郎右衛門一行が江戸へ到着したのは嘉永四年四月三日の夕方¹⁵で、同月五日にはご機嫌伺をしてお¹⁶り、これ以降、刀装具が後藤家へ引き渡されたと考えられる。刀装具を江戸に運んだ理由は、鑑定を行う宗家・四郎兵衛家が江戸を拠点に活動しているためである¹⁷。

後藤家で鑑定を実施する際、御小納戸頭取を介して、後藤家へ刀装具を持ち込んでいたことが確認できた。続いて、後藤家の鑑定が終了した後の動向についての史料も提示しておきたい。それらは同じく「尾州御小納戸日記」の中で【史料3】の通り確認できる。

【史料3】「尾州御小納戸日記」嘉永四年九月八日条

一、林金次郎御小納戸儀、従弟豊藤安次郎・従弟女習鈴木唯八・鈴木仲五郎江多出入願済之御礼便状差越之候付、入 御覧候、

一、右便ニ左之通申來候、

尾州 御小納戸頭取衆様

正木宗兵衛

以手紙申進候、御側御道具之内金器御道具并御小道具類、且（嘉永四年）当春

安井八郎右衛門御預ニ而罷下候御小道具類、後藤之鑑定も相濟候付、

御先手物頭山本孫之丞当月五日爰許發足、其表江罷登候付、詵差登

筈候、委細之儀ハ尚又可申進候間、參着之上宜御取扱候様存候、仍

之為御承知申進候、以上、

九月二日

猶々、今日其表より之月次宿繼到着之筈候処、今以到着不致、川支

等ニ茂有之候哉ニ相見候付而ハ、孫之丞代り合、延着いたし候ハ、

同人發足之儀延引可相成候間、仍之申進添候、已上、

（後略）

【史料3】は江戸にいる御小納戸頭取の正木宗兵衛から、尾張にいる御

小納戸頭取へ届けられた書状の写しである。嘉永四年四月三日に安井八郎

右衛門一行が江戸に運び、四月五日以降に後藤家へ引き渡された刀装具に

ついては、後藤家の鑑定も済み、山本孫之丞が九月五日に江戸を出発して、

尾張まで運び入れるので、到着したらよろしく取り扱おうよう記載されてい

る。結果的に山本孫之丞は、長持八棹と共に同年九月十三日に尾張へ到着

している。¹⁸ また次に掲げる【史料4】は【史料3】の続報で、江戸の御小

納戸頭取の小出蕉蔵および安井八郎右衛門から尾張の御小納戸頭取へ届け

られた書状の写しである。

【史料4】「尾州御小納戸日記」嘉永四年九月十三日条¹⁹

（前略）

尾州 御小納戸頭取衆様 小出蕉蔵

金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

以手紙申進候、御側御道具之内金器御道具等、其表江差登方之儀、

御側懸申聞候処、兼而差登候筈ニ而取調置候間、同心共召連候輩御預

ニ而罷登候様申達候処、御先手物頭山本孫之丞当月五日爰許發足罷登

候間、詵差登候筈申聞候付、右金器御道具等且追々及御懸合候、御名

物御小道具其外 御側御小道具類等、御長持四棹ニ入、同人江詵差登、

入記式冊并書付一通、壹番御長持江入置候、參着之上、宜御取扱候様

存候、仍右四棹之鏝四進之候、以上、

九月四日

猶々本文之外、瑞竜公実録四冊 御先代之節御用ニ而、此表江御取

寄之筈、津田縫殿申聞候間、及御懸合御差下相成居候、成御用明ニ付

差登并、南京御香炉文光射牛之字アリ一箱共、右之内一番之御長持江入、

差立申候間、宜御取扱可被成候、以上、

尾州

御小納戸頭取衆様

安井八郎右衛門

以手紙申進候、（嘉永四年）当春御預ニ而罷下候御小道具類、後藤鑑定相濟候付、

亥年改済之坑印置候間、猶更其方において御都合宜様御印置候様存候、

且御掛物るい之義ハ御道具与申兼候、如何御小柄も相見候趣ニ相聞候

間、御内々兵部少輔殿宅ニ而了伴江吟味為致、夫々真偽之境相分、自

ラ御入用少ニ而相濟申候□内歌物等、当時之堂上方ハ古筆見家に而鑑定

出来兼候由候、乍去当時世上ニ被行候高下を以、上品下品之訳ハ夫々

印御座候、右夫々入札共御長持四棹江入、山本孫之丞江詵差登候間、

參着之上宜御取扱可被成候、仍右四棹之鏝進之候、以上、

九月四日

猶々右御長持番立、左之通御座候、此段為御承知申進候、以上、

五番

御懸物類

六番

七番

御小道具類

八番

右之通、

まず小出蕉蔵が尾張の御小納戸頭取へ差し出した書状からは、鑑定を終えた刀装具以外にも御側道具のうち「金器御道具」や「瑞竜公実録四冊」を長持に入れて山本孫之丞が尾張へ運んでいたことが確認できる。なお、刀装具は安井八郎右衛門が尾張の御小納戸頭取へ差し出した書状から、七番の長持に入れられて運ばれていることも確認できる。

小出蕉蔵の書状は刀装具以外の道具を運ぶ件が主たる内容であったが、安井八郎右衛門の書状にはまさに本稿の検討対象である亥印包紙や小札の件が記されているので、詳細に考察しておきたい。内容は次の通りである。当春、つまり嘉永四年三月から四月にかけて、安井八郎右衛門が預かった刀装具は、後藤家での鑑定を終えた。そこで、「亥年改済」の印をつけた。さらに尾張でも都合のよいように印をつけるだろう。刀装具や懸物を長持四棹に入れ、山本孫之丞に命じて尾張へ運ぶ。到着したらよろしく取り扱ってほしい。したがって長持四棹の鍵も届ける、とのことである。この「亥年改済」が亥印包紙の「亥」を指すと考ええる。つまり亥印包紙の「亥」は辛亥年である嘉永四年と比定したい。第一節で小札が後藤家十六代光晃のもとで発給されたと指摘したが、その活動時期とも矛盾しない。

当時、斉朝の「御側」で尾張にあった刀装具は、御小納戸頭取を介して後藤家に持ち込まれた。そして鑑定された後に後藤家で小札が発給された。その後、後藤家から刀装具一式と小札が御小納戸頭取のもとに戻されたと考えられる。そして、いつ後藤家による「改」めを実施したかを明確にしておくため、御小納戸頭取のもとで嘉永四辛亥年を意味する「亥年改済之埃印」を捺した包紙に亥印包紙を添えたと推測する。

以上を小括すると、小札および亥印包紙は嘉永四年に江戸で行われた後藤家による鑑定の結果、発給された文書であると結論づけられる。ただし、小札は後藤家側で、亥印包紙は尾張徳川家側で作成された。鑑定を行うと一般的には折紙が発給されるが、そうした本格的な鑑定ではないある種、確認作業のような形で、後藤家において刀装具（折紙が附属する場合は折紙も含む）が一斉に確認され、その結果が小札に記され、依頼主である尾張徳川家に返却された。

三 尾張徳川家十代斉朝の遺物整理と刀装具の選定

嘉永四年（一八五二）をはじめとする、尾張徳川家十代斉朝の遺物の取り扱い方については、【史料2】から【史料4】だけではなく、次に紹介する【史料5】も参考になる。⁽²⁰⁾この日の記事に、嘉永五年の斉朝の遺物の取り扱い方から遡って記録されている。⁽²¹⁾斉朝の遺物の取り扱い方についての大枠を捉えつつ、刀装具の選定についてさらなる考察を加えたい。【史料5】は、斉朝の遺物の取り扱いについて詳細のわかる重要な史料であるため、長くなるがここに引用する。

【史料5】「江戸御小納戸日記」嘉永六年二月二十二日条

〔嘉永五年〕
子十一月十六日

一、当八月廿四日之記ニ相見候 〔尾張徳川家十代重頼〕 源順様 御遺物仕扱方之儀ニ

付、水野惣右衛門〔御御用人御懸懸〕ノ尋之趣有之候間、左之通り及答達候、

小出蕉藏

源順様御遺物調方江付、去亥年御道具類尾州表同役〔尾州御小納戸〕ニ此表相廻候処、

御遺物仕扱方之分、今以尾州表へ不相戻候付、一応吟味之上、早行

差戻候様可取計旨、且差戻ニ可相成御道具類、委曲帳面ニ取調可差出

旨、右 御遺物仕扱御道具之内、此表おいて御扱相成候分も有之由相

聞候間、右之通相違無之候ハ、是又帳面ニ委敷相誌可差出旨御談之

趣、夫々致承知候、右 御遺物御道具被下方尾州ノ相廻候伺書、安井

八郎右衛門在勤之節取扱候砌、同 〔安井八郎右衛門〕 人江 御沙汰之趣有之候由ニ而、

右御道具不殘此表江御取寄相成、調替御年寄衆初御見分相濟候上、

御覽ニ相成被下方御治定相成、去亥年春被下相濟申候右惣御道具之内

〔行込〕御案内之儀者、是迄 御駕籠入之御品之趣ニ相聞候付、為御除相成并

其外御数寄屋御道具ニ准候御品々者相除候筈ニ而相省キ、御懸物之内

奇麗成方者御間ニ為御懸可相成趣ニ而相除、下ケ札御小道具之儀ハ後藤

家作物之分ハ容易ニ可被下物ニ無之候間、格別之廉々之被下ニ可取計

旨而、右作物者可相除与之御評議ニ相成、是又相除、且御殘可相成御

道具者後藤四郎兵衛江鑑定為致候筈ニ而被下、残り之分夫々鑑定為致、

鑑定料等之儀者、右残り御道具御扱ニ取計、右代金之内を以被下方仕

扱候様御伺相濟之趣、津田縫殿方御前役之節專御取扱而御申聞ニ付、

御側ニ為御除之御品并御数寄屋御道具ニ可准哉之御 品々撰分ケ方

は御任セ之処、去春初而之 〔嘉永四年〕 御入国ニ付、右以前 御遺物被下方必仕

扱候筈相成、差急凡取分ケ被下方相濟、追而再三撰分ケ御懸物之内、

余り上手而無之分又ハ樟脳染等多キハ相省、御膳箸等端物又ハ古染付

与有之新渡新製等之物、其外籠末ニ相見候御品、泥地等ニ而模様蒔絵

大損など之類ハ相刻、其内皿鉢小皿盆杯之類ハ、全 御側御入用之為

メ為御除之分も多分ニ有之、則右御品之御扱之分とも別帳式冊ニ取調

差出候、且二、下ケ札御扱相成候御品々之代金合金百五十七両、銀五

匁之内鑑定料金壹両貳分式朱、箱等之代金七両貳分式朱、銀七匁四分

式り、引去殘金百四十七両貳分式朱、銀五匁八厘有之候付、此御金ハ

臨時金江見込 御囲金之内江可差上之処、当分昼前迄ニ諸勘定相立候

得共、外金筋尔も御勘定相濟、急未差上分も有之候付、差上方見合罷

在候内、今般御談之趣有之候付、右御扱代殘金差上方并員数申上方共

見合置候間、此段御含有之候様致度候付而者、別段御評議筋ニも相成

候ハ、御否次第申上候様可致候、仍之別帳式冊相添御答申達候、

但別帳之内小割相分り候分者夫々朱書認加置候得共、全鉢箱与品与

銘書等少々ツ、相違之分も可有之候間、此段兼而御含有之候様致度

申達添候、

十一月 御小納戸頭取

一、下ケ札

本文御殘御品々之内、懸物ハ常々御間ニ為御懸相成、御案内ハ既ニ

常々御駕籠入御用ニ相成、右之外御側ニ御留切相成候御品も有之、

其外之御道具者持之之御役〔マツ〕々而御預ニ致置候処、光美作自身銘赤

銅色絵水三沢瀉三所物一通、去々戌年十二月 〔嘉永三年〕 御任官等ニ付、思召

を以隼人正殿江被下相成候、

一、御膳碗御銚子御皿之類者、御客等之節、度々御用ニ相成候、

一、此表奥御預御懸物之内、左之式箱表御取扱 御遺物ニ被進相成候

由二而、表江差出候、

峯寿院様江被進敷

御懸物中源宗于朝臣
左右松 三幅対慶府筆

帥宮江被進敷

同 山水 本之マク
探索筆 式幅対

二、下ヶ札

本文御払直段之儀ニ付而ハ主殿殿御前役之節、追々御談判之上取扱候事、

【史料5】は、嘉永五年に御側御用人である水野物右衛門から江戸の御小納戸頭取へ斉朝の遺物の取り扱い方についての伺いがあり、それに対して回答した返事の写しである。冒頭の斉朝の遺物の調査については、嘉永四年に道具類を尾張の御小納戸頭取から江戸の御小納戸頭取へ送った件が記されている。これは【史料2・3・4】に記されている、長持四棹を尾張から江戸へ運び入れて後藤家で確認をした後、再び尾張へ戻したことを指している。【史料4】では、尾張から江戸へ運んだ斉朝の遺物は、確認作業の後に全て尾張へ戻したかのように読み取れたが、実際には「御遺物仕払残之分、今以尾州表へ不相戻」とある通り、その理由は不明であるものの、遺物の中でも一部江戸に残された道具が存在していたようである。そこで嘉永五年、再び吟味し、江戸に残したままの道具を早く尾張へ差し戻すよう取り計らうこと、差し戻す道具類については帳面を詳細に調べた上、差し出すべきことについて、江戸の御小納戸頭取が承知している。尾張への差し戻しは、道具を残らず調べ直し、年寄衆を含めて見分を済ま

せた上で決定することになっていた。また、遺物をどのように尾張へ運び入れるかについては、嘉永四年に遺物の取り扱いを担当した安井八郎右衛門の動きが先例となることが確認できる。【史料2・3・4】からもわかる通り、斉朝の遺物の取り扱いは、藩主の身の回りの雑務を様々に担う御小納戸が主体となつて対応していたと考えられる。

遺物の取り扱い方は、「案火」・御教寄道具に準ずる品・懸物・刀装具の四つに分類されて示されている。その分類の中でさらに、残すか払うかの基準が設定された。刀装具はどのような基準だったのだろうか。【史料5】で第一に示された基準は後藤家が製作した品であるかどうかである。「後藤家作物之分」は「容易ニ可被下物ニ無之」ため、格別な場面で用いるべきであることが示されている。また、後藤家での鑑定以前に、年寄衆らによつて、後藤家の「作物者可相除与之御評議」が行われている。ここから、尾張徳川家として所有すべき刀装具は後藤家が製作した品であつたという認識が窺える。⁽²²⁾

また四郎兵衛家に刀装具の「残り之分夫々鑑定」させることとなつており、選定が行われた。【史料5】には、残すべき刀装具と払う刀装具が続けて列記されている。長大であるため、本稿末に〔史料編〕を設け、【史料6】として翻刻を示したので参照されたい。後述するが、払う刀装具には一点ずつ代金も記されている。このような各刀装具の代金を示した史料はこれまで紹介されたことがなく、今後、刀装具の販売・購入金額とも比較することで、それぞれの代金の意味も捉えられると考える。またここで払われた刀装具は、嘉永年間段階で尾張徳川家が所有していたことが確実であることも意味している。

尾張徳川家として残すべき刀装具は、後藤家が製作した品であり、それ

が明らかな品については、尾張徳川家内での評議の段階で選定され、「御
払」からは除外されていた。【史料6】に示された残すべき刀装具のうち、
三所物・二所物・筭合計十点および鐔二点、目貫三十一点はいずれも後藤
家の作とされている品である。また例えば「御目貫」の中で「一、牛 栄
乗位」のように記されている刀装具は、「〇乗位」の記載から、第二章で
検討したような小札が附属していた品である可能性が考えられる。

次に「源順様御残道具御払之分」(以下、「御払之分」と称する。)に記され
た刀装具を見ると、三所物・二所物・鐔・小柄・縁頭・目貫・栗形と
多岐にわたっている。ここに記載された品は決して無銘や作者不明の品ば
かりではない。刀装具の作者として、「政明」や「長常」、「正方」がみら
れる。これらの記載から、刀装具製作者の中でも町彫に分類される、石黒
政明・一宮長常・伊藤派の正方(武州住正方)を指しているのではないかと
推測される。また「光保」は四郎兵衛家の一人ではあるが早世したため当
主となっていない後藤光保である。「伝乗」は後藤喜兵衛家四代の伝乗で
ある。このように後藤家も「御払之分」に含まれるが、当主になっていな
い光保や、伝乗のような脇後藤と呼ばれる後藤家の分家のみが【史料6】
に確認でき、四郎兵衛家の歴代当主の品が記されていない点は見過ごせな
い。したがって、【史料5】などに記される後藤家とは特に四郎兵衛家の
歴代当主の品を念頭に置いていたと考えられる。

これら残す刀装具と払う刀装具の列記のうち、興味深い点は作者が記さ
れていない小柄である。残すべき小柄として七十五点記載されているが、
その大半は作者が記されていない。それらは、同じ順序で「御払之分」に
も記載されている。⁽²³⁾当初は残す予定の品として考えられていたところ、後
藤家の製作した品ではないためか、一括で「御払之分」に入れ込まれたよ

うである。

ところで、先述の通り「御払之分」には、各刀装具に代金が記されてい
る。後藤家で鑑定を実施した場合には後藤家に鑑定料を支払う必要があ
る。【史料5】によると、鑑定料などは刀装具を売って得た資金から捻出
するという。斉朝の遺物は刀装具だけではなく、懸物やその他の品々も含
まれているが、それら一切を売り払うと、金百五十七両、銀五匁に及ぶ。
各刀装具の代金は【史料6】では、銀換算で記されている。代金について
みていくと、三所物の代金は政明作の「赤銅色絵秋草裏哺金」が百七十匁
と最も高額である。小柄はいずれも作者不明であるが、それぞれつけられ
ている代金は異なる。また目貫よりも小柄の方が比較的代金が高額となっ
ている理由の一つには使用する金属の量が考えられる。また、哺金や割継
など技法が異なれば、それも金額に反映されよう。意匠についても、仮に
同じ牛の意匠だったとしても目のみに金を用いるのか、牛の体の模様にも
金を用いるのかで金を用いる量は異なる。出来の差に加え、そうした点も代
金の差に反映されていると推測できるが、【史料6】のような簡潔な記載
では、残念ながら詳細までは確認できない。

「御払之分」に記された刀装具の代金を総計すると、銀換算で六一七八
匁二分となった。【史料6】では最終的に「百弍両壹分六匁」とされてい
る。その中から、後藤家に支払う鑑定料として金一両二分二朱、懸物を入
れるための箱等の代金として七両二分二朱、銀七匁四分二厘が差し引かれ
た。それらの残りは結果的に金百四十七両二分二朱、銀五匁八厘となっ
ている。

时期的にみても、尾張徳川家十四代慶勝が家督を相続し、かつ斉朝死去
後に慶勝がその遺物を譲り受けたことを契機として、これらの整理が行わ

れたことは自明であろうが、それに加えて慶勝が嘉永四年に初入国することから、それに伴い急遽実施されたようである⁽²⁴⁾。

斉朝の遺物整理にあたって、尾張徳川家にとって必要な刀装具を選定していた様子が見受けられた。その選定の際には、後藤家、特に四郎兵衛家が製作した品は残すべきであるという認識は尾張徳川家内にあり、その上で、刀装具の製作者であり、鑑定家である後藤家に依頼して鑑定を行い、さらなる判断が下された。そして遺物のうち不要と判断された場合には売り払われ、そこで得た代金は臨時金(臨時の収入)として「御困金」に組み込まれる予定だったようである。これらの背景については、推測の域を出ないが、当時、藩財政が逼迫していたことや対外製作の費用が膨らむことも想定できよう。継承した遺物を整理し、金銭に替えることで財政を補填しようとしていたことが窺える⁽²⁵⁾。

なお各刀装具が結局、尾張か江戸かどちらで売り払われたかは明確には確認できない。【史料5】では、冒頭で道具類を尾張へ差し戻すことを念頭においた上で、遺物の取り扱い方について述べられていた。しかし、【史料5】で「此表^{〔江戸表〕}において御払相成候分も有之由相聞候」とあることや、最終的に金換算で代金がかかれていることに鑑みると、道具の一部は金遣いの江戸で売り払われることも想定されていたのではないかと考えられる。よって、嘉永四年の遺物整理は尾張徳川家にとって必要な刀装具の選定を行い、再び尾張へ差し戻すこと、一方で嘉永五・六年の再調査は尾張へ差し戻す道具と江戸で売り払う道具を仕分けることが目的であったのではないかと推測できる⁽²⁶⁾。刀装具を選定するにあたり、尾張徳川家内での独自の判断だけでなく、後藤家の鑑定が必要とされていたことは注目に値する。

おわりに

本稿では、徳川美術館所蔵の刀装具に附属する小札に焦点を当てつつ、後藤家の鑑定と文書発給について考察を加えた。

まず小札は、後藤家十六代光晃の時代に、宗家・四郎兵衛家で発給された文書であり、この小札を包む亥印包紙は、尾張徳川家において作成されたと結論づけた。これらの発給以前には、御小納戸頭取を介して、刀装具が一括で尾張から江戸に運ばれ、四郎兵衛家へ持ち込まれていた。鑑定と言えば、一般的に折紙の発給と切り離せないものの、「古折紙之通相違無御座候」や「○乗位相極可申候」などの文言を書き記した小札という形で後藤家の判断が示される場合もあることが今回、確認できた。なお、小札が光晃のもとで発給されていること、尾張徳川家十代斉朝の遺物である刀装具の整理が辛亥年である嘉永四年(一八五二)に実施されていることから、小札および亥印包紙の発給年代は嘉永四年と比定したい。

後藤家に刀装具を一括で確認させ、その結果が文書として発給された背景には、斉朝から尾張徳川家十四代慶勝への遺物譲与の時期にあたってのことから、これらを一旦整理する目的があったと考えられる。また売り払う刀装具についてはそれぞれ代金がつけられていた。後藤家への鑑定料は、刀装具を売り払うことで得られた代金から差し引かれた上で、残金は臨時金として収入になっていることも確認した。

以上のように、折紙が発給されない鑑定やその場合の文書発給の状況、尾張徳川家から後藤家へ鑑定を依頼する様子を示すことはできたものの、未だ触れられていない内容が多い。例えば、尾張徳川家において、刀装具

がいかに管理されていたのかという点や、刀装具の購入方法および代金については触れることができなかった。特に購入については、「御小道具元帳 江之部」(徳川美術館蔵。武器旧原簿八)を主たる史料として検討することができるため、今回示した【史料6】の代金と比較しつつ、今後考察を進めていきたい。²⁷⁾ また本稿で書付を紹介するために二通のみ簡単に引用したが、これらも一部、年代比定が可能である。残された課題も多いが、刀装具そのものだけでなく附属文書や道具帳も含めて、刀装具の世界を総合的に捉えられるよう、引き続き検討を進めていきたい。

補論

本稿の本論の中では折紙の発給については触れることができなかった。しかし、今後、折紙の発給・管理を考える上で参考となる事例を発見したため、補論として論じておきたい。

「胡桃図三所物」(徳川美術館蔵。三所物四七)には、左の通り、寛政九年(一七九七)八月七日付の後藤家十四代光守(桂乗。一七四一〜一八〇四)の折紙が附属している。

金色絵胡桃三所物

作宗乗藏手金
下地後

代百貫

寛政九年

八月七日

後藤四郎兵衛

光守(花押)

この折紙を根拠に、現在、徳川美術館では後藤家二代武光(宗乗。一四八七〜一五四九)の作としている。

ところで東京藝術大学附属図書館には後藤家が残した大部な「極帳」が所蔵されている。「極帳」とは、後藤家が刀装具を鑑定した際に記録した冊子である。「胡桃図三所物」の折紙の年月日と、意匠が胡桃である点から「極帳 草花」と題される一連の史料群に着目した。すると「極帳 草花」(天明六年(一七八六)正月〜享和二年(一八〇二)六月。東京藝術大学附属図書館蔵。請求記号・GOTO—三・七—二十九。以下、「本極帳」と称する。)にこの折紙に該当する史料が記載されていた。本極帳によると、「胡桃図三所物」は当初から三所物として存在していたのではない。もとは「胡桃図小柄」と「胡桃図目貫・筭」であったところ、寛政九年に組み合わせたとされている。本来、「胡桃図小柄」には左の通り、寛永二年(一六二五)五月七日付の後藤家七代正継(顕乗。一五八六〜一六六三)の折紙が附属していた。

胡桃三双之筭

作宗乗但胡桃三斗、
藏手金也、金□□

代金子壹枚

一方、「胡桃図目貫・筭」も同様に、慶安二年(一六五三)三月七日付の後藤家九代光昌(程乗。一六〇三〜一七三三)の折紙が附属していた。

金色絵胡桃ノ目貫筭

作宗乗 但三双藏手モ金也、

代金子參枚五兩

金を用いた胡桃三つの意匠であり、宗乗が製作したとされるこれら二件を組み合わせることに、小柄と三所物(目貫・筭)であったものが、小柄・目貫・筭が一式となった三所物となったのである。福士繁雄氏は刀装具の組み合わせと折紙の発給について左の通り説明している。¹⁾

十二代目光理の時代は、町彫りの台頭がいつそう著しくなってくる。

江戸にはたくさんのお大名屋敷があり、また多くの武士も常住していた。その頃、嫁入りあるいは養子縁組等のめでたい行事があるときは、大名相互間の贈り物として、後藤家の揃物(十二代揃)が大いに利用された。後藤家では依頼主の注文に応じて、先祖の作で無銘だった筭とか小柄の紋を取り外し、あるいは地板にするなどして、新しい小柄に作り変えたり、裏に金喃みをかけて、「○乗作―光理(花押)」といったいわゆる極め物を増産した。もちろん取り合せ、彫り足しなどの三所も多く制作し、それに伴ってたくさん折紙を発行した。したがって、肝心の自身(筆者註…後藤家十二代光理(寿乗。一六八九―一七四二)のこと)の作品は比較的少ない。この極め物の生産は十三道光孝のときに最も多く行なわれ、十六代光晃のときまでつづいた。

「胡桃図三所物」も右のような動向の中で、組み合わされたのだろう。先述の通り、現在残る折紙は三所物の折紙一通のみで、「胡桃図小柄」と「胡桃図目貫・筭」の折紙はない。小柄と三所物が一式とされて三所物となり、三所物の折紙が新たに発給されるにあたり、元来附属していた折紙二通は不要となったのだろう。本極帳には、「胡桃図小柄」と「胡桃図目貫・筭」の折紙は後藤家に返却された旨が記されている。

このように、小柄や目貫・筭を組み合わせて一式にする際、元来附属していた折紙とは別に新たに折紙を発給する事例を確認できた。後藤家十三道光孝(延乗。一七二二―一七四四)や同家十五道光美(真乗。一七八〇―一八四三)の発給した折紙が多数を占めることは、折紙の発給数や時の経過による伝存状況の差もあろうが、後世のこうした組み合わせによって古い折紙の必要性がなくなり、失われていった側面も大きいと考えられる。後藤家の歴代当主が一定数、折紙を発給する中、本件は後藤家における文書管理の状

況を考察する上で有意義な一例であるといえよう。

史料編

【史料6】「江戸御小納戸日記」嘉永六年(二八五三)二月二十二日条
上書源順様御道具御残之分

(中略)

御三所物 不残 御帯御用ハ勿論格別之廉之節被下相成候筈ニ而御残

御二所物并御筭共

一、赤銅波二烏光美

一、同枇杷光保

一、赤銅色(総)画黄蜀葵裏板割金光美作

一、沢瀉烏光美作

一、鷺光美

一、水引同

一、花車程乗二可相成分

一、赤銅色絵水二沢瀉裏喃金光美作自身銘

一、鳩二所物廉乗二可相成分

一、色絵枯木二烏筭榮乗作

御小柄

一、赤銅色絵水貝光美作

一、同孔雀榮乗位

一、赤銅色絵芹徳乗位

- 一、菊折枝栄乗位
- 一、さんししょう顕乗位
- 一、稻穂廉乗位
- 一、鼠大根栄乗位
- 一、大根廉乗位
- 一、一疋獅子顕乗位
- 一、水ニ烏徳乗位
- 一、沢瀉廉乗位
- 一、大根本マ撫ニ牛程乗位
- 一、牛同
- 一、三疋蝶顕乗位
- 一、ほうづき程乗位
- 一、菊折枝栄乗位
- 一、色絵枯木ニ烏栄乗位
- 一、雉子
- 一、鳥居ニ秋草
- 一、たん穂ニ雉子
- 一、梅ニ水仙
- 一、たんほニ鳩
- 一、松葉ニ散梅
- 一、水ニ兎
- 一、桜花
- 一、牡若杜
- 一、水ニ尸

- 一、牡丹
- 一、烏
- 一、梅ニ松
- 一、水仙
- 一、小松
- 一、きりくす
- 一、秋草
- 一、柄杓
- 一、水ニ鷺
- 一、桜花ニ短冊
- 一、芦ニ尸
- 一、蝙蝠
- 一、車ニ牛
- 一、車ニ夕顔
- 一、猪ノ獅子
- 一、稻穂
- 一、桔梗
- 一、緋聯ニ团扇
- 一、水ニ尸
- 一、匏并貝類
- 一、水仙椿
- 一、獅子
- 一、ノ繩裏白
- 一、芹

一、菊桔梗

一、草花

一、菊沢瀉

一、牛

一、海老二貝

一、鮎

一、水草三鶴

一、水三尸

一、梅折枝

一、笹二牛

一、鳩

一、栗二小鳥

一、柳二鷺

一、虫

一、牛

一、花筏

一、菊

一、三疋兔

一、蛩

一、牛

一、瓢箪

一、鮑七ツ

一、雉子

一、枯木三鳥小刀柄 栄乗作

御鏝

一、赤銅七子桐色絵大小大栄乗作
小廉乗作

一、赤銅丸形水草二鷺延乗作大小

一、

御目貫

一、色絵菜 程乗

一、同浮桶 徳乗

一、袋雉子 程乗

一、三疋馬 栄乗

一、源氏夕顔 同

一、布袋 程乗

一、竹鷄 同

一、二疋牛 同

一、姫瓜 栄乗

一、栗之鼠 乗真

一、大根猿 栄乗

一、芋継獅子摸 同

一、海松三塩汲桶 宗乗

一、唐塞鴉 顕乗

一、綱牛 徳乗

一、岩水草水鳥 同

一、籩 顕乗

一、同 程乗位

一、馬 同

一、きひノ穂 同

一、舟 即乗位

一、牛 栄乗位

一、小豆 程乗位

一、兔 宗乗位

一、鳥ニ柿 廉乗位

一、三疋蟹 同

一、二羽鳥 頭乗位

一、瓢箪ニ小鳥 栄乗位

一、牛 頭乗位

一、水草ニ鳥 程乗位

一、大黃 祐乗位

(中略)

御鐔箱

一、真溜塗 一

一、同六角二重組 二

一、同角 一

一、同六角二重組 一

一、同断 一

一、黒塗 一

一、同角二重組 一

一、同六角二重組 一

紋尽蒔絵

一、桑木地角 二

源順様御残御道具御払之分

(中略)

御小道具

一、赤銅色絵四季草花 三所物

代七十五匁

一、同舞鶴裏哺金 同

代五十式匁五分

一、同鳩色絵割継 同

代九十目

一、同秋草裏哺金 同

代百七十目

一、牛 同

代五十式匁五分

一、扇ニ花割継 同

代八十目

一、蠟燭 同

代七十目

一、獅子裏哺金 同

代百五十目

一、桔梗女郎花割継 同

代九十七匁五分

一、粽割継 同

代九十目

一、水引金下四分一豎割継 厚降作 同

代百廿匁

一、水草三龜割継 光保作 同

代九十目

一、水三犀 柳川真常作 同

代三十目

一、田植裏哺金 長常作 式所物

代廿式匁五分

一、赤銅長丸七子秋草色絵 鏝大小

代三十匁

一、同木瓜形七子秋草色絵 同大小

代三十七匁五分

一、同七子土筆透色絵 同大小

代三十匁

一、同木瓜形七子菊絵 同大小

代五十式匁五分

一、同縁模様木瓜形秋草色絵 同大小

代六十目

一、同木瓜形菊縁金 同大小

代六十七匁五分

一、同木瓜形花筏 正方作 同大小

代五十式匁五分

一、同木瓜形牡丹唐草縁菊色絵 同大小

代百五匁

一、同木瓜形秋草色絵影下 同大小

代百五匁

一、同丸形鶏 同壹枚

代四十三匁

一、同木瓜形七子鉄線小鳥 同大小

代六十七匁五分

一、同木瓜形牡丹唐草 同大小

代九十目

一、同丸形秋草縁繩色絵 同壹枚

代九十目

一、同蜻蛉透 同大小

代六十七匁五分

一、赤銅撫角波縁籠目 同壹枚

代七十六匁

一、同木瓜形桐縁籠目 同

代百五匁

一、雉子 小柄

代貳拾匁

一、鳥居三秋草 同

代七匁五分

一、たんほ三雉子 同

代貳拾式匁五分

一、梅水仙 同

代十九匁

一、たんほ三鳩 同

代廿四匁

一、松葉ニ散梅 同

代十七匁

一、水ニ兔 同

代廿五匁

一、桜花 同

代廿式匁五分

一、牡若^(註) 同

代十九匁

一、水ニ鷹 同

代廿八匁

一、牡丹 同

代三十四匁

一、烏 同

代廿七匁五分

一、梅ニ松 小柄

代十三匁

一、水仙 同

代廿匁

一、小松 同

代十八匁

一、きりくす 代三十目 同

一、秋草 代十五匁 同

一、柄杓 代十八匁 同

一、水ニ鷺 代廿匁 同

一、桜花ニ短冊 代三十八匁 同

一、芦ニ鳥 代廿三匁五分 同

一、蝙蝠 代十六匁 同

一、車ニ牛 代三十匁 同

一、車ニ夕顔 代廿五匁 同

一、猪 代廿匁 同

一、稻穂 代廿六匁 同

一、桔梗 代廿匁 同

一、緋ニ図扇 代十七匁 同

一、水ニ鷹 代廿五匁 同

一、蛸ニ貝 代十八匁 同

一、水仙椿 代十六匁 同

一、獅子 代廿五匁 同

一、ノ繩ニ裏白 代廿式匁五分 同

一、芹 代十七匁 同

一、菊ニ桔梗 代廿八匁 同

一、粟 代廿匁 同

一、菊ニ沢瀉 代廿匁 同

一、牛 代廿式匁五分 同

一、海老ニ貝 代式拾匁 同

一、鮎 代十八匁 同

- 一、水草三鬮 代貳拾匁 同
- 一、水三鷹 代十三匁 同
- 一、梅折枝 代貳拾貳匁五分 同
- 一、笹三牛 代貳拾三匁 同
- 一、鳩 代貳拾五匁 同
- 一、粟三小鳥 代拾五匁 同
- 一、柳三鷺 代四十目 同
- 一、虫 代貳拾五匁 同
- 一、牛 代拾三匁 同
- 一、花筏 代貳拾五匁 同
- 一、菊 代四拾三匁 同
- 一、三疋兔 代貳拾匁 同
- 一、蛭 代拾五匁 同
- 一、牛 代三拾匁 同
- 一、瓢箪 代三拾匁 同
- 一、蛇 代貳拾五匁 同
- 一、雉子 代貳拾五匁 同
- 一、秋草縁金 代四拾五匁 縁頭
- 一、同 代四拾五匁 同
- 一、同 代五拾貳匁五分 同
- 一、同 代四十五匁 同
- 一、同 代五拾貳匁五分 同
- 一、同 代五拾貳匁五分 同
- 一、同 代三拾七匁五分 同

- 一、同 代三拾五匁 同
- 一、同 代三拾七匁五分 同
- 一、同 代三拾七匁五分 同
- 一、萩三虫 代四拾五匁 同
- 一、秋草三虫 代三拾匁 同
- 一、同 代貳拾貳匁五分 同
- 一、黄蜀葵 代同断
- 一、同 代同断 同
- 一、稻三雀 代三拾匁 同
- 一、薄三蝙蝠 代貳拾貳匁五分 同
- 一、秋海棠 代拾七匁 同
- 一、蝙蝠 代貳拾五匁 同
- 一、猪 代貳拾貳匁五分 同
- 一、水草三鷹 代貳拾匁 同
- 一、鉄仙唐草縁金 代七匁 同
- 一、牛 代廿貳匁五分 同
- 一、菊折枝 代廿貳匁五分 同
- 一、撫子三蛭 代貳拾五匁 同
- 一、水三浮草 代八匁 縁一ツ
- 一、水三貝類 代貳拾貳匁五分 同
- 一、虎 代貳拾匁 同
- 一、秋草三牛 代拾匁 同
- 一、鳶 代拾三匁 同
- 一、秋草菊虫 代拾五匁 同

- 一、秋草ニ牛 代同断 同
- 一、鶴 代拾匁 目貫
- 一、海老 代五匁 同
- 一、笹ニ虫 代六匁 同
- 一、水ニ笹 代六匁五分 同
- 一、笛ニ冠 代四匁 同
- 一、犬 代五匁 同
- 一、薄ニ冠 代拾五匁 同
- 一、馬 代拾匁 同
- 一、車前子 代拾五匁 同
- 一、兔 代拾匁 同
- 一、羊 代拾匁 同
- 一、夕顔 代式匁五分 同
- 一、水ニ茄子 代式匁五分 同
- 一、機の糸巻梭 代拾匁 同
- 一、黍の穂 代拾匁 同
- 一、波ニ水草ニ鳥 代拾三匁七分 同
- 一、お玉杓子 代五匁 同
- 一、菊ニ牛 代拾三匁 同
- 一、鷹ニ鳥 代七匁 同
- 一、小犬 代式匁五分 同
- 一、波ニ鶴 代十五匁 同
- 一、同 代十五匁 同
- 一、枇杷ニ蜘蛛 代七匁五分 同

- 一、綿羊 代同断 同
- 一、同 代同断 同
- 一、牛 代十三匁 同
- 一、鞍ノ胴 代七匁五分 同
- 一、波ニ千鳥 代十一匁五分 同
- 一、流水ニ花 代十三匁 同
- 一、牛 代十一匁 同
- 一、蛤 代四匁 同
- 一、牛 代十五匁 同
- 一、羊 代十匁 同
- 一、雉子 代十匁 同
- 一、瓢箪 代十五匁 同
- 一、秋草一把 代十匁 同
- 一、薄ニ虫 代十六匁 同
- 一、裏白讓葉 代廿匁 同
- 一、裏白 代十七匁 同
- 一、柳樽 代十匁 同
- 一、鵜飼 代廿三匁 同
- 一、枯木ニ水鳥 代三十匁 同
- 一、柚子 代十三匁 同
- 一、籠ニ水鳥 代同断 同
- 一、水辺ニ馬 代十五匁 同
- 一、大根ニ茄子 代同断 同
- 一、たんぼ 代廿匁 同

- 一、牛 代十七匁 同
- 一、刀豆 代十三匁 同
- 一、松葉ニ蜘蛛 代十三匁 同
- 一、枇杷 代七匁 同
- 一、牛ニ沢瀉 代十五匁 同
- 一、笛ニ椿花 代十九匁 同
- 一、鶴 代七匁五分 同
- 一、水ニ沢瀉 代十五匁 同
- 一、薄ニ月 代十六匁 同
- 一、刀豆 代七匁 同
- 一、檜之実 代十二匁 同
- 一、山水ニ舟 代十五匁 同
- 一、水仙 代十匁 同
- 一、鞍置牛 代七匁五分 同
- 一、蔦ニ虫 代十二匁五分 同
- 一、秋草ニ鳥虫 代十六匁 同
- 一、岩ニ鶴鶴 代廿匁 同
- 一、籠ニ鳥 代十匁 同
- 一、桔梗ニ虫 代廿三匁五分 同
- 一、土筆ニたんほ 代十九匁 同
- 一、花籠ニ牛 代廿匁 同
- 一、柘榴 代五匁五分 同
- 一、蕊花 代十匁 同
- 一、蒲萄 代七匁五分 同
- 一、草花 代五匁 同
- 一、刀豆 代廿匁 同
- 一、串柿 代廿八匁 操形(粟)一
- 一、大黃 代十一匁 目抜
- 一、蝶 代十五匁 同
- 一、浪ニ鵲 代十四匁 同
- 一、桐 代廿匁 同
- 一、牡若(世) 代十五匁 同
- 一、籠ニ菊 代十一匁 同
- 一、羊 代廿五匁 目貫
- 一、籠ニ飼鳥 代一匁五分 同
- 一、粽 代廿匁 同
- 一、土筆 代七匁五分 同
- 一、古路柿(巻) 代十五匁 同
- 一、蜻蛉ニ唐茄子 代十四匁 同
- 一、同 代十三匁 同
- 一、舟ニ鷺 代十五匁 同
- 一、船ニ小鳥 代十二匁 同
- 一、台ニ串柿 代十匁 同
- 一、桔梗 代十二匁 同
- 一、鋏ニ鳥 代六匁 同
- 一、扇ニ花 代四十三匁 同大小分
- 一、水草ニ鷺 代十四匁 同一具
- 一、半開扇ニ秋草 代廿四匁 目貫

- 一、土筆 代十匁 同
- 一、小松 代廿四匁 同
- 一、蛭 代七匁五分 同
- 一、同 代七匁五分 同
- 一、松裏白讓葉 代十五匁 同
- 一、土筆ニたんほ 代廿五匁 同
- 一、岩ニ鳥 代十五匁 同
- 一、猿ニ花手桶 代十三匁 同
- 一、羊 代十五匁 同
- 一、桃ニ柿 代十一匁 同
- 一、れいしニ小鳥 代廿一匁 同
- 一、さゝるニ朝顔 代十一匁 同
- 一、紅葉ニれいし 代十二匁 同
- 一、雉子 代十三匁 同
- 一、百合 代十四匁 同
- 一、山 代七匁五分 同
- 一、鯉節串鮑 代十七匁 同
- 一、異形之物 代十匁 同
- 一、波ニ十鳥くり形逆角
前瓦 代廿五匁 同
- 一、柿 代十三匁 同
- 一、瓢 代廿五匁 操形共
逆角
- 一、蝶 代四十五匁 縁頭
- 一、竹ニ雀 代三十五匁 同
- 一、同 代廿匁 同

- 一、蝶 代十八匁 同
- 一、波ニ花 代廿五匁 同
- 一、芦ニ鳥 代十八匁五分 同
- 一、鉄仙唐草 代三十匁 同
- 一、馬 代十三匁 目貫
- メ百貳兩壹分六匁
- 金百五十七兩
- 銀五匁
- 内
- 九兩壹分 鑑定料并御懸物
- 七匁四分貳り 入箱等之代払
- 差引残
- 百四拾七兩貳分貳朱
- 銀五匁八厘

註

(1) 結果的に刀装具が個人のもとを離れ、博物館へまとまって収蔵される場合もある。例えば、根津美術館の光村コレクシヨンや大阪歴史博物館の勝矢コレクシヨン、香雪美術館の村山コレクシヨンなどが挙げられる。これらのコレクシヨンには、収集した個人の志向が強く反映されている。

(2) 例えば左のような文献を挙げることができる。

① 島田貞良・福士繁雄・関戸健吾『刀装金工 後藤家十七代(雄山閣、一九七三年)』。

② 佐野美術館・根津美術館・徳川美術館『後藤家十七代の刀装具』(佐野美術館・根津美術館・徳川美術館、一九九四年)。

- ③ 福士繁雄「総論—金工・後藤家について」〔福士繁雄編『刀装具 御家彫 名品聚成』大塚巧藝社、二〇〇一年〕。
- (3) 馬場章「金工後藤家による御家彫の実証的研究」〔文部省科学研究費補助金研究成果報告書、科研費課題番号：23610066、研究代表者：馬場章、二〇〇三年〕。
- (4) 後藤家にかかわる古文書は、例えば前掲註(2)②や福士繁雄編『刀装具 御家彫 名品聚成』大塚巧藝社、二〇〇一年)で一部紹介されている。
- 京都大学総合博物館・京都文化博物館・東京藝術大学附属図書館・東京大学史料編纂所において後藤家に関係する文書が所蔵・寄託・管理されている。これらは一部、研究成果が示されているが、各館が所蔵する史料の量が膨大である上、後藤家三家業の史料が混在しているため、今後も検討を進める必要がある。また一部は公開されていない史料もある。今後の史料の公開や説明が俟たれる。
- (5) 尾張徳川家の刀装具の概要については、『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』徳川美術館、二〇一八年)が刊行されているため、そちらを参照されたい。強いて補足するとすれば、徳川美術館の刀装具は尾張徳川家が所有していた刀装具をそのまま引き継いでおり、例えば明治時代に他家からコレクションを引き継いではいない。一方、散逸については、尾張徳川家から一定数を徳川男爵家へ譲っていることが確認できる。
- (6) 前掲註(2)③参照。
- (7) 前掲註(3)所収の吉田正高「後藤四郎兵衛家伝来刀装具について」によると、後藤家にも、ヤニ型が残されていたり、後藤家歴代当主の刀装具が一定数保管されているという。しかし、刀装具を製作すれば贈答・売買の対象として大名家や商人のもとへわたり、基本的には後藤家の手元には残らなかったであろう。
- (8) 徳川美術館で所蔵する作品には、それぞれ作品番号が付されている。本稿で「徳川美術館蔵」の下に記す「目貫〇」や「武器古帳〇」の番号は、徳川美術館での作品番号である。なお、徳川美術館の作品番号では小柄のことを「小刀柄」と登録しているため、作品番号を記す際や史料の引用の際には「小刀柄」を用い、刀装具を意味する時は「小柄」と記すこととする。
- (9) 本稿では、史料の翻刻にあたり、筆者の解釈を示すため適宜、読点を付した。また、原則、旧字や異体字は常用漢字に改めた。助詞は、館の執筆方針に従い、原則右寄せで記したため、原文とは異なる表記の場合がある。史料に補足が必要な場合には「」で、文字の異同・誤記・誤脱などは()で補足した。虫損や汚損などで読み取れない場合は「」を用いた。判読不明の場合には□を用いた。
- (10) 例えば「水に貝蓋図笄」〔徳川美術館蔵。笄一〇八七)にこの小札が附属する。
- (11) 後藤家の系図は複数存在するが、本稿では、前掲註(4)福士著書所収の福士繁雄「後藤家系図の考証と作成」の系図を参照した。後藤家十六代光晃(方乗)は、文化十三年(一八二六)に、同家十五代光美(真乘)の四男として生まれた。天保六年(一八三五)、光美が隠居したことを契機に、家督を相続し、宗家・四郎兵衛家の当主となった。その後、死去する安政三年(一八五六)まで当主であった。
- (12) 本道具帳のように、江戸時代において刀装具のことを「小道具」と表記することは多いが、本稿では史料引用でない限りは、現在の一般的な呼称である「刀装具」と呼ぶこととする。
- (13) 慶勝が尾張徳川家十四代の当主となった嘉永二年(一八四九)段階では慶恕を名乗っており、慶勝を名乗るのは万延元年(一八六〇)以降だが、本稿では一般的に通用している「慶勝」を用いることとする。
- (14) 嘉永四年三月二十三日に出発する前日には、左のような記録も残されているので、関連史料としてここで紹介しておく。
- 「尾州御小納戸日記」嘉永四年三月二十二日条
- 一、去ル廿日ニ相見候御小道具入御長持、明晩安井八郎右衛門御預ニ而御差下ニ付、御中間方罷出候付、荷作出来之上、費目為相改人足明晩九時以前入之儀懸合為及御門々々出之儀御目付江申達候、
- 但先触出し方之儀御用人江申達候、委細達留ニ見ユ、
- (15) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年三月二十三日条
- 一、安井八郎右衛門御書院番頭格御小納戸頭取新御番頭兼、正木宗兵衛御小納戸頭取儀今晩爰許発足、願之上、木曾路十日振旅行、江戸表江罷下候、

一、石黒佐六郎御側組同心、山崎彦十郎同、後藤勝平同、高木豊治御側物頭添組同心儀、今日爰許発足、御長持差添ニ而木曾路十日振旅行、江戸表江罷下候旨、同心組頭申達候、

右史料より、安井八郎右衛門と正木宗兵衛および長持を運ぶ石黒佐六郎・山崎彦十郎・後藤勝平・高木豊治が二十三日の明け方に出発し、尾張から木曾街道を通って十日間ほどかけて江戸へ向かうことが確認できる。

(16) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年四月十二日条

一、安井八郎右衛門儀、去ル三日下着、同日正木宗兵衛儀同日夕下着ニ付、翌四日田中宗芸、神保勝助儀同日夕下着ニ付、翌五日夫々罷出奉伺御機嫌候旨書上指越入 御覽候、

(中略)

一、左之通右便ニ申越候、

四月三日

御書院番頭格

御小納戸頭取新御番頭兼

安井八郎右衛門

御小納戸頭取

正木宗兵衛

右下着、

八郎右衛門ニハ御長持四棹御預ニ而罷下候、

一、右指添之御側組同心四人同日下着、

(後略)

(17) 「後藤家では十代廉乗のとき、それまで京都に本拠を置きながら、江戸には出張の形をとり、交替で勤務していたのであるが、寛文二年(一六六二)には、幕命によって強制的に江戸への移住が行なわれた」と、前掲註②③で述べられている。

(18) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年九月十三日条

金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

一、山本孫之丞御先手物頭儀、今日上着之由ニ而御長持八棹、油紙包白木状箱巻差出候付、夫々請取候処、左之通申越候間、都而御道具懸江相渡置候、

また、左の史料は一つ書きの上部には右の文言が記載されている。

本文孫之丞東「九日振旅行」「候者江戸」「申越、

(19) 山本孫之丞が江戸を出発した翌日の九月四日付で江戸から尾張へ書状が送られており、十三日に山本孫之丞が尾張へ到着していることから、ここに記録されていると考えられる。

(20) 「江戸御小納戸日記」は、年代順に御小納戸頭取の日記が記されており、原則、同一の年月日の冊子が存在することはない。しかし、嘉永五年三月から嘉永六年二月までの「江戸御小納戸日記」については、「江戸御小納戸日記」(嘉永五年三月～嘉永六年三月。林政史尾二一六六)と「江戸御小納戸日記」(嘉永五年十月～嘉永六年二月。林政史尾二一六七)の二冊が存在する。表記の仕方に所々違いはあるが、同内容である。本稿では前者の翻刻を掲載した。

(21) 嘉永五年の「源順様」(尾張徳川家十代斉朝)の遺物整理の記事については左の通りである。

「江戸御小納戸日記」嘉永五年八月二十四日条

一、左之通水野惣右衛門御側御用人 今申聞候付、役懸江申談候、

御小納戸頭取兼

(嘉永四年)

源順様御遺物調方江付、去亥年御道具類尾州表御自分達より今以尾州江不相戻候由ニ付、一応吟味之上、早行差戻候様可有御取計候、

但差戻ニ可相成御道具類委敷帳面ニ取調被差出候様存候、

一、本文御遺物仕払残御道具之内、此表おいて御払相成候分も有之由相聞候、

右之通相違無之候ハ、是又帳面ニ委細相認御差出可有之候、

八月

一、右ニ付、答之趣等丑二月廿二日日記ニ認、

(嘉永六年)

これら再調査の一連の動きは、嘉永五年の「尾州御小納戸日記」・「江戸御小納戸日記」には記されず、右の史料の通り、嘉永六年二月二十二日条において一括して記されている。ゆえに本稿では、【史料5】をはじめとする嘉永六年

の日記を用いて考察した。

- (22) 後藤家が製作した刀装具が將軍家や大名家で珍重されたことは通説的に語られてきた。また越前松平家十四代慶永春嶽^{（1773-1833）}によって記された『幕儀参考』松平春嶽全集編纂刊行会編、原書房、一九七三年）でも、後藤家の品が「上等」であることは記されている。しかし今回、【史料5】により、実際に大名家において刀装具を取り扱う場面での基準として、後藤家が重要視されていたことが確認できたことには意義があると考ええる。

- (23) ただし、一点のみ「源順様御道具御残之分」では草花、「源順様御残御道具御扱之分」では粟の意匠となっている小柄がある。理由は不明である。

- (24) 【史料5】および「江戸御小納戸日記」嘉永六年十一月二十八日条に引用される、小出蕉藏が書き記した八月付の「源順様御遺物被下之節被下方 凡手順書」にも、「^{嘉永四年}亥年八初而 御入国之事ニ候間、御遺物者、右以前ニ被下相成候様ニ而之趣ニ相成、差急割替取調」との記述がある。

- (25) 嘉永四年から同六年の刀装具ほか遺物の整理は、積極的に藩政改革を押し進めようとした慶勝の志向の片鱗とも捉えられるかもしれない。

- (26) 「御残之品、尾州江差登七相成候分ハ無之候」(「江戸御小納戸日記」嘉永六年

二月二十二日条)とあり、結果的に今回、斉朝の遺物を再度整理した段階では、尾張へ差し戻す道具はなかったようである。

- (27) 刀装具の購入の概要については、令和三年(二〇二二)三月十二日に開催した土曜講座「史料からひもとく尾張徳川家―刀装具にまつわる「金」について―」で、既に筆者が口頭発表を行っている。

補論註

- (1) 福士繁雄「総論―金工・後藤家について」(福士繁雄編『刀装具 御家彫 名品聚成』大塚巧藝社、二〇〇一年)。

〔附記〕 本稿は、二〇二二年度メトロポリタン東洋美術研究センター助成金「近世大名家における刀装具の収集・管理の検討―尾張徳川家伝来の刀装具を視座として」にて実施した調査成果の一部である。調査時の史料閲覧にあたっては、東京藝術大学附属図書館の大田原章雄氏をはじめとする同館職員の方々、徳川林政史研究所の藤田英昭氏にご協力を賜った。末筆ながら感謝申し上げます。

(徳川美術館 学芸員)

大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に

吉川 美穂

はじめに

一 將軍・大名の自筆書画の權威

- (一) 將軍自筆書画の下賜
- (二) 自筆書画の位置付け

二 徳川慶勝の事績と「御書被下留」の概要

- (一) 徳川慶勝の事績
- (二) 本書の概要

三 慶勝の書画の下賜

- (一) 相統当初における重臣への下賜
- (二) 初入国時における下賜
- (三) 安政年間の下賜
- (四) 文久年間から明治初年までの進上・下賜

四 書の師と文言の典故

おわりに

はじめに

書画の嗜みは古くから為政者に必要な修養とされ、江戸時代においても、將軍や大名、その子女は幼少の頃より書画の稽古に励んだ。出来映えのよい書画は表装されて、床の間に飾られ、その学徳を偲ぶ品となった。とりわけ徳川歴代將軍や諸大名の自筆書画は、江戸時代の幕藩体制における贈答儀礼のなかで、刀剣や名物茶器、中国の宋元画や日本の古書画などと同様に、家臣への「被下物(下賜品)」を主として、時に親族などへの進物としても利用された。これらを拝領することは家の誇りであり、拝領した書画は、「御筆」「御書」「御画」などと呼ばれ、絵師や書家が筆を執った書画とは一線を画し、各家で大切に扱われてきた。

しかしながら近代以降、こうした受容史は長らく等閑視されてきたといつてよいだろう。絵画では増山雪斎や佐竹曙山など、傑出した才能を開花させた一部の大名の作品は別として、多くの自筆画は主にその人柄や事

績を偲ぶべき品として取り上げられ、作品の巧拙や製作背景が問われることは少ない。⁽¹⁾

書においては、感状や領知判物・領知朱印状などといった公文書をはじめ、近親者へ宛てた私文書や消息などの書状は歴史学の対象とされる。一方で四書五経・漢詩・禅語などから採った佳句・格言、和歌短冊・色紙、額字、手習いなどの文芸的な書については、書道史において「武家の書」として取り上げられたとしても「書は人なり」という観点から、人物の事績の紹介にとどまることが多い。⁽²⁾とはいえ、佳句や格言といった書の題材は、その人物の教養や学問、人生観を探る手掛かりになる。一、三字程度であっても、多くの場合、中国の古典・故事を典拠とすることから、その含蓄する意味や意義は思いのほか大きく、その文言が生まれたエピソードや背景を彷彿とさせるなどメッセージ性に富む。また選択された文言の意味を考えることで下賜先との関係を探ることも可能である。

将軍や大名の自筆書画は下賜品とされることで、為政者の威信を顕現する威信財の一つとなったが、誰に向けていかなる動機や目的で下賜されたかなど、その製作背景や受容史について言及した研究は数少ない。⁽³⁾

本稿では、大名の書画がどのように贈答に用いられたかを探る好事例の一つとして、尾張徳川家十四・十七代慶勝（一八二四～一八三三）⁽⁴⁾が下賜した自筆書画の目録「御書被下留」を紹介する（以下、「徳川」を省略し、「将軍家」「尾張家」「紀伊家」「水戸家」と略称する）。記録は、慶勝が家督相続した嘉永二年（一八四九）から歿年の明治十六年（一八八三）までの三十五年間に及び、掲載の自筆書画は九百六十七件という驚くべき数を記す。下賜した書の内容・文言、絵画の画題だけでなく、時期と下賜先が明記されている点でも貴重な史料といえよう。

本稿では、慶勝が書を学んだとされる市河米庵（一七七九～一八五八）にも触れ、江戸時代における将軍・大名といった為政者の自筆書画の文化的・政治的意義の一端を明らかにしたい。

一 将軍・大名の自筆書画の權威

（一）将軍自筆書画の下賜

「御書被下留」の検討に入る前にまず、徳川歴代将軍や大名の自筆書画が、江戸時代にいかに權威をもった威信財であったかを確認しておく。書画の下賜は、徳川幕府では初代家康の頃から行われており、江戸時代後期の編纂録『徳川実紀』を紐解くだけでも、関連する記事を多数見出すことができる。また、大名や旗本が幕府に提出した系譜類を集約した『寛政重修諸家譜』には、各家の先祖の事績として将軍自筆の書画の拝領を特記していることが多い。⁽⁵⁾

例えば、家康による書の下賜としては『徳川実紀』に「御書」という言葉での下賜が複数確認される。慶長十四年（一六〇九）の島津家久の琉球侵攻では、「神祖御書を賜はり。琉球國をながく家久に給ふ。台徳院殿にも龍伯入道。惟新入道。家久三人に御書を下され其功を褒せられ。」⁽⁶⁾とあり、家康と二代秀忠から「御書」が下賜されるとともに領知を認められ、戦功が賞されている。また関ヶ原合戦以降、徳川方に付き、数々の戦功を立てた細川忠興にあつては、「これ等の度々 兩御所より御太刀。御刀。其外茶器。又は御書を給はり。御感稱ある事あげてかぞへがたし。」⁽⁷⁾とあり、家康・秀忠から戦功を賞して太刀・刀・茶器、または「御書」を賜ったことがわかる。島津の例では文脈から「御書」は領知宛行状や戦功を賞した

感状の類と考えられる。一方、細川は太刀・刀や茶器とならんで家康・秀忠の「御書」を下賜されたとあり、「御書」が褒賞品となり得ることを示す。

領知宛行状は、将軍家から領知を認められた証しであり、家の存在意義と存続にもかかわる文書である。また、感状は武士が誇りとする戦功の証明書であり、最高の名譽のしるしであった。これらが丁重に扱われ、子々孫々守り伝えられることは当然のことともいえる。一方でこうした公文書とは別に、私文書や文芸的な和歌短冊・色紙・懐紙・手習いの類や絵画も、家の宝として扱われることが少なくない。⁽⁸⁾

『徳川実紀』には他にも歴代将軍が文芸的な書や絵画を下賜した記録が見出される。秀忠は幼少の頃から能書で知られ、七歳でしたためた天神の神号や寛永行幸に際して詠んだ和歌懐紙などが各家や神社で大切に伝えられたという⁽⁹⁾。また狩野探幽に絵を学んだ三代家光は自筆の絵を家臣に与えることが多かったと記される⁽¹⁰⁾。同様に探幽・安信に絵を学んだ四代家綱は、「御筆の畫」をたびたび下賜⁽¹¹⁾、家臣からの献上の返礼や暇乞いの際にも「御筆の詩」や「御筆の和歌」を下賜したという⁽¹²⁾。

なかでも五代綱吉は書画の下賜の記録が群を抜いて多く、とくに大名邸への御成という公式行事で自筆書画を下賜したことが特筆されよう。室町時代以来、御成では主従関係再確認の儀式の一つとして太刀をはじめ下賜品・献上品の授受が行われたが、綱吉の御成では刀・馬・茶器・小袖などとともに自筆の書画が下賜された。綱吉は儒教に傾倒し、大名や重職たちを前に四書五経等の儒書を講ずる「講書（講筵、講説とも）をたびたび行い、御成にもこの講書を取り入れた。さらに儒学にちなんだ文言を大書して諸大名に与えたことが諸記録や数多くの遺墨によって知られる⁽¹³⁾。

一方、綱吉の自筆書画が願いに応じて下賜されることもあった。元禄八

年（二六九五）十一月三十日、江戸城で綱吉による『中庸』の「講筵」が行われた。このとき「願ひによって御筆の大字」が尾張家三代綱誠・紀伊家三代綱教・水戸家三代綱條に下賜された⁽¹⁴⁾。さらに翌九年二月十五日に江戸城で「儒学講筵」に出席した尾張家二代光友は、以前の願いとして綱吉自筆の詩歌を拝領した⁽¹⁵⁾。尾張家では拝領を慶事として、紀伊・水戸両家と縁戚の安芸浅野家を招請して、能と饗応を伴う「御筆物」の披露を四度に行わたり行った⁽¹⁶⁾。

さらに同十一年に綱吉を尾張家に迎えた御成の際には、御成書院という主会場の床の間に「御筆 蓬萊」、すなわち綱吉自筆の書を、また奥御座敷には光友の正室で綱吉の実姉千代姫が拝領した「御自筆の畫」を飾った⁽¹⁷⁾。御成書院の床の間には、宋元画を用いることが伝統的な室礼法であり、日常の座敷においても存命中の人物の筆跡を床に飾ることは極めて稀であった。綱吉の御成では、日本の絵画や書籍・時絵調度など飾り道具の和風化が指摘されているが、綱吉の自筆書画や拝領品が飾られた点でも注目される。将軍という絶対的権力者への阿諛追従という一面が垣間見られるものの、将軍の自筆書画がその権威を視覚的に示す上でもっとも適した威信財であったことを証する一例といえるだろう。

（二）自筆書画の位置付け

次に将軍や大名の自筆書画がいかに大切にされ、家の宝として扱われたかを示す実例として、尾張家の例をみていく。尾張家では、将軍家・御三家を創始し、死後に「権現様」「東照宮」「神君」として神格化された家康の肖像画や神号・書画・衣服などゆかりの品々を「御清御長持」と呼ばれた長持に入れ厳重に保管した。これらは徳川美術館に現存し、書では自詠

の和歌短冊や色紙のほかに、道中宿付や香を調合した際の覚書の類までが含まれている⁽¹⁹⁾。家康着用の衣服が「御肌付き」として尊重されるのと同様、家康がその手で直に筆を執った品であったがゆえに神聖視され、「御大切御道具」「御清メ御大切」として特に丁寧に守り伝えられたのである。

家康は特例だが、秀忠以降の歴代将軍や尾張家歴代藩主の書画もまた、入手事情によって保管状況は異なるものの、他の書画とは別格の扱いで管理されていた。享保十三年（七二八）の道具帳「御筆類 上御數奇御道具」（徳川美術館蔵⁽²¹⁾）では、宋元画や名物茶器といった御數奇屋道具に先んじて、「御筆類」として家康・秀忠・家光・家綱に加え、東福門院・尾張家初代義直・二代光友の書画が列記されており、これらが宋元画や名物茶器よりも上位に位置づけられていたことがわかる⁽²²⁾。

また、江戸時代後期の道具帳「御直封御長持人記」（徳川美術館蔵⁽²³⁾）には、江戸と尾張で保管された「御直封御長持」十棹の内容品が列記される。「御直封御長持」は当主自らが封印を施した長持で、家康の「御清御長持」に次いで厳重に管理された。このうち冒頭の「江戸一番上」とある長持には、十代家治の「鶴・竹図」三幅対（徳川美術館蔵）の掛物をはじめ、十一代家斉・十二代家慶・広大院（家斉正室）・清湛院（家斉長女・尾張家十代斉朝正室）・尾張家九代宗睦・十代斉朝をはじめとする尾張家歴代と子息・水戸家九代斉昭などの自筆書画が列記される。尾張家では歴代藩主や徳川一門の自筆書画は特別視され、江戸時代後期には家臣の家に伝来した義直や光友の遺墨を十二代斉荘が買い上げていた事例も知られる⁽²⁴⁾。

以上は、主に家康をはじめ歴代将軍および徳川一門の自筆書画の例を示したにすぎないが、大名の自筆書画が家臣に下賜された場合においても、自筆書画が先祖の名誉や家系の誇りを示す家の第一の道具として扱われた

ことは想像に難くない。直に筆をとった書画はその人物を象徴する事物であり、刀剣や茶器と同等か、時にはそれよりも高く位置付けられた。一方、書画を下賜する側にとっては、自筆書画は数に限りのある刀剣や茶器などとは異なり、その手で無尽蔵に生み出すことができる非常に都合な下賜品であった。それがゆえに、あえて第一の道具に格付ける必要があったともいえる。将軍や大名の書画は、幕藩体制の主従関係の枠組のなかで下賜品とされ、巧拙を超えたところで家の第一の宝とされた。こうした政治的・文化的背景を踏まえた上で、尾張家十四・十七代慶勝の書画の下賜の事例をみていきたい。

二 徳川慶勝の事績と「御書被下留」の概要

（一）徳川慶勝の事績

本稿で取り上げる「御書被下留」は、幕末の大名・徳川慶勝が下賜した自筆書画の記録であるため、まずは慶勝の事績を確認しておく⁽²⁵⁾。

慶勝は文政七年（一八二四）に尾張家の分家である高須松平家（以下、「高須家」と略称する）に十代義建の二男秀之助として誕生した。母は水戸家七代治紀の五女規姫で、祖父の九代義和は水戸家六代治保の二男であり、当時の高須家は尾張家の分家ながら水戸家との関わりが深く、慶勝は父の従弟で母の弟にあたる水戸家九代斉昭から強い影響を受けた。また異母弟に尾張家十五代となった茂徳、会津松平家九代容保、桑名松平家十三代定敬がおり、「高須四兄弟」としても知られる。

嘉永二年（一八四九）五月七日に尾張家十三代慶藏が病歿したため、同年六月四日、慶勝が十四代を相続した。当時の諱は義恕であったが、同年七

月に家慶の一字を与えられて慶想と改めた。尾張家では九代宗睦で初代義直以来の男子血統が途絶えて以来、十代斉朝・十一代斉温・十二代斉荘・十三代慶臧と將軍家周辺からの養子が続いた。⁽²⁶⁾ 斉温が在世中一度も尾張に入国しなかったことで、藩士の反発を生じる一方で、藩上層部を中心に將軍家周辺から養子を迎えて財政援助を目論む動きも強く、斉荘の相続を強引に進めたため藩内対立が深まっていた。慶臧が死去した際も將軍家周辺から養子を迎えることが検討されたが、継嗣候補が手薄であったことから最終的に慶勝の相続が実現し、かねてから慶勝の相続を願っていた国許の藩士からは期待をもって迎えられた。

こうして尾張藩主の座についた慶勝は藩政整理に努め、海防策に重点を置いて藩士に砲術訓練をさせ、また儉約政策を主とした藩政改革を行った。⁽²⁸⁾ しかし、安政五年(一八五八)にアメリカとの条約無効許問題で大老井伊直弼と対立、水戸家斉昭・同慶篤・越前松平家慶永(春嶽)らと共に江戸城に不時登城し、井伊に抗議したため七月五日に隠居・謹慎を命ぜられ、実弟の茂徳が尾張家十五代を家督相続した。その後、万延元年三月に桜田門外の変で井伊が暗殺されると、九月四日に幽閉を免ぜられ、このとき慶勝と名を改めた。文久二年(一八六二)には「悉皆御有許」の身となり、政治活動を再開し、従二位権大納言に任ぜられ、翌三年の上京中には十四代將軍家茂を補佐する「輔翼」を命じられた。慶勝が政治活動を再開したことで、一時、藩主茂徳と「一藩二主」という複雑な様相を呈したが、同年九月に茂徳が隠居し、慶勝三男の元千代(のち徳成、義直)が尾張家十六代の家督を継いだため、その後見として尾張藩の実権を握った。

元治元年(一八六四)七月の禁門の変の後、第一次長州征伐の征長総督に任じられ、同年十月には薩摩藩士西郷隆盛を大参謀として広島まで出征し

た。長州の降伏を勝ち取ったものの軍事行動を回避した姿勢を弱腰と批難されたため、所労を理由に政治の表舞台から退いた。しかし、徳川一門の年長者として朝廷からの信任が厚く、慶応三年(一八六七)の王政復古で議定に就任した。翌年正月の鳥羽伏見の戦いで、十五代將軍慶喜が逃走すると徳川一門としての決断を迫られ、新政府側に付くことを明確にした。急ぎ名古屋に戻り、佐幕派とされた重臣三人と十一名の家臣を肅正して藩論を勤王に統一した(青松葉事件)。さらに東海道・中山道沿道の諸藩・旗本・寺社に家臣を派遣して新政府側に味方するよう「勤王誘引」活動を展開した。こうした功績により、明治二年(一八六九)には従一位を授けられた。同年六月の版籍奉還後は、尾張家十六代義直が名古屋藩の初代藩知事を務めたが、同三年に病氣辞職したため、慶勝が翌四年の廢藩置県まで二代藩知事を務めた。同八年に義直が死去すると、慶勝が尾張家十七代を再家督、同十三年に高松松平家から養子を迎えていた義礼に家督を譲り、六十歳となった同十六年にその生涯を終えた。

(二) 本書の概要

「御書被下留」(以下「本書」と称する。徳川林政史研究所蔵)は袋綴じの三冊本である。記録は慶勝が尾張家の家督を継いだ嘉永二年から死去した明治十六年までの三十五年間に及ぶ。長きにわたり書き継がれたことから、体裁がそれぞれ異なる。

第一冊 茶の表紙に「御書被下留 御扨従頭取」の墨書あり。嘉永二年十月二日から明治十一年十一月八日までの七百八件を収録する。縦一五・〇糎、横二〇・〇糎。

第二冊 茶の表紙に「明治十一年四月 御書被下留」の墨書あり。明

大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に

治十一年四月から同十六年十月十日までの二百件を収録する。縦一三・七糎、横一八・五糎。

第三冊 菊入亀甲繫文が型押しされた紺の表紙に「御書被下留(三)」

の墨書貼札あり。明治十五年正月から翌十六年十二月までの五十九件を収録する。縦一三・七糎、横一九・〇糎。

第一冊の表紙に「扨従頭取」とあるように、慶勝の側に仕える小姓頭取(明治時代以降は家従)が書き継いでいったとみられ、筆跡の違いから筆者は少なくとも五十以上に及ぶ。記録は書画の内容(文言もしくは画題)、日付、絹や紙などの材質、篆書や行書といった書体、一行書・短冊・額などの体裁や大きさ、下賜先・進上先などで、多少前後はあるものの時系列に記録され、書画の件数は総計九百六十七件を数える。

記録は、明治四年の廃藩置県前後で大きく二分することができる。というのは、明治四年の廃藩置県で慶勝が名古屋藩知事を免じられると、為政者としての権限は実質失われ、家臣へ下賜される書画は激減し、愛知県士族をはじめ多方面からの依頼で揮毫される書画が大半を占めるようになるからである。そのため、本稿では慶勝が為政者の立場で主従関係にあった家臣を中心に書画を下賜した嘉永四年から明治四年までの事例を検討対象とする。下賜・進上の日付、書画の材質・体裁・書体、内容(文言・和歌・画題等)、宛先を表1にまとめ、通番を付した。宛先は大半が尾張藩士であるため、「藩士大全」²⁹⁾に基づき、下賜当時の役職名を記した。なお大名や公家、尾張家重臣は諱や通称を併記した。

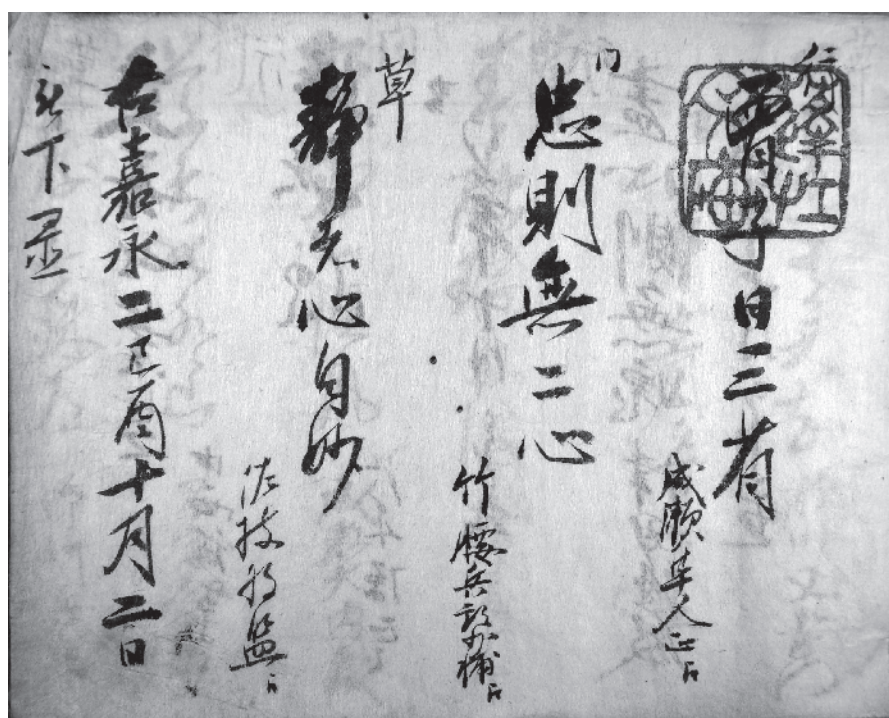
三 慶勝の書画の下賜

明治四年(一八七二)の廃藩置県以前は、親族・縁戚関係にあった大名・公家などや幕閣への進上や依頼による揮毫、寺社や尾張の豪商への下賜を除くと、尾張家家臣や大奥女中への下賜が大多数を占める。明治四年までも、その件数は四百五十五件に及び、日付が判明する例も六十件を超える。紙幅の都合により、本稿では特徴的な事例についてのみ検討し、まずは資料提示に努めることとする。

なお、明治四年までの書画のうち絵画は十二件で、圧倒的に書が多い。また書では和歌短冊や社寺への額字があるものの、漢字の文言が大部分を占める。

(一) 相続当初における重臣への下賜

まず、注目されるのは本書冒頭の記事である。家督相続から四か月が経った嘉永二年(一八四九)十月二日に下賜した書三件(1、3、挿図1)と、³⁰⁾同月中に下賜した書四件(4、7)である。下賜先は成瀬隼人正(正住・竹腰兵部少輔(正富)・佐枝将監(種武)、中西筑前守(長毅)・鈴木弾正(重到)・津田縫殿(式三郎)・滝川又左衛門(忠貫)の七名である。成瀬・竹腰は尾張家の付家老で、両家ともに家康の命で初代義直に附属させられた由緒を持ち、代々「両家年寄」と呼ばれた筆頭重臣である。以下、いずれも江戸詰で佐枝・中西は家老、鈴木・津田は側用人、滝川は用人である。なかでも成瀬・竹腰・佐枝・中西・鈴木の五人は、將軍家周辺からの養子藩主の下で、長年にわたり藩政を掌握した陰の実力者であった。とくに佐枝・中



西・鈴木は長い江戸詰で幕閣と結びついて権勢を誇り、国許の藩士から専横を批判されていた。⁽³¹⁾

慶勝は相続早々に叔父の水戸斉昭に藩内の主導権掌握について密書で相

大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に

談し、成瀬・竹腰をはじめ重臣の減禄と権限の縮小を目論んでいたことが知られる。⁽³²⁾ 分家から養子に入ったばかりの二十六歳の慶勝にとって、世事に長けた彼らは目の上の瘤のような存在であった。ちなみに二年後の嘉永四年十一月、老中首座の阿部正弘へ宛てた内書では、慶勝は佐枝を「邪曲の小人」、中西を「言語道断の人物」と糾弾している。⁽³³⁾

こうした関係を踏まえ、五人に与えた文言をみてみよう。成瀬に与えた1「曾子曰三省」は『論語』学而第一の一節「曾子曰、吾日三省吾身。為人謀而不忠乎。与朋友交而不信乎。伝不習乎」に基づき、孔子高弟の曾子が一日に三度、我が身を省みると答えたという故事を示す。⁽³⁴⁾ 竹腰への2「忠則無二心」は、中国の兵書『六韜』龍韜・論将篇で将たる者に必要な五つの資質「勇・智・仁・信・忠」の「忠」の一節を典拠とし、忠をよく知り守れば決して二心あるものではないとの意になる。佐枝への3「静者心自妙」の出典は不明だが、市河米庵編纂の『墨場必携』問適類に王處厚の作として収録され、物静かで落ち着きのある者はおのずとその心が奥深く素晴らしいことを意味する。中西への4「交善如蘭芝」も出典は不明だが、『墨場必携』鑑戒類に収録され、善友に交われば善に染まるとの意である。鈴木への5「学者如登山」は徐幹『中論』を典拠とし、学ぶことは山に登ることと同様で決して容易ではないとの意となる。いずれも書の揮毫によく選ばれる文言で、慶勝の新当主としての矜持と気概を示したとみえる。しかし、彼らの関係と照らし合わせてみると、痛烈なまでの皮肉を込めた訓戒ともなり得る。慶勝は書を下賜することで、彼らへ牽制を行ったのだろう。

ちなみに成瀬に下賜した「曾子曰三省」の五字一行書は同家で長く保存されて現存する(尖山城白帝文庫蔵 插图2)。⁽³⁵⁾ 堂々たる肉太の行書で書かれ、

大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に
挿図2 五字一行書「曾子曰三省」徳川慶勝筆 犬山城白帝文庫蔵



慶勝の気迫が伝わってくるような勢いにあふれている。この後、慶勝は成瀬を味方に付け、側用人の水野惣右衛門や家老の石河出羽守(光茂)と謀り、嘉永五年閏二月に佐枝、同年八月に中西を解任することに成功した。⁽³⁶⁾

(二) 初入国時における下賜

慶勝は嘉永二年六月の相続後、江戸に留まっていたが、同四年三月十三日に初入国を果たした。この二か月後の五月二十二日に自筆書(18~35)を国許の家臣十八名に下賜している。「御鬮二而被下」とあることから、くじ引きで選び取らせたようだ。書は材質・大きさ・書体・文言の長さ・内容もさまざまで23「曾子曰三省」・32「学者如登山」といった鑑戒ばかりでなく、31「春風生福寿」・27「鶴声秋更高」といった季節の美しさを謳う文言や18「曲几清時裏聞心太古前」など心休まる静かな境地を示す「間適」に分類される穏やかな文言が多く含まれる。藩士の役職は、大半が藩主の側近くで雑務を担う小姓・中奥小姓・御小納戸である。前節の重臣への下賜では書の文言も吟味したと思われるが、このときは初入国から二か月余りで家臣の性格や能力を十分に把握するには至らなかったのだろう。あえてくじ引きを行うことで公平性を保ち、不作為に書を与えることで娯楽の要素も含んでいたようにも思われる。

なお、下賜された者の中には高須家時代に侍講となり、慶勝の尾張家相続を受けて同家の御小納戸に異動し、藩政改革を支えた長谷川惣藏(敬)の名も見える。長谷川に下賜されたのは、35「崔子玉座右銘」である。後漢の崔瑗が自戒とした二十句百字からなる一篇の銘文である。側近中の側近といえる長谷川だが、廃藩置県まで下賜されたのはこの一件のみである。

参勤交代で江戸に戻る直前の翌五年二月二十八日にも、慶勝は十件の自筆書(59~68)を国許の家臣九名に下賜した。田宮弥太郎(如雲)を筆頭に小姓・中奥小姓・御小納戸・使番の役職にあった者である。初入国から一年近くが経ち、家臣の性格や能力などを見極めた上で文言を選択していると思われる。下賜先のうち、とくに注目されるのは田宮である。田宮は町奉行を務めた後、慶勝の初入国後の嘉永四年九月に御小納戸頭取、さらに十月に用人格に進み、百石の加増を受けて六百石となった。田宮へは草書の59「楽天」、同じく草書で聯とした60「素志與白雲同悠 高情與青松共爽」の二件を下賜している。前者は、『易経』繫辞上の「楽レ天知レ命、故不レ憂」、もしくは『孟子』梁惠王章句下の「楽レ天者保レ天下」を出典とし、天命・天道にかなうことを楽しむとの意である。後者は『廣弘明集』を出典とし、「素志は白雲と同じく悠に、高情は青松と共に爽やかなり」と説き下し、悠然かつ清爽な心持ちを称える。家臣に一度に二件の書画を下賜することはごく稀であり、慶勝が田宮に寄せた期待がいかに大きかったかわかる。ちなみに田宮はその後、藩政改革を押し進め、安政二年(二八五)正月に側用人となり禄千石に加増され、同年十一月には184「寛栗」の二字を下賜された。⁽³⁷⁾

この後も慶勝は、在府中の嘉永六年二月二十三・二十四日に奥向に当たる正室矩姫と十二代斉荘の未亡人貞慎院の用人や広敷懸・奥医師などの

十五名(108~117)に一行書や自詠の和歌短冊を下賜した。

慶勝は家督相続から数年にわたり小姓や御小納戸・奥医師などの近臣にまとめて書を下賜しており、これと似た例として十二代將軍家慶が挙げられよう。家慶は天保八年(一八三七)に將軍を継いだだが、先代家斉が大御所として強大な発言権を有していたため、家斉が死去した天保十二年・十三年に集中的に小姓や御小納戸といった近臣に自筆画を下賜した。その目的として主従関係の強化を図ったことが指摘されており、慶勝においても書を近臣に下賜することで同様の効果を期待したと考えられる。

(三) 安政年間の下賜

慶勝は儉約の励行と経費節減に徹して改革を推進したが、嘉永六年のペリー来航により緊急の海防費が増大し、財政再建は一層困難な状況になった。安政二年十二月に財政改革のために「御勝手改革所」をもうけた。さらに翌三年七月には藩士と領内の有力な町人・百姓を城内に召集して、家老の石河光晃が財政の窮乏を訴え、調達金などによる援助を求めた。

同四年十二月晦日に、尾張藩の御用達商人である内田忠藏・伊藤次郎左衛門・関戸哲太郎の三人にそれぞれ216「克己」・217「好禮」(挿図3)・218「令徳」の二大字を下賜した。内田家は米穀商、伊藤家は呉服商、関戸家は質商で米穀商であり、この三家は尾張藩の御用達商人のうち最高位の「三家衆」のちに「仕送り三家」とよばれた豪商であった。安政元年の地震時には、藩は伊藤・関戸に二万両の調達を命じたが、慶勝はこれをよしとせず、自らの手元金五千両、囲金五千両をもって対処したとい³⁹⁾う。

「克己」は『論語』顔淵第十二の「克己復礼(私欲に打ち勝ち、礼儀を行う)」に通じ、「好禮」は『論語』憲問第十四の「子曰、上好禮、則民易使也」を

挿図3 二字一行書「好禮」徳川慶勝筆 徳川美術館蔵



出典とし、為政者が礼楽を極めることの大切さを説く。「令徳」も人としての礼節を説く言葉である。この内容から、書の下賜は長年にわたる三家の貢献と、さらに借財切捨で莫大な負担を強いることに対して労いを込めた返礼だったとみられる。なお、廃藩置県までの商人への下賜は、尾張藩主の御側御用を代々務めた呉服商の尾州茶屋家(15)とこの三家のみである。さらに慶勝の改革は人事にもおよんだ。佐枝将監・中西筑前守など慶勝と敵対する重臣の江戸詰を解く一方で、嘉永五年五月に肥田孫左衛門を加判に任じた。同六年七月には隠居していた山澄造酒之允と高木八郎左衛門の二人を年寄列に取り立てるなど、人事刷新を断行した。⁴⁰⁾この人事の片鱗をうかがわせるのが、安政五年二月十九日の下賜(225~238)である。国許で江戸への参勤を間近に控えた慶勝は、家老の石河佐渡守(光晃)を筆頭に、年寄加判の大道寺玄蕃(直寅)・山澄右近(豊欽)・年寄並加判の横井孫右衛門・下條庄右衛門、御側大寄合(側用人)の成田六郎左衛門(喜輔)、寺社奉行の渡辺半十郎(在綱)、用人の千賀与八郎・佐藤弥平次など重臣を中心とした十四人に書を下賜している。

石河は前述の通り、名古屋城で財政の窮乏を訴えた人物であり、大道寺・山澄・横井・下條は慶勝の代になってから加判の重職に就いた。成田は安政四年に御勝手方御改革所御用に任じられて財政改革に携わり、渡辺と千賀はこれ以前より軍制改革と海防対策に従事していた。渡辺・横井はのちに青松葉事件で斬首されるが、このときはそれぞれ231「忠信以為宝」と228「万年長寿昌」が下賜されている。前者は真心と誠実さを宝とする意で『礼記』儒行第四十一を典拠とする。後者は『松雪齋集』から採った長寿を寿ぐ文言である。

また山澄右近と高木作十郎は、慶勝が人事刷新で嘉永六年に取り立てた山澄造酒之允の息子と高木八郎左衛門の孫である。二人への227「思不出其位」・236「学以致其道」は『論語』憲問第十四、同書の子張第十九を典拠とし、前者はその本分を全うすることのみを考える、後者は学問によって道を究めることを意味する鑑戒である。このときの下賜では、このほか『晋書』帝紀第二所収の226「沈毅多大略（心落ち着いて剛毅であり、優れた戦略を立てることが多い）」、『孫子』が典拠の232「無窮如天地 不竭如江海」(奇抜な戦略を立てる者の戦術は絶えず変化し、尽きることがない) など軍事に必要な氣質を称える文言や、『臨濟録』所収の禅語233「無事是貴人(あるがままに対処する人こそ尊ぶべきである)」など人の理想的なありようを示す文言が多いことも特徴といえよう。

安政五年は慶勝の家督相続から十年目を数え、改革の道筋がようやく見え始めたところだったが、江戸へ戻った慶勝に人生を暗転させる出来事が起こる。日米修好通商条約の無勅許問題で大老の井伊直弼を糾弾したところ、不時登城を咎められ、七月五日に隠居・謹慎を命じられたのである。慶勝には思いもよらぬ処置であり、隠居後は失意の謹慎生活を送ったと思

われるが、謹慎に入って一年が経った翌年七月十三日に小姓や御小納戸十一名に書を下賜している(241・251)。彼らは同年三月から七月までに「中納言様御付」すなわち慶勝の身の回りの雑務を行うために新たに付けられた者たちであった。書の文言は247「丹心抱忠貞(嘘偽りのない心を抱くことではじめて忠実貞正でありうる)」・248「沈毅多大略(前出226)」といった鑑戒の文言も見受けられるが、冒頭の241「飲酒全其神(飲酒により精神を楽しませる)」に象徴されるように、全般として間適の文言が多い。こうした傾向は、くじ引きで書を下賜した嘉永四年五月二十二日の内容に近く、安政五年二月十九日に国許で重臣たちに下賜した書の、身が引き締まるような緊張感のある文言とは対照的である。

(四) 文久年間から明治初年までの進上・下賜

文久二年(一八六二)に慶勝は「悉皆御宥許」の身となって政治活動を再開し、従二位権大納言に任ぜられた。翌三年には二月の將軍家茂の上洛に先立ち、慶勝は上京を命じられ正月から六月まで京に滞在した。五月十七日に家茂に随行した若年寄の稲葉兵部少輔(正巳)と田沼玄蕃頭(意尊)、また日付は不明だが老中の水野和泉守(忠精)と板倉周防守(勝静)、そして奥右筆に書を贈っている(279・285)。これまで縁戚関係にあった近衛忠熙や実父の松平義建、正室矩姫の実父丹羽長富、父方の叔父遠藤胤昌など身内に書を贈ったことはあるが、幕閣に対してはこれが初めてである。

この滞京中、慶勝は四月十七日に朝廷から將軍を補佐する「輔翼」を命じられた。辞退を願ったものの、三度にわたる要請で二十八日ようやくこれを請けたという⁽⁴⁾。幕閣への書の進上はこの翌月のことで、輔翼の任命と関係があるとみられる。なかでも老中の水野は慶勝の滞在先を度々訪

れ、輔翼の要請を担った人物である。慶勝は書を進上することで、輔翼要請の労に対する返礼と輔翼就任にあたり幕閣の協力を仰いだと考えられる。

稲葉への279「晩翠」は冬枯れのなかにも緑が残ることを意味する。田沼への280「楽山」は『論語』雍也第六の「仁者乐山」に基づく言葉で、徳のある人物は心が落ち着いているので、不動の山を愛するとの意である。水野へは281「君以明為聖 臣以直為忠」・282「松竹助清幽」、板倉へは283「日永一堂静 草生三径深」・284「観水」の二件ずつを贈った。「観水」は典拠不明だが、ほかの三件はいずれも『墨場必携』所収の文言である。281は、君主は何事にも明るいことが要件で、家臣は律儀な心掛けて忠義を尽くせるといふ鑑戒で、主君と臣下の理想的なありようを示す。一方、282は松と竹がおりなす清く奥深い趣を、283は草茂る夏の日の静けさと美しさを謳っており、五月という季節にあつた文言が選ばれている。

ところで、文久三年と翌元治元年（一八六四）の上京の際、慶勝は伝来の刀剣や手鑑・屏風・楽器などの重宝を持参し、孝明天皇をはじめ近衛家や鷹司家に献呈している。⁴² こうした希少性の高い重宝は初参内をはじめ高度な政治の場での贈答儀礼に用いられたとみられるが、自筆の書は目上というよりは同等に近い相手へ進上して交際手段としていたのだろう。279～285と同様の例としては、元治元年三月二十六日（318～330）や慶応元年（一八六五）十月二十四日（382・383）が挙げられる。

元治元年正月、慶勝は付家老の成瀬隼人正（正肥）をはじめ、近衛前関白（忠熙・近衛内大臣（忠房）・徳大寺右大臣（公純）、尾張家菩提寺の建中寺、家臣十六名に二十六件の書（289～314）を進上・下賜した。実はこの前年九月に十五代茂徳が隠居したため、慶勝の三男元千代が十六代の家督を継ぎ、

大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に

慶勝がその後見役となった。慶勝にとっては、尾張藩の実質的な指導者に返り咲いてから初めて名古屋で迎える正月でもあり、書の進上・下賜も晴れがましい思いで行ったはずである。書を下賜した成瀬正肥は付家老成瀬正住の養子で、安政四年に付家老となって以来、慶勝と政治活動をともにし、文久三年の上京時には慶勝を補佐して朝幕間の周旋に奔走し、慶勝の右腕といふべき存在であった。また、近衛親子は縁戚として京都で慶勝の滞在先を提供し、また朝廷への働きかけなどさまざまに便宜を図った。成瀬へ下賜された289「尚高節」は出典不明だが「高節を尚ぶ」と読み下し、気高い行いや固い信念を称える。近衛親子への290「君以明為聖 臣以直為忠」・291「素志與白雲同悠 高情與青松共爽」はいずれも既出（281・60）で、前者は主従の理想的なありようを示し、後者は晴れやかな心持ちを謳う文言である。また徳大寺への292「寿與老松齊」は「寿と老松は齊し」と読み下して長寿を祝う文言である。そのほか書を下賜した家臣は前年までに慶勝もしくは元千代付の小姓や御小納戸となった者であり、書の文言も四季や間適に分類されるような穏やかな内容が多い。

元治元年七月の禁門の変により長州征伐の総督に任命された慶勝は、十一月に広島まで出征した。長州征伐時にも書の進上・下賜は行われたとみられるが、日付を示す記録がなく、長州征伐で参謀役を務めた幕府大目付の滝川播磨守（具挙）、尾張藩の付家老成瀬隼人正（正肥）と年寄加判の滝川又左衛門（忠貫）への下賜（360～362）にその一端がうかがえるのみである。成瀬は長州征伐でも慶勝の補佐役となり、長州藩の三家老の首実検を慶勝の名代として滝川忠貫とともに担当した。

滝川具挙への360「寿與老松齊」が吉祥句であるのに対し、家臣である成瀬正肥と滝川忠貫へ下賜したのは鑑戒の五字である。正肥への361「仁義為

「準繩」は『墨場必携』所収で、仁と義の二つを行動の基準として世に処すること、また忠貫への362「端盛以處之」は『太平御覽』を典とする「端盛以處之堅強以持之」の上句で、ただしく立派にふるまうことでその地位にあることを意味している。いずれも長州征伐のどの時点で下賜されたかによっても解釈の幅がある。

この後、慶勝は慶応三年十二月の王政復古で議定に就任し、翌年正月の鳥羽伏見の戦いの後には新政府側に付く。しかしながら、明治四年の廢藩置県に至るまで、御小納戸や小姓といった近臣以外では目立った書画の下賜はない。特に慶応三年から翌四年（明治元年）にかけては下賜の数が激減している。我が子三人を立て続けに喪い、自身が病気がちだったことに加え、大政奉還、王政復古、鳥羽伏見の戦い、青松葉事件、江戸城開城、北越戦争などが相次ぎ、政局が不安定で多忙な時期だったことに理由が求められよう。

この間で唯一注目されるのは、慶応元年に尾張藩に招かれ、同三年五月に藩校・明倫堂督学となった鷺津九蔵（毅堂）への下賜⁽⁴⁰⁾であろう。日付は四月三十日で、年号が不明だが、慶応三年か四年と考えられる。鷺津は、元千代の学問相手となるとともに、学問が藩政に役立ち、また明倫堂が人材育成の場となるべく「政教一致」の精神を説いて尾張藩の文教政策に新風を吹き込んだ中心人物で、慶応三年十月の慶勝上京にも随行した⁽⁴³⁾。しかし、慶勝が下賜したのは長寿を樂しむ意の「楽寿」の二字であった。新進気鋭の儒者に下賜するには拍子抜けするような文言だが、当時病気がちだった慶勝が一歳年下で同年代の鷺津に警鐘の意味を込めた、ととれなくもない。

元号が明治に改まって以降は、明治二年六月の版籍奉還に伴い、藩士か

ら新たに近侍や昵近となって尾張家に仕えた者を対象に七月二日・四日に書の下賜が行われている^{(41)~(42)}。しかし、上述の通り、明治四年の廢藩置県で為政者としての慶勝の役割は事実上失われたとみられ、以降、書画を下賜することはなくなり、依頼による書画の揮毫へと取って代わった。

四 書の師と文言の出典

將軍や大名の書画は、家の宝とされ、床の間に飾られることを想定して揮毫される。巧拙を超えた価値を持つとしても、やはり書画が上手いことに越したことはなく、尾張家でも子女の書の上達を喜ぶ逸話や書状が残る⁽⁴⁴⁾。書については、武家ではおおよそ数え六歳で手習いを始めることが多く、尾張家では右筆の手中で手習いをする例が見受けられる⁽⁴⁵⁾。

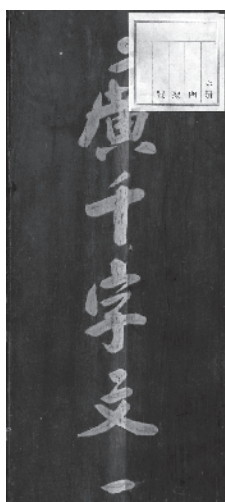
江戸時代の書道は、「御家流」とも呼ばれた和様の青蓮院流が主流で、右筆の中に根強い支持層をもち、幕府の公用書体はこの流儀が用いられた⁽⁴⁶⁾。一方で儒教を中心とした幕府の文教政策により四書五経が学ばれ、漢詩の詩文集が愛読されるようになり、文人や儒学者たちの間で必然的に、中国の宋時代の蘇東坡・米元章、明時代の董其昌や文徵明といった能書家の書法を学んだ唐様書道が流行した。慶勝も「幕末の三筆」の一人で、江戸で一世を風靡した唐様書道の名手・市河米庵（二七七九〜一八五八）に学んだとされる。

米庵は、名を三亥、字を孔陽といい、号に米庵、小山林堂などがある。儒学者である父の寛斎や林述斎・柴野栗山に漢学を学び、書は父のほかに中国の顔真卿・米芾の書風を学んだ。寛政十一年（一七九九）、書塾小山林堂を開いて書の教授を始め、門人は大小侯で二百余人、遠近の門人は五千

余人に及んだという⁽⁴⁷⁾。父の寛齋が加賀前田家に仕えていたことから、文化八年（一八一二）には富山前田家に仕え、文政四年（一八二二）から嘉永三年に致仕するまで家禄三百石をもって加賀前田家に仕えた。このほか薩摩島津家や福岡黒田家・伊勢藤堂家・徳山毛利家など諸大名の知遇を得ていたといい、門人録『小山林堂及門録』には大名の子弟の名を憚って記さないものの、水戸家斉脩・斉昭、越前松平家慶永、そして慶勝も米庵の門人だったとされる⁽⁴⁸⁾。また、慶勝の若年時に傳役を務めた古田迪庵が米庵の門下であつたともいう⁽⁴⁹⁾。幕末の三筆の中で、米庵の書はとかく「俗」と評されることが多いが、江戸時代は大名の子息がこぞって師事しており、人気を博していた。米庵自身の書風も「（大名の）御曹司にふさわしい武張った風格、威圧感、迷いははらった豪たる運筆」に次第に変化を遂げていったという⁽⁵¹⁾。とりわけ米庵の晩年の代表作である「楽志論屏風」（東京国立博物館蔵）や「六言詩」（成田山書道美術館蔵）にみられるような、渴筆を効かせた粘りのある運筆で勢いにあふれつつも風格に富んだ米庵の書風は、激動の時代を生き抜く大名たちの意にかなったのだろう。

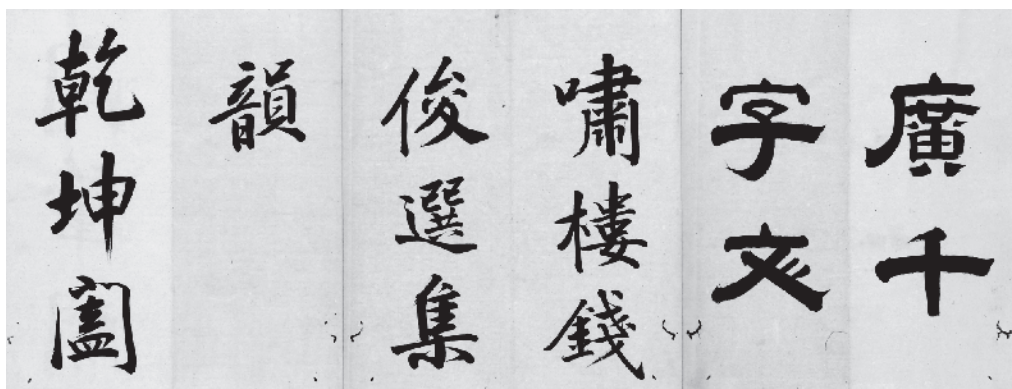
なお、慶勝が米庵の書に学んだことは、米庵自筆の「折手本」十種三十四帖（徳川美術館蔵）が尾張家に伝来したことによって裏付けられる。折手の内訳は、①「千字文」八帖、②「廣千字文」六帖（挿図4・5）、③「前

挿図4 市河米庵筆本「廣千字文」一表紙 徳川美術館蔵



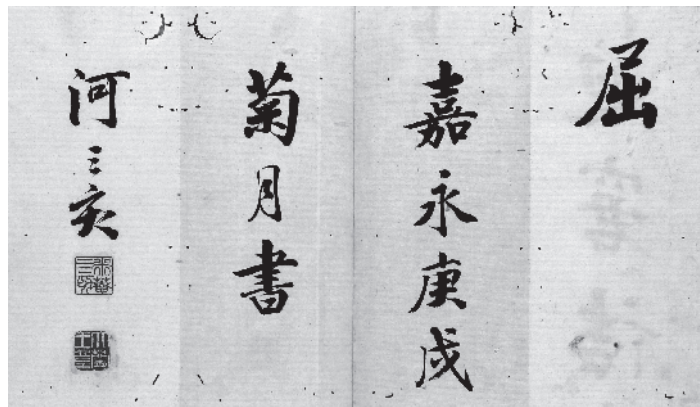
大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に

挿図5 市河米庵筆本「廣千字文」一巻頭 徳川美術館蔵



赤壁」三帖、④「後赤壁」二帖、⑤「崔子玉・米元章座右銘」二帖、⑥「進学解」一帖、⑦「李至座右銘」一帖、⑧「題畫詩類」七帖、⑨「春江華月夜」二帖、⑩「長安古意」三帖である⁽⁵³⁾。楷書・行書・隸書を取り交ぜた手本で、①～⑧が板表紙、⑨⑩が紺色紐の表紙で体裁を同じくする。このうち②の巻末に「嘉永庚戌菊月書河三亥」の文字と「米庵三亥」朱文方印、「大蘭王章」白文方印（挿図6）、⑨の巻末に「古稀加七亥」の文字、⑩の巻末に「安政旃蒙單閏中秋米庵三亥時齡七十又七」の文字と「河三亥」白文方印、「嗚昔真隱」朱文方印がある。②は嘉永三年（一六五〇）米庵七十二歳、⑨⑩はいずれも安政二年（一八五五）米庵七十七歳の書である。①～⑧の板表紙は本来すべて墨書だったが、墨書が薄れたためか、その大半を文字の形に薄く掘り下げ、一部に彩色が施してある（挿図4）。この彫刻を慶勝が自ら行ったと伝えられ、慶勝愛蔵の手本

挿図6 市河米庵筆手本
「廣千字文」六 卷末 徳川美術館蔵



であったとみられる。

ところで、書の揮毫に用いられる文言は中国の古典を典故としていることが多く、その出典の範囲も幅広い。揮毫にあたり、文言をどのように選択したのだろうか。儒教に傾倒したことで知られる尾張家初代義直や五代綱吉は、四書五経から文言の多くを選択したことが遺墨によって知られる。

慶勝の場合、四書五経や兵法書の『六韜』『孫子』、史書『晋書』、儒学書『中論』など、かなり幅広い漢籍を典拠としていることがわかる。しかし、これらに自ら目を通し、佳句や格言となる文言を選び採ったかという点、そうとは思

である。

『墨場必携』は米庵が書家として名を揚げるなかで、殺到する揮毫の求めに応じるため、数多くの漢籍のなかから揮毫に適した文言、詩編を抜粋し集めた版本である。座右銘・箴言・詩賦等に加え、文言を春・夏・秋・冬・鑑戒・問適の六部に分類して六巻に編纂、天保七年（一八三六）に佐藤一斎の序を付し、同九年に刊行された。また同十四年には、『墨場必携』の文言を大家・小篆・隸・行・草の五体で書し、二巻に編んだ『五体墨場必携』も刊行している。とりわけ『墨場必携』は文言の字数だけでなく、意味内容によって四季や鑑戒・問適に分類してあるため、文言を選択する上で非常に簡便であり、長く書家のための手引書となった。

慶勝は、米庵に書を学ぶだけでなく、書の佳句を選ぶにあたり、米庵編纂の『略可法』『墨場必携』『五体墨場必携』を参考にしたのだろう。実際、名古屋市蓬左文庫には尾張家伝来の『略可法』『墨場必携』『五体墨場必携』が存在し、慶勝が参考にした可能性は高い。⁵⁶なかでも『墨場必携』は、現在まで再版が幾度となく繰り返されており、慶勝もまたその恩恵を受けた一人であったといえる。

おわりに

われない。実を言えば、本書の漢字の文言四百二十一件のうち二百四十一件が、市河米庵編纂の『略可法』・『墨場必携』・『五体墨場必携』所収の文言で、割合にして六割近くを占める。本書冒頭の1「曾子日三省」も、本来は『論語』学而第一の一節「曾子曰、吾日三省吾身（以下略）」に基づく文言だが、直接的には『墨場必携』鑑戒類に「顔生窮四勿 曾子日三省」の文言があり、この下句を採ったとみられる。また、2「忠則無二心」も本来は『六韜』に基づくが、やはり『墨場必携』鑑戒類に見出される文言

本稿では、まず江戸時代の幕藩体制における贈答儀礼のなかで、徳川歴代將軍や諸大名の自筆書画が刀剣や茶器などと並ぶ威信財となり、家臣への下賜品や他家への進上品として利用され、下賜された先では家の第一の道具として格別に扱われたことを確認した。こうした文化・政治的背景を踏まえ、尾張家十四代慶勝が下賜した自筆書画の記録である本書を手がか

りに嘉永二年（一八四九）の家督相続から明治四年（一八七二）の廃藩置県まで

の二十三年間にわたり、下賜・進上の時期、相手の立場や役職、慶勝との関係および文言について検討した。慶勝の為政者としての書画の下賜、とくに書については本書の記録や遺墨の数からみても、歴代のなかでも群を抜いて多い。それは、慶勝自身の性向によるところも大きい。幕末・明治という激動の時代の波を受けて、慶勝を取り巻く体制にも目まぐるしい変化があったことも大きな理由であろう。具体的には、嘉永二年の家督相続から十年目の安政五年（一八五八）に隠居・謹慎、その後文久二年（一八六二）に政治活動を再開、そして翌三年に元千代の尾張家十六代の家督相続により、尾張藩の実質的指導者に返り咲いたことに加え、明治二年の版籍奉還などが体制の変化として挙げられよう。書画を下賜された家臣は、重臣を除き、おおそ慶勝の身の回りの雑事を行う小姓や中奥小姓・御小納戸などや、自身や正室や子女の奥医師・奥向の用人などの近臣が中心であり、特に小姓・御小納戸には、慶勝近辺の体制に変化があるたびに、書がまとまって下賜されていることが指摘できる。こうした傾向は将軍家慶にもみられ、主従の絆を深めることが第一の目的であったと考えられる。とりわけ書は絵画に比べて具体的な文言が記されることから、揮毫者の思想や信条があらわれやすい。自らの決意表明や家臣へ期待するところを示唆し、また時と場合、下賜する相手によっては訓戒を与える手段とも成り得る。本書の場合、多くに日付が明記されることから、慶勝を取り巻く政治状況と下賜先・文言の検討がある程度可能だが、数も多いことから、本稿では藩政を左右する重要人物や政治的な動きがあった時期を一部取り上げたのみで、表面的な検討に終始した。今後、慶勝と下賜先の家臣との関わりが明らかになってくる上で、本書の記録が参考になると思わ

れる。

また、慶勝が幕末の三筆の一人である市河米庵に学び、揮毫の文言も米庵の『墨場必携』『五体墨場必携』から多くを採用していることを明らかにした。米庵がとりわけ人気を誇ったのは、その風格ある書風だけでなく、数多くの漢籍に接してきた米庵が書の揮毫にふさわしい文言集を編纂刊行し、普及させたことも一因と思われる。

本稿では、紙幅の都合により、明治五年以降の記録については割愛したが、書状や公式文書だけではうかがい切れない主従関係や交友関係を探る上でも本書の検討は有効であり、また慶勝以外の歴代藩主の文芸的な書について機会を改めて今後検討していくこととしたい。

表1

通番	日付	材質・体裁・書体	内容	下賜・贈答先	役職	出典
1	嘉永2年10月2日	行	曾子日三省	成瀬隼人正(正住)	付家老	『論語』学而第1、『墨場』鑑戒類、『書家』
2		同	忠則無二心	竹腰兵部少輔(正富)	付家老	『六帖』龍韜・論將篇、『墨場』鑑戒類
3		草	静者心自妙	佐枝将監(種武)	家老	『墨場』問適類
4	嘉永2年10月	草	交善如蘭芝	中西筑前守(長穀)	家老	『墨場』鑑戒類
5		行	学者如登山	鈴木弾正(重到)	側用人	『中論』、『墨場』鑑戒類
6		行	盡心則無媿	津田縫殿(式三郎)	側用人	『墨場』鑑戒類
7	嘉永2年10月21日	草	守道有天知	滝川又左衛門(忠貫)	用人	『墨場』鑑戒類
8	嘉永3年2月28日	草	春融瑞氣浮	天野藤十郎	用人	『墨場』春類
9		同	松號一逕風	成瀬大内蔵	用人	『墨場』冬類
10		行	学者如登山	間宮金之丞	用人	『中論』、『墨場』鑑戒類
11		同	忠孝無殊道	野崎兵庫	用人	『墨場』鑑戒類
12		草	老伴無如鶴	松村新兵衛	勘定奉行	『墨場』問適類
13		行	釀芳	津金太兵衛	御小納戸	『墨場』春類、『書家』
14		同	惜日力而以教其勤精體認而以充其知退嗜好而專其業謹行事而以驗共用	石川安正	奥医師	『墨場』宋趙景韓進学四箴
15		行	平恕	茶屋長與	尾州茶屋家	『墨場』鑑戒類
16		草	千丈婦心詩卷裏一襟豪氣酒杯間	浅野永十郎	鎗丸小姓頭取	『墨場』鑑戒類
17		草	御絵銀河 七夕御作	細井古次郎	小姓頭取	
18	亥(嘉永4年)5月22日	行 全昏	曲几清時裏聞心太古前	松井喜多治	御小納戸	『元詩選』8、『墨場』問適類
19		同 同	釀芳	鈴木蘇武左衛門	御小納戸頭取格	『墨場』春類、『書家』
20		草 同	福如雲	平岩七十郎	鎗丸小姓頭取格	『五体』春類
21		行 半	畏天而敬人	渡邊弥十郎	小姓	『孔子家語』弟子行
22		同 同	新月始澄秋	村瀬弁三郎	御小納戸頭取	『墨場』秋類
23		同 同	曾子日三省	近藤新右衛門	御小納戸	『論語』学而第1、『墨場』鑑戒類、『書家』
24		草 同	霜墮中天衣冷月臨虛廊梧倫明	内藤喜左衛門	広敷用人	『墨場』冬類
25		草 同	旭日開三陽	青山壯八郎	御小納戸	
26		行 絹	春艸学花香	松井市兵衛	御小納戸	『墨場』春類
27		草 半	鶴声秋更高	曲渕平三郎	御小納戸	『墨場』秋類
28		同 同	室静詩思深	浅野永十郎	鎗丸小姓頭取(定詰)	※1
29		同 同	良晤心神舒	小田甚作	小姓	『墨場』問適類
30		草 半	室静詩思深	澤田庫之進	小姓	※1
31		艸 同	春風生福寿	大塩弥平太	御小納戸	『墨場』春類
32		艸 同	学者如登山	細井古次郎	小姓頭取	『中論』、『墨場』鑑戒類
33		艸 同	鶴形号龍骨	天野良太郎	小姓	
34		同 同	心因静處寬	土屋勘三郎	御小納戸	『墨場』問適類、『書家』
35		驚箋 隸	崔子玉座右銘源慶恕	長谷川惣蔵	御小納戸	『墨場』漢崔子玉座右銘
36		全紙 草	清露	永田一郎左衛門	小姓頭取	『墨場』夏類
37		半切 草	雨収花竹涼	阿部富三郎	小姓頭取格	『墨場』秋類
38		全紙 隸	得月	間瀬鉄太郎	小姓頭取	『墨場』秋類
39		全紙 行	齐寿	廣田喜三郎	中奥小姓	『墨場』春類
40		半切 行	萬年長寿杯	藤井章次郎	小姓か	
41		全紙 行	齐寿	内田□之進	豊之進か 小姓	『墨場』春類
42		絹地横物御細字草	後赤壁文	津金太兵衛	小姓	
43		全昏 二字行	眉寿	中野清右衛門	御小納戸頭取・書院番格・広敷用人	『詩経』七月、『書家』
44		絹地 行	一卷詩書三尺鏡	松平甚之進	御小納戸頭取	
45		全紙 草	栄権	飯沼定右衛門	御小納戸頭取介	『墨場』夏類
46		彗行 行書	其行峻而通	尾上宗十郎	御小納戸肝煎	『墨場』鑑戒類
47		半切 行	德者福而(之)基	大森勘之丞	御小納戸頭取	『墨場』鑑戒類
48		半切 草	鶴舞助秋聲	稲葉七蔵	御小納戸肝煎	『墨場』秋類
49		半切 草	詩情	水野清十郎	御小納戸	
50		全紙 草	栄権	細井三八郎	御小納戸	『墨場』夏類
51		半切 草	寒巖一樹松	三枝甚左衛門	御小納戸	『墨場』冬類、『書家』
52		半切 草	松號一逕風	長岡権六	御小納戸	『墨場』冬類
53		全昏 隸	得月	石川辰次郎	表坊主組頭並	『墨場』秋類

54		半切 行	学進而識進	新井清三郎	御小納戸	『墨場』鑑戒類
55		半切 行	学者如登山	外山源次郎	御小納戸	『中論』、『墨場』鑑戒類
56		全昏 草	高節	米倉半兵衛	御小納戸	『墨場』秋類
57		御扇面 行	千里神龍化作翁月明吹笛 倚龍宮曲聲不許人間聽散 入重湖半夜風	阿部富三郎	小姓頭取格	『海叟集』4
58		全昏 御草書	洮州綠玉試松花星潭 黑雲走風沙龍蛇起 陸鷹入骨却愁雷電 奪神物	富永孫一郎	勘定奉行	『誠齋集』
59	子(嘉永5年)2月28日	全昏 草	楽天	田宮弥太郎	御小納戸頭取	『易経』繫辭上、『孟子』 梁惠王章句下
60		聯落し 草	素志與白雲同悠 高情與青松共爽			『墨場』問適類
61		半切一行 行	千里電一駿	中野惣太郎	小姓	
62		半切二行 行	人君信而號令成 人臣信而邦家榮	三浦鍋次郎	小姓	『墨場』鑑戒類
63		全昏 草	楽天	肥田孫三郎	小姓	『易経』繫辭上、『孟子』 梁惠王章句下
64		全昏四行 草	淡々春風醉物美南園 日暖□烟霞啼学遠 □□奥硝破梅花三 兩□一配 □守美□ □堂	清水金左衛門	御小納戸	
65		半切 草	鶴聲秋更高	奥平衆之助	御小納戸	『墨場』秋類
66		全昏 草	高節	横井定四郎	御小納戸兼鷹匠頭	『墨場』秋類
67		半切 草	静慰翰墨場	遠山半三郎	御小納戸	
68		同 二行 草	龍鱗柳弱垂朝露 塵尾松高揮夜風	井出健之進	御小納戸	『墨場』春類
69		半切 草	室静詩思深	大河内存真	奥医師	※1
70		同 行	読書志弥高	並河芳庵	奥医師	『墨場』鑑戒類
71		同 行	閑居玩萬物	服部草玄	奥医師見習	『文選』
72		同 行	萬年長寿昌	平野春策	医師	『松雪斎集』
73		全昏 草	養寿	高橋逸安	奥医師見習	『史記』老子列伝
74		同 行	齊寿	三村玄澄	奥医師	『墨場』春類
75	(嘉永5年)閏2月26日	同 半切 草	良晤心神舒	大奥		『墨場』問適類
76		同	静中同妙理			
77		同 行	月以表我心			『墨場』鑑戒類
78		同 草	心因静處寛			『墨場』問適類、『書家』
79	子(嘉永5年)10月16日	全昏 草	帰一	興正寺	尾張家菩提寺	
80		半切 行	曾子曰三省	松村新太郎	御小納戸頭取	『論語』学而第1、『墨場』 鑑戒類、『書家』
81		行 半切	敬者道之根	小出寅三	小姓	『墨場』鑑戒類
82		同 同	厚靖和端莊	藤井伊左衛門	不明	『墨場』鑑戒類
83		草 同	静中同妙理	加藤鉞藏	不明	
84		行 同	畏天而敬人	林金次郎	御小納戸	『孔子家語』弟子行
85		同 同	少成若天性	岩田弥左衛門	御小納戸肝煎	『顔子家訓』
86		草 同	瞻孤游之流鴻觀雲 間之舞鶴	鈴木安次郎	御伽	『墨場』秋類
87		草 同	心因静處寛	土肥藏之丞	御小納戸	『墨場』問適類、『書家』
88		行 同	福星開寿域	青山辰之丞	御小納戸	『墨場』春類
89		同 同	松亀見貞心	大奥		
90		草 同	素志與白雲同悠 高情與青松共爽	神保勝之助	御小納戸	『墨場』問適類
91		草 同	松亀見貞心	古川弥八助	不明	
92		同 同	同	角田市左衛門	貞慎院用人・広敷用人	
93		草 同	山中習静觀朝樞松 下清齋折露葵	古川小三郎	不明	
94		行 同	心如天地者明行如繩 墨者章	小出蕉藏	御側物頭・御小納戸頭 取	『墨場』鑑戒類
95	(嘉永5年)10月28日	絹一尺 四方程行	秋海棠 俞瑰綸 春色先陰到海棠獨留 此種占秋芳稀疎點綴猩 紅小堪佐黃花薦客觴 盛齋書	近衛忠熙●		
96		同 草	白牡丹 韋莊 閨中莫妬新粧媚上須 慚傅粉郎昨夜月明渾似 水入門惟覺一庭香			

97		同行	柳 賀知章 碧玉粧成一樹高萬條垂 下綠絲條不知細葉誰裁 出二月春風似剪刀			
98		同 草	竹 李建勲 瓊節高吹宿鳳枝風流交 我立忘暇最憐憐々斜 陽下花影相和滿客衣			
99	丑(嘉永6年)2月23日	全帙 行	寛栗	角筈(松平義建)●	慶勝実父	
100		同 草	雅静			『墨場』問適類
101		行二幅揃	得意花顔色 會心鳥語音			『墨場』夏類
102		同	心正則筆正	桜井乙四郎	寄合	『墨場』鑑戒類、『書家』
103	丑(嘉永6年)2月24日	全帙 草	益壽	渋谷三左衛門	御簾中用人・広敷用人	
104		同 同	養寿	間瀬権右衛門	貞慎院用人・広敷用人	『史記』子列伝
105		同 二行	詩情光日月 筆力動乾坤	武野新右衛門	用人格・利姫用人	『全唐詩』510
106		半切 行	顔生躬四勿	田中宗芸	奥医師	『墨場』鑑戒類、『書家』
107		同 草	春好昇平日	小野藤左衛門	御小納戸広敷懸	
108		半切 行	曾子曰三省	鈴木惣五郎	御小納戸広敷懸	『論語』学而第1・ 『墨場』鑑戒類、『書家』
109		同	春風生福寿	中嶋養忠	貞慎院・御簾中御乙	『墨場』春類
110		同	松號一逕風	渡辺道榮	御簾中御乙	『墨場』冬類
111		同	端盛以處之	真野与一左衛門	広敷物頭格	『太平御覧』、 『墨場』鑑戒類
112		同 二行	漁竿冷侵半絲月 牛背閑消一笛風	渡辺道需	奥医師	『墨場』秋類
113		同 草	心因静處寛	加藤常春	不明 御乙か	『墨場』問適類、『書家』
114		同 行 二行	内不自欺忠是體 推己及物恕行焉	小野澤右衛門	広敷物頭	『墨場』鑑戒類
115		同 草	学者如登山	平野春澤	奥医師	『中論』、『墨場』鑑戒類
116		同 同 二行	萬頃檀波鷗境界 九秋風露鶴精神	久野彦八郎	御小納戸広敷懸	『劔南詩藁卷』43、 『墨場』秋類
117		同 草	鶴聲秋更高	水野源六左衛門	御小納戸広敷懸	『墨場』秋類
118	以下御貯	全帙 行	寛栗	安藤喜多作	小姓	
119		半切 行	鶴形号龍骨	渡邊賢之助	小姓	
120		同 草	学者如登山	梶川小六	御小納戸	『中論』、『墨場』鑑戒類
121		同	良晤心神舒	山口勝三郎	御物頭・御小納戸頭取	『墨場』問適類
122		半切 行	少成若天性	五味三郎	小姓	『顔氏家訓』教子
123		同 行	間居玩萬物	太田源之進	御使番	『文選』
124		同 草	心平意自□	竹腰文九郎	御小納戸	
125		同	室静詩思深	遠山惣三郎	御小納戸	※1
126		同	新月始澄秋	青山保吉	御小納戸	『墨場』秋類
127		同	寒巖一枝松	桜井乙四郎	小姓	『墨場』冬類
128		絹地横額	□静	高須行基寺	高須松平家菩提寺	
129		同 同	恵日増光	日光日増院		
130		全紙 行	行覚	田辺四郎右衛門	近習寄合	
131		同	必中	稲富四郎	中奥寄合	
132		同	三学	柳己右衛門	不明	
133		半切 行	学者如登山	渡辺小半蔵	不明	『中論』、『墨場』鑑戒類
134		同 草	一卷詩書三尺劍	津田伴之丞	不明	
135		同 行	清修如野鶴	川澄理兵衛	御小納戸	『墨場』問適類
136		同 草	春草学花香	横井雅楽	不明	『墨場』春類
137		同	寒巖一枝松	大道寺孫四郎	寄合	『墨場』冬類
138			鶴聲秋更高	滝川又左衛門	側用人	『墨場』秋類
139		同 行	少生(成)若天性	富永孫太夫	側用人(安政4年～)	『顔氏家訓』
140			春融瑞氣浮	高橋司書	年寄	『墨場』春類
141			曾子曰三省	中村勝太郎	戸山屋敷奉行	『論語』学而第1、『墨場』 鑑戒類、『書家』
142			鶴舞助秋聲	織田捨吉	大寄合(安政2年～)	『墨場』秋類
143			春風生福寿	荒川蔵主	馬廻頭	『墨場』春類
144			一日清閑一日福	志水半三郎	年寄列(安政5年～)	『墨場』問適類、『書家』
145	安政2乙卯年	全紙 二字半	鶴群	松平讃岐守(頼胤)	讃岐高松藩主	
146		絹地 草	月落鴈啼 全詩			
147		横物 行	楽天	丹羽左京大夫 (長富)	陸奥二本松藩主、 正室矩姫実父	『易経』繫辞上、『孟子』 梁惠王章句下
148		行	益寿			『史記』武帝紀
149		半切 草	老伴無如鶴			『墨場』問適類

150		横物 行	慎忍	遠藤式部少輔 (胤昌)	高須松平9代義和4男、 近江三上藩世子	『略可法』
151		草 同	人因静處寛	田中儀兵衛	小姓頭取	
152		草	養寿	石井隆庵	奥医師	『史記』老子列伝
153		行	寛厚而愛人	堀治部右衛門	御小納戸	
154		絹地二行物	洞天一品元章石 明月三人太白盃	平野 ●	女中か	
155		御短冊	都の春月ノ御歌	内藤喜左衛門	町奉行・書院番頭格	
156	安政2年御在国中	御短冊御詠	弓張の	横井孫右衛門	側用人	
157		御詠御短冊		水野源六左衛門	御小納戸・広敷懸	
158		半切 草	静中得妙理	豊嶋	女中か	
159		同	老伴無如鶴	花嶋	女中か	
160		半切 行	盡心則無媿	滝尾	女中か	『墨場』問適類 『淵鑑類函』281、 『墨場』鑑戒類
161		御短冊	とことほに	玄蕃	大道寺玄蕃か	
162		同	いつまでか	十郎左衛門	不明	
163		同	からわぬ色ハ	弥五兵衛	幡野弥五兵衛か	
164		半切 草	鶴舞助秋聲	神谷房十郎	小姓頭取	『墨場』秋類
165		同	一日清閑一日福	毛利甚五左衛門	御小納戸	『墨場』問適類
166		同	春融瑞氣浮	小笠原龍三	小姓	『墨場』春類
167		同	風是聖之清	植原次郎右衛門	寄合	『墨場』問適類
168		全昏 草	雅静	西川重大夫	不明	『墨場』問適類
169		同	益寿	高橋元龍	奥医師見習	『史記』武帝紀
170		絹半切 草	良晤心神舒	山田梁山	奥医師見習	『墨場』問適類
171		全紙 草書	高節	松井小十郎	寄合組	『墨場』秋類
172		御短冊	山居春月 とふ人も	松井喜多治	小姓	
173		絹地	熱田文庫	植松庄左衛門● 御奉納	明倫堂典籍次座	
174		絹地板表紙 御箱入	孝経 壱部 御印章アリ	熱田御文庫へ表向 同		
175		全紙絹地 謙信ノ信玄 御画二幅	游亀	撰津守(松平義建)		
176		唐紙半切横額	春機	岩本信太郎	近習寄合	『墨場』問適類
177		御短冊	山居春月 とふ人も	平岩七十郎、 神谷房十郎	平岩:小姓頭取 神谷:小姓	
178		御短冊	老か身を	阿部清兵衛	明倫堂督学	
179		御画	すかきニきほくす			
180		半切	莊子ニ蝶御画	平川助左衛門	御小納戸・鷹匠頭	
181		同断	富士見西行	小田甚太郎	御小納戸	
182		同	松	小出寅三	小姓	
183		同	浦島太郎	五味三郎	小姓	
184	(安政3年)辰11月7日	全唐昏	静適	長屋紋右衛門	御側大寄合(側用人)	『五体』問適類
185		同	寛栗	田宮弥太郎	御側大寄合(側用人)	
186		半切 横額行	通玄亭	寂奥(光)寺		
187	巳(安政4年)8月 御認直し被下置	唐紙 半切 草	通玄峰頂有是人間心外 無法満目青山	同人		
188		御扇面	雁	桜井乙四郎	小姓	
189		半切 行	至孝化羣生	恩田鐸三郎	御小納戸・奥御番	『墨場』鑑戒類
190		同 行	忠則無二心	平川助左衛門	御小納戸・鷹匠頭	『六帖』龍船・論将篇、 『墨場』鑑戒類
191		同 草	山月夜窓寒	大奥		『墨場』冬類
192	辰(安政3年)11月13日	絹地横額	幽翁	大塩幽翁	不明	
193		半切	丹心抱忠貞	大奥 牧野		『墨場』鑑戒類
194		同 草	山峰染月寒	清水金左衛門		『淵鑑類函』、『墨場』冬類
195		同 行	江山景物新	勝野	不明 女中か	『墨場』春類
196		大鷲箋行 明倫堂御納	尊徳性而道問学致 廣大而尽精微極高 明而道中庸温故而 知新敦厚以崇禮	阿部清兵衛●	明倫堂督学	『中庸』雍也第6
197	巳(安政4年)2月18日	半切 行	曾子曰三省	松御殿	矩姫	『論語』学而第1、 『墨場』鑑戒類、 『書家』
198	同(安政4年)3月15日	全紙 御大字	清味	大奥 岡田	女中	『墨場』夏類
199		ヌメ横額 行	確堂	越後守隐居 松平 確堂(齊民)	津山藩主	
200		唐紙横額	清閑	内藤駿河守(頼寧)	信州高遠藩主	
201		御短冊	庭松 庭乃おと	成瀬豊前	用人	
202	巳(安政4年)8月	唐紙半切 行	忠孝無殊道	箕形徳之丞	小姓	『墨場』鑑戒類
202		同 草	静中得妙理	勝野釜之丞	小姓	

203		同行	福者寿之基	荒川甚作	小姓	『墨場』鑑戒類
204		同行	沈毅多大略			『晋書』景帝、『墨場』鑑戒類
205		同草	鶴舞助秋聲			『墨場』秋類
206		同草	靜中得妙理	都筑吉太郎	徒組本役	
207		全紙行	詩情光日月 筆力滿(動)乾坤	渡邊半十郎(在綱)	寺社奉行	『全唐詩』510
208		半切行	清修如野鶴	高木作十郎	用人	『墨場』問適類
209		同草	風琴萬壑松			『墨場』秋類
210		同行	德者福之首	若井重右衛門	不明	『墨場』鑑戒類、『書家』
211	辰年(安政3年) 被下洩レ	全紙草	備荒要漸水	村瀬新十郎	上有知代官	
212			統守務	上有知代官陣屋付		
213	巳(安政4年)12月7日	半切一行	明月流素光			『墨場』秋類
214		同	明月流素光	大奥 桂山初3人		『墨場』秋類
215		同	明月流素光			『墨場』秋類
216	巳(安政4年)12月晦日	全紙行	克己	内田忠誠	尾張商人	『論語』顔淵第12
217		同行	好禮	伊藤次郎左衛門	尾張商人	『論語』憲問第24
218		同草	令德	関戸哲太郎	尾張商人	
219	午(安政5年)正月5日	絹地 御画	ガマ仙人	大塩幽翁		
220	同(安政5年)2月14日	絹地 御画	馬上看月ノ圖	澤田庫之進	小姓頭取	
221		絹地 同	テツカイノ圖	堀勘兵衛	御小納戸	
222	午(安政5年)2月15日	御短冊	禁中春月 九重の	川澄理兵衛	御小納戸	
223		御短冊	古松 枝かわす	内田伊右衛門	小姓頭取	
224		(御短冊)	初春 久かたの	中野豊太郎	小姓頭取	
225	午(安政5年)2月19日	半切行	□敬而有禮	石河佐渡守(光晃)	家老	『論語』顔淵第12
226		同 同	沈毅多大略	大道寺玄蕃(直寅)	年寄加判	『晋書』景帝、『墨場』鑑戒類
227		同 同	思不出其位	山澄右近(豊欽)	年寄加判	『論語』憲問第14
228		同 同	万年長寿昌	横井孫右衛門	年寄並加判	『松雪齋集』
229		同 草	靜中得妙理	下條庄右衛門(正從)	年寄並加判	
230		全紙行	詩情光日月 筆力滿(動)乾坤	成田六郎左衛門(喜輔)	御側大寄合(側用人)	『全唐詩』510
231		半切行	忠信以為宝	渡邊半十郎(在綱)	寺社奉行	『礼記』儒行第41
232		全紙行	無窮如天地 不竭如江海(河)	千賀与八郎	用人・御側懸	『孫子』勢篇
233		半切草	無事は貴人	佐藤弥平次	用人・御側懸	『臨濟録』
234		同行	渾身而洛德	石河主計	用人	
235		同 草	端盛以處之	小笠原三九郎	用人	『太平御覽』、『墨場』鑑戒類
236		同行	学以致其道	高木作十郎	用人	『論語』子張第19
237		全紙草	靜適	竹居新吉郎	御錠口番	『五体』問適類
238		半切草	一日清閑一日福	舍人源七郎	御錠口番	『墨場』問適類
239	(安政5年)9月26日	全紙草書□□	鶴驚秋露三更月 虎嘯疎林萬壑風	竹腰兵部少輔(正當)	付家老	『墨場』秋類
240	(安政5年)12月26日	御短冊	しら雪と	中島養忠	奥医師	
241	未(安政6年)7月13日	半切行	飲酒全其神	馬場三郎	小姓・中納言付※2	『墨場』問適類
242		同	一卷詩書三尺劍	高野弥一郎	御小納戸・中納言御用向	
243		同	寿者福之首	須加(賀)井鍵吉	小姓・中納言付	『墨場』春類、『書家』
244		同	楽志一家春	大道寺春五郎	小姓・中納言付	『墨場』春類
245		同	南山祝寿長	原鶴松	小姓・中納言付	『墨場』春類
246		同 草二行	竹下涼蟾輝几杖 花間螢火靜琴書	服部鑲吉	小姓・中納言付	『墨場』夏類
247		同行	丹心抱忠貞	毛利富太郎	小姓・中納言付	『墨場』鑑戒類
248		同	沈毅多大略	市橋新内	御小納戸・中納言付	『晋書』景帝、『墨場』鑑戒類
249		同 草	松號一逕風	勝野駒次郎	御小納戸・中納言付	『墨場』冬類
250		同行	清修如野鶴	菅谷鎗吉	御小納戸・中納言付	『墨場』問適類
251		同行	幽勝似樵家	熊谷七郎	御小納戸・中納言付	『墨場』問適類
252		行	幽閑少是非	塩川清次郎	御小納戸・中納言付	『墨場』問適類
253		草	秋高佳風月	山田源之丞	小姓・中納言付	『墨場』秋類
254				上村吉右衛門	御小納戸・中納言付	
255		行	寿與老松齊	渡辺同齋	奥医師	
256		同	春好昇平日	鈴木小藤太	馬廻(安政7年~)	
257		(短冊)	古松 枝かわす	小出半右衛門	御小納戸頭取・御側物頭	
258		同	運用之妙存於(乎)一心	大田耕庵	奥医師見習	『宋史』岳飛伝

259		同	読書志弥高	中嶋三伯	奥医師見習	『墨場』鑑戒類
260		同	鶴声秋更高	村井甫庵	奥医師見習	『墨場』秋類
261		同	江山景物新	久保文山	奥医師見習	『墨場』春類
262		同	顔生躬四勿	中嶋忠順	奥医師見習	『墨場』鑑戒類、『書家』
263		絹横物	福寿	松井市兵衛	御小納戸頭取・中納言付	
264		同	ふじ御画賛	大森甚左衛門	御側物頭・御小納戸頭取・前中納言付	
265		楷	少彦名命	田中宗芸	奥医師	
266		(短冊)	鶴 初春の	桜井乙四郎	小姓頭取・中納言付	
267		(短冊)	菊 白菊の	渋谷三左衛門	中納言御簾中用人・戸山御殿広敷用人	
268		(短冊)	鶴 老つる乃	細井三八郎	御小納戸頭取・中納言付	
269			鶴群	成瀬隼人正(正肥)	付家老	
270			清邊	松御殿(矩姫)		
271			寛粟	山路	女中か	
272			富潤屋徳潤身	高橋玄庵	奥医師見習	『大学』伝六章、『書家』
273		絹地額面	碧蓮	大奥		
274			雍泰	加藤三五郎	不明	
275			新樹如煙夏氣清勃鳩恰々 満園晴傍花橋外薫風爽 望野亭邊夕日朝勝景偏 宜幽處賞吟情都向醉 中生一椽聊此煥餘暇愜汝 謙々称寵菊	竹腰兵部少輔(正富)	付家老	戸山邸漢詩
276		(短冊)	今日ことに	大森甚左衛門	御小納戸頭取・御側物頭前中納言付	
277		(短冊)	春秋を	松井市兵衛	御側物頭・御小納戸頭取・前中納言付	
278	文久3年京師ニ而被下	ヌメ横額	晩翠	堀勘兵衛	御小納戸頭取・御側物頭・前中納言付	
279	同年(文久3年)5月17日	同	晩翠	稲葉兵部少輔(正巳)	安房館山藩主・若年寄	
280		額面 同行	楽山	田沼玄蕃頭(意尊)	遠江相楽藩主・若年寄	『論語』雍也第6
281	同年(文久3年)京師おゐて	唐紙 二行物	君以明為聖臣以直為忠	水野和泉守(忠精)	出羽山形藩主・老中	『墨場』鑑戒類
282		唐紙 一行	松竹助清幽			『墨場』問適類、『書家』
283		全唐紙 二行	日永一堂静 草生三径深	板倉周防守(勝静)	備中松山藩主・老中	『墨場』夏類
284		ヌメ額	観水			
285		唐紙 一行	読書志弥高	奥御右筆		『墨場』鑑戒類
286	亥(文久3年)9月		勇義	永井九一郎	小姓・前大納言付	
287			忠貞	相原七郎兵衛	御小納戸・前大納言付	『墨場』鑑戒類
288			戒式	箕形辰之丞	小姓頭取・前中納言御側	
289	子(元治元年)正月	唐紙横額	尚高節	成瀬隼人正(正肥)	付家老	
290		ヌメ二行物	君以明為聖臣以直為忠	近衛前関白(忠熙)		『墨場』鑑戒類
291		一行物	素志與白雲同悠 高情與青松共爽	近衛内大臣(忠房)		『墨場』問適類
292		唐紙半切巻行	寿與老松齊	徳大寺右大臣(公純)		
293		唐紙横額	威徳	健(ママ)中寺	尾張家菩提寺	
294	子(元治元年)正月	唐紙半切巻行	恵日照世間	健(ママ)中寺	同上	
295		同 半切巻行	寿與老松齊	土岐新之丞	小姓・前大納言付	
296		同	心因静處寛	高木常之丞	小姓・前大納言付	『墨場』問適類、『書家』
297		同	畏天而敬人	成田衆之丞	小姓・前大納言付	『孔子家語』弟子行
298		同	静中得妙理	長野長三郎	小姓・前大納言付	
299	子(元治元年)正月	半切巻行	昇平多楽事	成田宗一郎	御小納戸・前中納言付	『五位』春類
300		半切	春風生福寿	相原七郎兵衛	御小納戸・前大納言付	『墨場』春類
301		同	萬年春□□	間宮伴左衛門	御小納戸・前大納言付	
302		同	寿與老松齊	水野順三郎	御小納戸・前大納言付	
303		同	楽志一家春	平岩万三郎	御使番並・元千代御小納戸	『墨場』春類
304		同	老伴無如鶴	野崎藤六郎	元千代小姓頭取	『墨場』問適類
305		同	静中得妙理	堀田鉄次郎	小姓頭取	
306		同	福星開寿域	滝本甚三郎	馬廻組	『墨場』春類

307		同	独釣寒江雪	寺山庸助	御小納戸・広敷懸・前大納言付	『墨場』冬類
308		同	御画	間宮伴左衛門	御小納戸・前大納言付	
309		ヌメ	観水	小瀬新太郎	御用人・前大納言付	
310		同	松竹助清幽	吉田猿松	小姓頭取	『墨場』間適類、『書家』
311		同	南山祝寿長	鈴木善之助	西洋銃陣隊	『墨場』春類
312		同	忠信以為寶	永井九一郎	小姓・前大納言付	
313		全唐昏大字	静適	飯島斧吉	小姓介・前大納言付	『五体』間適類
314		ヌメ二行物	君以明為聖 臣以直為忠	佐々木弥兵衛	元千代小姓頭取	『墨場』鑑戒類
315		御半切唐紙	松高白鶴眠	秦魁之丞	元千代小姓	
316		絹地 長沼外記像 御讚	歳酒風菜凜烈 操節 就澹斎長沼翁 傳中特表章此二 句以為後學立仰 止之標準	高須日新堂● (澤田彦之進取次)	高須藩校／澤田は不明	
317		唐紙	同断御讚	近松彦之進	新番頭格・御小納戸頭取・軍制御用	
318	(元治元年)3月26日 左之部御在京中 被遣候	ヌメ地	一貫百法	近衛家司		
319		絹地	忠則無二心	鷹司前関白 (輔照)		『六帖』龍船・論將篇、 『墨場』鑑戒類
320		同	心因静處寛	東本願寺		『墨場』間適類、 『書家』
321		同	静者心自妙	東本願寺院家		『墨場』間適類
322		同	忠則無二心	同 家司		『六帖』龍船・論將篇、 『墨場』鑑戒類
323		同	曾子曰三省	同 用人		『論語』学而第1・ 『墨場』鑑戒類、『書家』
324		同	沈毅多大略	松平大和守 (直克)	川越藩主	『晋書』景帝・ 『墨場』鑑戒類
325		行書	寶祚之隆當與天 壤無窮者矣	遠山隱岐守 (資尹)	旗本・禁裏付	『日本書紀』第2
326		草書	旭日旗飄旭日舟 神風直截大洋 流君舟臣水能 和適旭日何□照 五洲 右ハ源烈公御詠と 式幅対二願ひ之由	永井主水正 (尚志)●	旗本・大目付	
327		(短冊)	人ミなの 右御乗船之節之御詠			
328		絹地	安清	秋月右京亮 (種衡)	高鍋藩世嗣、 将軍家茂侍読	
329		同	遇仙樓	東本願寺		
330		同	心正則筆正	西本願寺		『墨場』鑑戒類、『書家』
331	(元治元年)6月29日	絹地	至孝化羣生			『墨場』鑑戒類
332		同	秋高佳風月			『墨場』秋類
333		同	樂其生保其寿			『墨場』間適類
334		同	樂志一家春			『墨場』春類
335		同	学者如登山			『中論』、『墨場』鑑戒類
336		同	一卷詩書三尺劍			
337		同	日暖帝城春			『墨場』春類
338		同	静者心自妙			『墨場』間適類
339		絹地	丹心抱忠貞			『墨場』鑑戒類
340		同	松竹助清幽			『墨場』間適類、『書家』
341		同	南山祝寿長			『墨場』春類
342		同	南山同聖寿			『墨場』春類
343			拳盃邀清光	尾崎太郎吉	不明	『墨場』秋類
344			楽分	西部小五郎	小姓	『墨場』間適類
345			千里電一駁	大津友吉	小姓	
346			一統太平世界	鈴木鎗次郎	御小納戸・大納言付	『墨場』夏類
347			室静詩思深	三村久次郎	小姓	※1
348			秋高佳風月	永田龍次郎	御小納戸	『墨場』秋類
349			明月照白雲籠	安井辰吉	御小納戸・前大納言付	『墨場』秋類
350			瑞雪近浮空	横井弥三之丞	小姓・前大納言付	『墨場』冬類
351			露頂灑松風	上野治兵衛	広敷賄頭	『墨場』夏類
352			身閑夢亦安	村井金三郎	御小納戸・前大納言付	『墨場』間適類
353			南山祝寿長	沼田半左衛門	小姓	『墨場』春類

354			種徳			『墨場』鑑戒類
355			鶴雲	平尾善次郎	御小納戸・大納言付	『墨場』春類
356		横額絹行	聚芳園	興正寺	尾張家菩提寺	
357		草小書	心因静處寛	同断		『墨場』問適類、『書家』
358			其行峻而通	青山下野守(忠良)	丹波篠山藩主、成瀬正肥実父	『墨場』鑑戒類
359			花座揮毫宗□香	滝川讃岐守(元義)	旗本、京都西町奉行	
360			寿與老松斉	滝川播磨守(具举)	旗本、大目付	
361			仁義為準繩	成瀬準人正(正肥)	付家老	『墨場』鑑戒類
362			端盛以處之	滝川又左衛門(忠貴)	御前加判	『太平御覽』、『墨場』鑑戒類
363			月以表我心			『墨場』鑑戒類
364	慶応元年5月4日		読書志弥高			『墨場』鑑戒類
365			種徳			『墨場』鑑戒類
366			松竹助清幽	加藤岩之丞	小姓か	『墨場』問適類、『書家』
367	(慶応元年)5月11日		三合一心純合	大泉太兵衛	近習寄合	
368		半切	千里電一駿	大津友吉	小姓・前大納言付	
369		絹	天満大自在天神	松井市兵衛	用人本役	
370		額絹	慶雲興			『墨場』春類
371		一行	秋聲天地間			『墨場』秋類
372		同	幽蘭一国香			『墨場』秋類
373		一行	和安而好敬			『墨場』鑑戒類
374		横絹	寿山			
375			安靖			『墨場』鑑戒類
376			清和			『墨場』夏類
377		一行草書	秋高佳風月			『墨場』秋類
378		絹半切	江山景物新	鬼頭音四郎	小姓	『墨場』春類
379		同断	一日清閑一日福	高木竹之助	御小納戸	『墨場』問適類
380		同断	和安而好敬	横井万之助	小姓	『墨場』鑑戒類
381		同断	一花開天下□	荻野秀次郎	御小納戸	
382	丑(慶応元年)10月24日	絹地	学者如登山	伏原三位(宣論)		『中論』、『墨場』鑑戒類
383		同	寿與老松斉	小栗下総守(政寧)	旗本、京都東町奉行	
384		同	天満大自在天神	成田三友	不明	
385		同	寿與老松斉	志水甲斐(忠平)	御前以来御用向見習	
386		同額	楽山	服部喜八郎	御小納戸	
387		同同	安靖	土岐市右エ門	御小納戸	『墨場』鑑戒類
388		懐紙	鶴の御歌	横井右衛門	御用人・寿操院御用人	
389	慶応2年正月～2月18日		破堅挫鋭 発程者郎	藤村庄太郎	不明	
390		一行物	江山景物新	刑部傳之丞	小姓	『墨場』春類
391		同	顔生窮四勿	稲垣釜之丞	小姓	『墨場』鑑戒類、『書家』
392		同	美景恣歎賞	杉浦鏡次郎(貫次郎か)	御小納戸	『墨場』春類
393		同	昇平多楽事	佐分清太郎	御小納戸	『五体』春類
394		同	瑞烟呈福寿	小塩又次郎	御小納戸	『墨場』春類
395	(慶応2年)10月14日	全紙	祖述堯舜憲 章文武上律天 時下襲水土	廣(弘)道館	水戸藩校	『中庸』第30
396		同	仰之弥高鑽之 弥堅瞻之在前 忽焉在後	水野順三郎	中奥小姓・御手筒頭	『論語』子罕第9
397	(慶応2年)10月14日	御一行物	千里電一駿	大塩傳十郎	御小納戸・前大納言付	
398		同	松號一逕風	土肥次郎	小姓	『墨場』冬類
399		同	千里電一駿	渡邊小膳	小姓	
400		同	寒巖一樹松	富永丹次郎	御小納戸・前大納言付	『墨場』冬類、『書家』
401		同	茶煎石上昇	戸田五郎兵衛	御小納戸・前大納言付	
402		同	上天祐仁聖	青木梅吉	小姓・前大納言付	『墨場』鑑戒類
403		同	終年林下人	荻野金吾	御小納戸・甲冑御用	『墨場』問適類
404		同	仁義為準繩	杉山覚三郎	小姓	『墨場』鑑戒類
405		同	幽勝似僊家	浅野吉之丞	御小納戸	『墨場』問適類
406	(慶応2年)11月18日	一枚物	君以明為聖 臣以直為忠	肥田孫三郎	城代	『墨場』鑑戒類
407		全紙	山入楼中成好句 月夾窓下伴残書	津田繁吉	不明	『墨場』秋類

408	(慶応3年か4年) 4月4日	絹地	百戦金吾出鳳城 不論滅竈與添兵 夜深鴨月涼如水 誰聽虛弓落雁聲 録古人三作贈與謙老丈宝	豊前 寺		
409	(慶応3年か4年) 4月30日	大巾絹御行書	楽寿	鷲津九蔵(穀堂)	広敷用人・御小納戸頭 取・明倫堂督学	『墨場』春類
410		御草書	静適	長崎 春徳寺		『五体』間適類
411	戊(明治元年) 11月3日	額	清静観			
412		一枚唐紙	寿山高萬丈 福海深千尋	海洲(勝海舟か)●		
413	明治2季春王正月	横図面	一命之士苟存心於愛物於人 必有所濟	笠松知縣事 (長谷部恕連)●		『近思録』
414			南都			
415	巳(明治2)正月28日		龍鱗柳弱垂朝露 塵尾松高揮夜風	小瀬新太郎	家知事	『墨場』春類
416			右大臣菅道公	岐阜奉行		
417			大繫至成孔子 民部卿太安麻呂	荒川弥五右衛門● 岐阜学□所へ懸ル	岐阜奉行	
418	巳(明治2年)6月6日	行	琴書且自娛	中川庄兵衛	近侍	『墨場』間適類
419	巳(明治2年)7月2日		寛栗	沢田龍太郎	昵近試補	
420			寿且昌	間瀬銅太郎	昵近	『墨場』春類
421			志欲静	内藤角二	近侍	『墨場』夏類
422			天地回春律	小菅金太郎	昵近	『墨場』春類
423			青陽兆初正	荒木三次郎	昵近	『墨場』春類
424			老伴無如鶴	蘆沢直次郎	近侍	『墨場』間適類
425			松身鶴骨詩千状玉潤 水清徳有鄰	鈴木久太郎	昵近	『墨場』春類
426			交善如蘭芝	松平春松	昵近試補	『墨場』鑑戒類
427			学者如登山	石原又市	近侍	『中論』、『墨場』鑑戒類
428	(明治2年)7月4日		丹心抱忠貞	江原茂平	近侍	『墨場』鑑戒類
429			秋聲天地間	竹腰孫八郎	近侍	『墨場』秋類
430			徳者福之基	浅倉鏞七	近侍	『墨場』鑑戒類
431			吾心有(在)太古	浅井四郎兵衛	近侍	『墨場』間適類
432			南山祝寿長	小野楠之丞	近侍	『墨場』春類
433	巳(明治2年)7月14日	一枚唐紙	永寿	大奥入		
434	巳(明治2年)8月26日		居家惟百忍	服部吉十郎	近侍	
435			天青雁外晴	蘆沢藤三	近侍	『墨場』秋類
436			菊花令人寿	永田益衛	昵近長	『墨場』秋類
437		絹地横額 行書	□月			
438		同上 同	清風軒			
439		同一行物 艸書	静者心自妙			『墨場』間適類
440		全昏行書大字	安清	久世宰相(通熙)		
441		全紙行書大字	安靖	石河竹次郎	内家知事	『墨場』鑑戒類
442	巳(明治2年)11月	絹地	亀鶴年寿斉	長野善太郎	副家知事補助・広敷懸	『墨場』春類
443	巳(明治2年)11月	金紙	寛楽	大奥 平野	女中	『墨場』春類
444	巳(明治2年)11月	絹地	鶴有冲霄心	山本健之丞	近侍	『墨場』春類、『書家』
445	巳(明治2年)12月	ヌメ大字	寛栗	松本新作	御手筒頭格	
446	午(明治3年)6月	行	心正則筆正	内藤鏞太郎	家扶頭取・五等官	『墨場』鑑戒類、『書家』
447		同	学者如登山			『中論』、『墨場』鑑戒
448	午(明治3年)12月	行	楽志一家春	山高空平	兵書研究方総裁	『墨場』春類
449	未(明治4年)2月	絹 行	君仁莫不仁 君義莫不義	服部市太郎	不明	『孟子』第7
450		同 同	去年今夜侍 清涼秋思詩 篇獨斷腸恩 賜御衣今在 此棒持毎日 捋餘香	蒲五兵衛	任大属・出張所懸	
451	未(明治4年)11月	唐紙 二行 行	君仁莫不仁 君義莫不義	岩田武之丞 村瀬立斉	医師	『孟子』第7
452	未(明治4年)2月	半切 一行 行	山如仁者静	内藤鏞太郎	五等官	『墨場』間適類
453		同 同 同	心正則筆正	岩田武之丞	御雇臨時御用	『墨場』鑑戒類、『書家』
454		唐紙 二行 行	得意花顔色 會心鳥語音	嶋沢九右衛門	家扶頭取	『墨場』春類
455	未(明治4年)8月	絹地額	謙虚	天野一雲	不明	

凡例

- ・適宜、旧字は新字に改めた。また年号や出典の巻数などの漢数字は算用数字に改め、干支などにより年号が変わる場合は、筆者が丸カッコ内に補った。
 - ・和歌短冊は初句のみとした。
 - ・下賜・進上した日付の区分は、筆致の違いで判断した。
 - ・下賜・進上先のうち、大名・旗本、尾張藩重臣は諱・通称を丸カッコ内に適宜補った。
 - ・出典のうち、市河米庵編纂『墨場必携』は『墨場』、市河米庵編纂『五体墨場必携』は『五体』、道富元礼編『書家自在』は『書家』と略称した。
 - ・多くは下賜・進上だが、依頼によって揮毫した場合は、宛先の名前の後に●をつけた。
 - ・□は判読不明の文字をあらわす。
- ※1 「室静詩思深」は、『墨場必携』秋類の「室静琴思深」をもじったと思われる。
- ※2 「藩士名寄」には241以下、中納言・前中納言・大納言・前大納言と官職名で表記されるが、どの時点で慶勝付となったかによって名称が異なる。いずれも慶勝を指していると考え、そのままの表記にした。

註

- (1) 將軍や諸大名の絵画のみを特集した数少ない展覧会図録としては左記がある。
佐藤さおり・安村敏信『お殿様の遊芸(板橋区立美術館、二〇〇六年)』。
- (2) こうした問題を指摘したが、左記の論考である。
① 徳川義宣「家康の書―現はれた新たな人間像―」『家康の書と遺品』徳川美術館・五島美術館、一九八三年)。
② 徳川義宣「徳川家康の晩年の手習と手本―定家様書道の草創を周って―」『金鯢叢書』一一、徳川黎明会、一九八四年)。
- (3) ① 久能山東照宮博物館編『徳川歴代將軍の書画』(久能山東照宮、一九七一年)。
② 徳川記念財団・東京都江戸東京博物館「徳川將軍の書画」(徳川記念財団、二〇一四年)。
③ 木下はるか「將軍姫君の絵画稽古と御絵師の役割―將軍權威表出の側面―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五六、二〇一〇年)。
④ 木下はるか「將軍家「奥」における絵画稽古と御筆画の贈答」(歴史評論七四七、歴史科学協議会、二〇一二年)。
- (4) 慶勝を名乗るのは、万延元年(一八六〇)以降だが、本稿では「慶勝」で統一する。
- (5) 『寛政重修諸家譜』にみる徳川將軍の書画の下賜(前掲註(3)①②所収)。
- (6) 「大猷院殿御実紀卷卅八」寛永十五年(一六三八)四月廿七日条(徳川実紀三、吉川弘文館、一九三〇年第一刷、一九九〇年第五刷)。
- (7) 「台徳院殿御実紀卷五十四」元和七年(一六二二)正月七日条(徳川実紀二、吉川弘文館、一九三〇年第一刷、一九九〇年第五刷)。
- (8) 前掲註(2)①参照。
- (9) 「台徳院殿御実紀附録卷四」(徳川実紀二、前掲註(7)参照)。
- (10) 「大猷院殿御実紀附録卷五」(徳川実紀三、前掲註(6)参照)。
- (11) 「厳有院殿御実紀附録卷下」(徳川実紀五、吉川弘文館、一九三二年第一刷、一九九一年第五刷)。
- (12) 「厳有院殿御実紀」のうち承応二年(一六五三)四月十三日条、万治元年(一六五八)七月廿七日条、寛文二年(一六六二)三月六日条等(徳川実紀四、

- 吉川弘文館、一九三二年第一刷、一九九一年第五刷。
- (13) 佐藤豊三「將軍家御成について(八)」(『金鯢叢書』一一、徳川黎明会、一九八四年)。
- (14) 「常憲院殿御実紀」元禄八年十一月三十日条(『徳川実紀』六、吉川弘文館、一九三一年第一刷、一九九一年第五刷)。
- (15) 「事蹟録」第一一九冊(徳川林政史研究所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料一四三六)。
- (16) 前掲註(15)のうち四月十三・二十一・二十二・二十五日条。
- (17) 「綱吉公綱誠卿麴町亭御成略記」(徳川林政史研究所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料一三九一八)。
- (18) 前掲註(13)論文参照。
- (19) 原史彦作成「徳川美術館所蔵徳川家康関連作品一覽」のうち「御清御長持」納入品(「駿府御分物御道具帳」記載品以外)(『徳川美術館編『没後四〇〇年徳川家康―天下人の遺産―』、徳川美術館、二〇一五年)。なお、家康の書状は右筆書も含まれている。また「御清御長持入記」には二代將軍秀忠の書状と和歌色紙も記載される。
- (20) 徳川義宣「辻ヶ花と徳川家康の衣服」(『辻ヶ花―英雄を彩った華麗な紋り染め―』、徳川美術館、一九九〇年)。
- (21) 什器古帳三一六。
- (22) 江戸城においても、歴代將軍の直筆は「御筆類」をはじめとして「宸筆類」「御掛物」「御壺」「御茶入」など約六十種の項目に分けられ、御数寄屋道具として管理されていたことが文久元年(一八六一)作成の「御道具寄帳」によって指摘されている。
- 太田尚宏「御数寄屋の道具管理」(竹内誠編『徳川幕府事典』東京堂出版、二〇〇三年)。
- (23) 什器旧原簿一一二。
- (24) 志賀太郎「金城主人」(『徳川美術館編集『尾張の殿様物語』、徳川美術館、二〇〇七年)。
- (25) 慶勝の事績については以下の書を参考にした。
- ①名古屋市役所編『名古屋市史 政治編 第二』(名古屋市役所、一九一五年初版、一九六八年復刻版)。
- ②「三世紀事略」『名古屋叢書 第五卷』(名古屋市教育委員会、一九六二年初版、一九八三年再版)。
- ③岸野俊彦・黒田安雄・遠山佳治「第九章 幕末・維新期の社会情勢と尾張藩」(『新修名古屋市史』四、名古屋市、一九九九年)。
- ④NHKプラネット中部編『写真家大名・徳川慶勝の幕末維新 尾張藩主の知られざる決断』(日本放送出版協会、二〇一〇年)。
- ⑤原史彦執筆・加藤祥平一部加筆『徳川慶勝―知られざる写真家大名の生涯―』(徳川美術館、二〇一三年初版、二〇一八年三版)。
- ⑥羽賀祥二・名古屋市蓬左文庫編著『名古屋と明治維新』(風媒社、二〇一八年)。
- (26) 藤田英昭「尾張徳川家「押付」養子に関する一考察―天保一〇年の遺領相続問題を中心に―」(『徳川林政史研究所紀要』五六、徳川黎明会、二〇二二年)。
- (27) 木村慎平「第一章 嘉永・安政期の尾張藩」(前掲註(26)⑥所収)。
- (28) 岩下哲典「御三家筆頭徳川慶勝の海外情報研究」(『幕末日本の情報活動―開国』の情報史―)雄山閣出版、二〇〇〇年)。
- (29) 「尾張藩便利帳」尾張藩藩士大全(『名古屋城下お調べ帳』デジタル版、名古屋博物館、二〇一三年)。
- (30) 以下、書画に付した数字は、表1の通番である。
- (31) 前掲註(27)参照。
- (32) ①岸野俊彦「尾張藩十四代藩主徳川慶勝の初期藩内勢力」(『名古屋芸術大学研究紀要』三五、名古屋芸術大学、二〇一四年)。
- ②藤田英昭「徳川慶勝の政治指導と尾張徳川家」(明治維新史学会編『明治維新史論集1幕末維新の政治と人物』有志舎、二〇一六年)。
- ③藤田英昭「嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向」(『徳川林政史研究所紀要』五一、徳川黎明会、二〇一七年)。
- (33) 前掲註(32)①参照。
- (34) 文言の典故となった四書五経をはじめ漢籍は特に出典の書籍情報を取り上げ

ない。文言の意味は筆者による意識である。なお、文言の出典の検索には「漢籍リポジトリ」(<https://www.kanripoo.org/>)や左記の書籍などを利用した。

市河米庵『改訂新註 墨場必携』(大文館書店、一九三〇年初版、一九八三年改訂十九版)。

市河米庵『五体墨場必携・篆・隸・行・草(上)』(下)』(マール社、一九八二年)。

(35) 犬山城白帝文庫歴史文化館『城主のお道具―由緒と伝来―』(犬山城白帝文庫、二〇二二年)。

(36) 前掲註(32)①参照。

(37) 『書経』阜陶謨に説かれる九徳の一つ「寛而栗」に基づく言葉で、寛大かつ厳しさのあることを示す。

(38) 前掲註(3)②および④木下論文参照。なお、④木下論文には將軍家慶の自筆画の下賜のほか、十一代家斉の二十一女浴姫が加賀前田家へ入興する直前、婚儀において重要な役目を果たした老中へ労いとして浴姫の自筆画が下賜されたことが指摘されている。

(39) 杉本精宏『尾張藩財政と尾張藩社会』(清文堂出版、二〇一一年)。

(40) 前掲註(27)参照。

(41) 羽賀祥二「第二章 文久期の尾張藩」・鳥居和之「【コラム】茶屋新四郎の在京記録(前掲註(25)⑥所収)。

(42) 四辻秀紀「尾張徳川家の名宝―里帰りの名品・優品をめぐって―」(『尾張徳川家の名宝―里帰りの名品を求めて―』徳川美術館、二〇一〇年)。

(43) 藤田英昭「第3章 慶応期の尾張藩―『青松葉事件』の背景(前掲註(25)⑥所収)。

藤田英昭「文久・元治期における徳川慶勝の動向と政治的立場―文久三年・元治元年の上京を中心に―」(『徳川林政史研究所紀要』五三、徳川黎明会、二〇一九年)。

(44) 尾張家二代光友が孫で十歳の吉通(のち同家四代)の書の上達を喜び、硯箱を褒美として贈ることを述べた書状が残る(徳川美術館蔵)。また書の上手さとは異なるが、十代將軍家治が自筆画に賛として詩歌などを書写する際には、文字

大名の自筆書画―徳川慶勝の「御書被下留」を中心に

の書や仮名遣いなどに誤りがあれば後世に恥を残すとして儒者の成島和鼎を召して誤りを正させたという逸話が残る(『浚明院殿御実紀附録卷三』『徳川実紀』一〇、吉川弘文館、一九三五年初版、一九九一年第五版)。

(45) 「事蹟録」元禄七年七月二十二日条。三代綱誠の嫡男五郎太(四代吉通)が右筆・梶川清右衛門の手中で手習したとある。

(46) 小松茂美「Ⅷ―6 御家流と唐様」(『日本書流全史(上)』講談社、一九七〇年)。

(47) 市河三陽・市河三次稿訂「市河米庵伝」(『書道研究』二月号・三月号、萱原書房、一九九一年)。

(48) 前掲註(47)のうち三月号、九八頁。

(49) 並木昌史「殿様の書激動の幕末を投影した筆跡」(前掲註(25)④所収)。

(50) 松本文子「【教材作成】市河米庵手本『楽志論』」(『鶴見大学紀要 第一部 日本語・日本文学編』五七、二〇二〇年)。

(51) 前掲註(50)参照。

(52) 東京国立博物館編『唐様の書』(東京国立博物館、一九九六年)。

(53) ①⑧は板表紙で法量各縦二八・二浬 横二・四浬、⑨⑩は紺紐の表紙で、法量各縦二八・五浬、横二・〇浬。

(54) 「什器目録」四五(徳川美術館蔵)。慶勝は高須家時代から彫刻に親しんでいたようで、徳川美術館には慶勝が高須家時代に彫刻した木地浪文彫手箱・楽器彫桐箱のほか、慶勝作の文字彫刻箱・木地牡丹彫衝立が所蔵される。

(55) 徳川美術館・加藤祥平氏のご教示による。扁額・長幅・横幅などの形状別に書式を示した上下二冊からなる版本で、文政十年(一八二七)刊行。本書のうち150「慎忍」は徳川美術館に掛軸として現存する(二〇〇九年購入)。この書と『略可法』上巻所収の図とは、文言だけでなく字配り、関防印を含めた印章の位置までが似通う。

(56) 請求番号五―一三三、五―二六、五―二五。また、同文庫には類書として、『徳川慶勝手摺本』(名古屋市蓬左文庫圖書分類目録)、名古屋市教育委員会、一九七六年)とされる道富元礼編『書家自在』(天保十一年(一八四〇)刊)も所蔵されるが、表1に示したように引用数は少ない。二字・三字などと字数の分

類のみの『書家自在』に比べ、『墨場必携』は四季や鑑戒・間適の分類があり、引用しやすかったと思われる。

(徳川美術館 學藝部 部長代理)

【謝辞】 本書の閲覧・画像の提供では徳川林政史研究所の藤田英昭氏・武藤洋子氏

に、また挿図の画像提供では犬山城白帝文庫の眞理子氏・寺岡希華氏に、本書の翻刻では徳川美術館の並木昌史氏・板谷寿美氏にご協力いただきました。また、本書の文言の出典については同館・加藤祥平氏にご教示を賜りました。ここに記して深謝いたします。

【研究ノート】

建築家・吉本與志雄と尾張徳川家

香山里 絵

はじめに

一 吉本與志雄の履歴

二 吉本與志雄の果たした役割

おわりに

はじめに

建築家・吉本與志雄（一八九五～一九七三）は昭和六年（一九三一）から十一年にかけて、尾張徳川家（以下、「尾張家」と略称する）十九代当主義親（一八八六～一九七六）の構想による建設事業に従事した。その内訳は、以下の通りである。

・尾張家目白本邸（東京府北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷旭出、現在の豊島区目白三丁目）

本館―渡辺仁（一八八七～一九七三）設計、吉本與志雄設計監理、施工竹中工務店、昭和六年十一月六日着工、同八年二月竣工。同四十三年解

建築家・吉本與志雄と尾張徳川家

体移築、翌年八ヶ岳高原ヒュッテとして開業、国登録有形文化財（令和二年八月十七日）。

事務所・役宅七棟・蔵二棟・撞玉室・自動車庫・気灌室・変圧室・物置・洗濯室・職人控室・供待・駐在所―吉本與志雄設計。いずれも現存せず。

講堂―徳川生物学研究所（荏原）より移築。昭和八年四月二十七日着工、同年九月十一日竣工。昭和三十九年九月取毀。

（日本館・茶室は吉本が本事業参加以前に麻布富士見町邸より移築、温室・倉庫は戸田康保子爵邸より継続使用）。

・徳川生物学研究所（同右）

渡辺仁設計、吉本與志雄設計監理、施工清水組、昭和六年十二月二十六日着工、同七年十月八日竣工。同四十五年三月廃止、翌年三月取毀。

・図書館（旧蓬左文庫、現在の公益財団法人徳川黎明会（以下「当財団」と略称する）本部及び徳川林政史研究所。以下「図書館」と表記する）（同右）

吉本與志雄実施設計(一部、渡辺仁の図面あり)、施工清水組、昭和七年五月二十七日着工、同年十二月三十日竣工。

・徳川美術館(名古屋市東区徳川町)

本館・倉庫・事務室―佐野時平懸賞設計第一位、吉本與志雄実施設計、施工竹中工務店、昭和七年九月十一日着工、同年三月八日竣工。
 気灌室・下足室・便所・巡査派出所―吉本與志雄設計。現存せず。

・尾張家納骨堂(愛知県瀬戸市定光寺町)

吉本與志雄設計、壁画長谷川路可、昭和十年十一月三日着工、同年十二月九日竣工。

吉本は徳川美術館及び図書館の実施設計者であるのに加え、昭和六年以降尾張家の建築相談人として、義親の友人である渡辺仁の設計として知られる目白本邸や徳川生物学研究所も含む尾張家の建設事業全般に関与した。尾張家及び当財団にとって重要な人物であることから、本論ではこれまでほとんど知られていない吉本の履歴と尾張家事業に参画した機縁について紹介することにした。⁽¹⁾

一 吉本與志雄の履歴



吉本與志雄(1895~1973)

吉本與志雄は明治二十八年(一八九五)三月九日、東京府南多摩郡八王子諏訪町に、山下與三郎の次男として生まれた。⁽²⁾十六歳の時、建築請負業を代々営む吉本亀太郎の養子となり、大正二年(一九一三)東京高等工業学校建築科に入学、同五年

七月同校を卒業した。⁽³⁾在学中に二度手島奨学賞牌を受け、同校提出の卒業計画「倶楽部設計図」が『建築世界』十卷十二号(同五年十二月)に掲載されていることから優秀な学生であったと推定される。

大正五年八月七日から三菱合資会社の地所部で備使として勤務した。翌年には同社職員となり、地所課・地所部の技師補、技師として丸の内ビルヂング⁽⁵⁾、三菱銀行の建築設計及び監督に従事した。また会社内貸ビル懸賞設計で一等当選した。⁽⁶⁾同十二年同社技師長であり「恩師」である桜井小太郎(一八七〇~一九五三)が建築事務所を設立したことから、吉本は一年の契約で同事務所に入所、⁽⁷⁾東洋文庫(本郷区上富士前町二六)建築にあたっては現場主任を務めた。⁽⁸⁾

翌十三年九月、吉本は吉本建築事務所を主宰し独立した。吉本建築事務所では幣原喜重郎邸(本郷区駒込上富士前町七二)の監督を行ったほか、⁽⁹⁾博文館社長である大橋進一郎(新宿区牛込若宮町三八)、大橋の親戚である伊藤欣二郎(麴町区下二番町四三)、キリスト教研究の保護で知られる渡辺壯郎(麴町区一番町五二)、⁽¹²⁾岩崎輝弥郎(豊多摩郡代々幡町代々木八〇八)を設計施工した。⁽¹³⁾また愛知銀行本店(起工同十五年九月、竣工昭和三年六月)の建築総監督を務め、⁽¹⁴⁾蔵前工業会館の建築懸賞(同五年)で一等となった。⁽¹⁵⁾同六年から十一年まで尾張家目白本邸・生物学研究所・図書館・美術館・納骨堂を建設し、途中、義親の次女春子の婚嫁先である西郷吉之助邸(豊島区池袋)を建てた。⁽¹⁶⁾その後、同十一年から十二年にかけて東武直営の常盤台住宅に三棟を建設し、⁽¹⁷⁾同十二年にはジョサイア・コンドル設計の岩崎家高輪邸の修繕増築に従事し、⁽¹⁸⁾同十三年五月十二日には東京回教礼拝堂(渋谷区代々木大山町)を竣工させた。⁽¹⁹⁾同年、吉本建築事務所は上海に支店を開設し、三菱商事上海支店(同十二年十一月再開)・南京支店(同十四年一月開設)・無湖支店(同十五年六月開

設)・漢口支店(同十三年十月再開)・徐州支店(同十六年十二月開設)・上海日
亜製鋼鉄所等の設計監督を務めた。⁽²⁰⁾同十八年十月八日三菱地所株式会社
上海出張所が開設されると所長を兼任し、終戦まで三菱地所に在籍した。⁽²¹⁾

戦後、昭和二十二年(一九四七)、三菱地所の依頼により、三菱重工業株
式会社名古屋航空機製作所岡山工場(第七工場・岡山県水島)及び関連施設に
関して一論文を進駐軍岡山軍政部に提出、これが認められ国管理となつて
いた同敷地及び設備を大蔵省本省より貸与されて水島工業都市開発株式会
社を設立し取締役社長に就任した。⁽²²⁾同工場付帯施設として造成された資材
陸揚げの専用港水島港と無傷で残った十四棟の工具寮・四千戸の職員住
宅・青年学校・病院等の厚生施設及びその敷地約七十五万坪、国鉄倉敷駅
より工場まで敷設された水島鉄道等の管理の委託を受け、また港湾期成同
盟の副会長も務めた。二十八年五月に水島工業都市開発株式会社を倉敷市
に売却した後、東京に戻り、二十九年一月には新日本電設株式会社取締役
社長に就任、一年間で会社の整理・更生をはかり辞任、同三十年には東京
国際空港ターミナルビル建設のため民間資本によって設立された日本空港
ビルディング株式会社の取締役に就任、翌年常務取締役となった。また同
三十一年には日本空港食堂株式会社取締役社長となり、同三十六年にはコ
スモ企業株式会社取締役に就任、翌年日本空港ビル株式会社専務取締役、
日本空港ケータリング株式会社取締役社長、コスモ企業株式会社取締役社
長となった。同三十八年には東京国際空港エアーウェイト株式会社を設立
し取締役社長に就任、翌三十九年には日本空港食堂株式会社、日本空港
ケータリング株式会社を東京国際空港エアーウェイト株式会社(後の東京空
港ターミナルホテル)に吸収合併し取締役社長となった。同四十年五月古稀
を迎え同社取締役社長を辞任、翌年コスモ企業株式会社取締役会長となつ

⁽²³⁾

企業経営に携わる傍らロータリークラブの創立にも多く加わっており、
同二十六年創立の倉敷ロータリークラブ、同三十年六月創立の東京西口
ロータリークラブの創立メンバーでもある。同三十四年一月には東京羽田ロ
タリークラブを立ち上げ、同四十二年から三年にかけて東京西口ロータ
リークラブ第十三期会長を務めた。同四十八年十二月五日胃がんのため東京銀
座の菊池病院で亡くなった。⁽²⁴⁾

吉本が戦前に関与した建築は表1の通りである。吉本が関係した建築事
業は大きく三菱関係、尾張家関係とそれ以外に三分される。吉本の名前が
残される三菱関係の仕事はこれまで東洋文庫のみであったが、岩崎家高輪
邸の修繕増築・岩崎輝弥邸・「岩崎家伊東別邸」・成蹊学園⁽²⁵⁾・そして当時
「中文」と呼ばれる地域での三菱商事の多くの支店が加わった。このうち、
ジョサイア・コンドル設計高輪邸の昭和十二年の修繕増築工事は、同十三
年二月二十二日に岩崎小弥太が株式会社三菱社へ高輪邸を寄付する前年
あたり、開東閣としての用途変更に応じて改築されたと考えられる。⁽²⁷⁾岩崎
家・三菱と吉本の関係は今後十分に検討する必要があるだろう。

また吉本の唯一の設計懸賞入賞作である蔵前工業会館の懸賞設計受賞の
際の談話が同五年の「蔵前工業会誌」に収録されている。⁽²⁸⁾それによると大正
五年に東京高等工業学校を卒業した後、三菱の地所部で十二年勤続し、そ
の後技師長の桜井が事務所を開設するにあたり手伝いとしてそちらに転じ
た。しかし病気のため桜井小太郎建築事務所を退職、吉本建築事務所を自
営することとなった。実務に追われがちでそれまで募集された設計図案に
一度も応募したことがなかったが、今回に限っては「自分達の会館」なの
で大発奮をしたと述べている。⁽²⁹⁾周囲に評価される才能を持ちながら名声に頓

表1 吉本與志雄建築一覽

所 属	番 号	名 称	関 係	年 代	備 考
東京高等工業学校	1	「倶楽部設計図」	卒業計画	1916	『建築世界』10巻12号(大正15年12月)
三菱地所部・桜井小太郎建築事務所	2	東洋文庫(本郷区上富士前町)(桜井小太郎設計)	現場主任	1924	『建築雑誌』38輯(大正13年)
吉本建築事務所	3	幣原喜重郎邸(本郷区駒込上富士前町)	設計監督	不明	桜井小太郎設計図面(1921)に基づく施工か。
	4	大橋進一郎(新宿区牛込若宮町)	設計施工	1926	
	5	伊藤欣二郎(麴町区下二番町)	設計施工	不明	
	6	渡辺莊邸(麴町区一番町)	設計施工	1927	
	7	岩崎輝弥邸(豊多摩郡代々幡町代々木)	設計施工	不明	
	8	愛知銀行本店(名古屋市区玉屋町三丁目)	現場総監督	1928	
	9	蔵前工業会館(芝区日陰町一丁目)	設計懸賞第一等	1930	
	10	尾張徳川家関係 尾張徳川家目白本邸(本館/事務所/講堂/役宅1号~3号/蔵1号~2号/撞玉室/自動車庫/気灌室/物置1~3/変圧室/温室1~2/洗濯室/観音堂/職人控室/供待/巡査駐在所)	建築相談人/実施設計(一部)	1931~1936	『建築雑誌』47輯(昭和8年)
	11		徳川生物学研究所		渡辺仁設計。
	12		図書館(蓬左文庫)		実施設計。
	13		徳川美術館(本館/倉庫/事務室/気灌室/下足室/便所/巡査派出所)		実施設計。
	14	尾張徳川家納骨堂(瀬戸市定光寺町)			平成4年崇徳廟と命名。
	15	西郷吉之助邸(豊島区池袋)	設計施工	1932	義親次女春子婚嫁先。
	16	常盤台住宅263、265、273(北豊島郡上板橋村)	設計施工	1936~1937	
	17	岩崎家高輪邸(ジョサイア・コンドル設計)(芝区高輪南町及び品川区北品川三丁目)	修繕増築	1937	
	18	東京回教礼拝堂(渋谷区代々木大山町)	設計施工	1938	
	19	芝信用組合本店(不明)	設計施工	不明	昭和2年田村町本店または昭和14年芝公園本店のいずれか。
	20	岩崎家伊東別邸(不明)	設計施工	不明	
	21	成蹊学園(北多摩郡武蔵野村)	設計監督	不明	本館(桜井小太郎設計、1924年)か別の建物か詳細不明。
	22	三菱商事上海支店、南京支店、無湖支店、漢口支店、徐州支店	設計監督	不明(1938~45)	
	23	上海日亜製鋼製鉄所	設計監督	不明(1938~45)	

※「関係」欄における「設計監督」と「設計施工」は吉本履歴書における表記に基づいており、実際の業務内容がどこまで含んでいるか不明である。

着せず、実務に徹していた吉本の姿が想像される。

二 吉本與志雄の果たした役割

吉本與志雄の建築家としての半生で最もまとまった仕事が尾張家の建設事業であった。尾張家が目白で建設した建物は細かいものまで数えると三十棟近く、美術館も陳列館・事務所・倉庫のみではなく、開館当初は切符売場や下足室、便所や気灌室を館外に備え、吉本はそういった建物の一つ一つを設計した。

尾張家の一連の建設事業は目白本邸から開始した。昭和四年、尾張家はそれまで暮らしていた麻布富士見町本邸の敷地譲渡交渉を開始し、譲渡がほぼ決まった同五年八月、親戚である戸田康保子爵（一八八九―一九四八）より東京府下豊島郡高田町大字雑司ヶ谷旭出（現在の豊島区目白三丁目）の敷地九一五一・八九坪を購入した。⁽³¹⁾ 尾張家は、温室と二部の倉庫を除いては戸田邸の建物を使用せず、門も別位置とした。同年九月に敷地内にはまず麻布富士見町邸から移築する建物群の材料貯蔵のための仮小屋が建設された。⁽³²⁾ 麻布富士見町邸のフランス大使館との譲渡交渉の冒頭から、邸内の日本館の一部と茶席の移築は前提条件として提示されており、同年十月二十二日には渡辺仁工務所を代理人として移築届出が提出され、同月二十七日に移築許可が出た。翌月、大工・岡田麻太郎により麻布富士見町邸日本館の移築が開始した。十一月二十四日に地鎮祭が行われ、十二月八日には上棟式が行われた。しかし吉本によれば「建築工事に色々な問題が発生して、今後の計画に関して真剣に考へざるを得なく」なり、「誰か建築の専門家で人格者で頼りになれる者は居ないか」として選ばれたとある。⁽³³⁾ 翌年一月

二十四日、吉本は尾張家の建築相談人となった。⁽³⁴⁾ 吉本は目白敷地周囲の邸宅との境界確認からその業務を開始し、同年三月十日には戸田家を含む周囲の邸宅との境界に境杭が打たれた。⁽³⁵⁾ 目白本邸の建設は敷地の境界確認も十分にされないままに開始していたと考えられ、吉本の採用により細部に亘る敷地の全体像を把握することができたと考えられる。

目白本邸敷地はこの年末には一部が財団用地として寄付され、そこに徳川生物学研究所と講堂・図書館等が建てられたが、同六年初頭にこれらの話はまだなかった。本邸の一部を財団に寄付するための線引きは吉本も参加しての作業だったであろう。また徳川美術館懸賞設計のための下図を作ったのも吉本であり、吉本が加わることにによりこれらの事業が動き出したと考えられる。

吉本によれば、この事業における吉本の役割は「徳川家の一員即ち建築顧問として直接建築主と折渉しその主旨を設計者に伝ふる中間役目」であったという。⁽³⁷⁾ この時の尾張家の事業は「建築主―（監督者・建築顧問）―設計者―施工者」という形で実施されたとし、「相当大きな建築に必要な組織で、建築主が多忙であるため一々設計者を呼んで自分の希望を伝えるのに不便であるので特に自分の傍に建築技師を付随して随時に事の大小となく相談して自分の希望通りの建築を進めて行くことで出来上った」としている。⁽³⁸⁾

吉本が尾張家の建築相談人になったのは、愛知銀行の仕事に起因するという。愛知銀行本店の建築顧問を務める藤村朗から愛知銀行頭取渡辺義郎に推薦されて、建築総監督となり、同本店は同三年六月竣工した。その工事の途中で愛知銀行出身の鈴木信吉が尾張家の家令となった。⁽³⁹⁾ この鈴木家令から吉本に直接相談があり、引き受けることとなったと記している。

おわりに

吉本が残した図面には建築主である義親の考えと、それを実現させるべく義親の傍らにあった吉本の思考の痕跡を見ることが出来る。吉本が関与した最初の頃と思われる図面には、目白本邸本館と日本館、徳川生物学研究所しか描かれていない測量図面もあるが、そこに徐々に建物を加えていく様子もみてとれる。また美術館下足室の図面には最終的に実現しなかったと思われる滑車を使った仕掛けが描かれている。尾張家建設事業で建てられた数多くの建物とその図面を通して、義親と吉本の二人が描いていた夢をすこしずつでも解明したいと考えている。

註

- (1) 吉本の建築を扱った論文は左記以外に確認していない。
五十嵐あすか・伊藤裕久・石博督和「9484 東京回教礼拝堂の形成過程と空間構成に関する考察」〔日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)〕日本建築学会、二〇一八年)。
- (2) 吉本の履歴作成にあたっては田中淳之氏より、卒業論文執筆の際に吉本家より受けとったという「履歴書」ほかの資料のコピーを頂戴した。また左記文献を確認した。
- 堀勇良「日本近代建築人名総覧」(中央公論新社、二〇二一年)。
田中淳之「日本近代建築におけるイスラーム様式」(一九九七年度奈良大学文学部文化財学科卒業論文)。
- (3) 註(2)「履歴書」、東京高等工業学校編『東京高等工業学校一覽・大正九十年』(東京高等工業学校、一九二〇年)。
- (4) 東京高等工業学校建築科は当時滋賀重列が建築科長を務め、前田松韻・橋節

男・齋藤兵次郎・土居松市といった教授陣であった。財団法人手島工業教育資金団助成の奨学金は大正八年事業開始であることからこれに該当せず、吉本が得たのは明治三十二年から手島精一(一八四九〜一九一八)より「手島奨学費資金」「手島奨学賞品資金」と称する寄付に基づく奨学賞と推定される(東京高等工業学校編『東京高等工業学校一覽・大正三十四年』(東京高等工業学校、一九一四年)、註(3)『東京高等工業学校一覽・大正九十年』)。

(5) 吉本與志雄の履歴書には「ビルデング」と表記されている。

(6) 註(2)「履歴書」に記載されるが、これがどのような懸賞であったか不明である。

(7) 吉本は「恩師桜井小太郎」と表記する(註(2)「履歴書」)。大正十二年五月、桜井小太郎をはじめ山下寿郎・川本良一・石原信之ほか十数名が、三菱地所を一斉に退社したことが知られており、吉本もこの中の一人と考えられる。同九年一月に設計課三十六名、工作課十九名を有した地所部は、同十二年四月二十日の職制改正で設計課・工作課がなくなり、新たに立てられた営繕課は二十三名となっている(丸の内百年の歩み 三菱地所社史 上巻、三菱地所株式会社、一九九三年)。

中村勝哉「桜井小太郎伝」(『桜井小太郎作品集』桜井小太郎作品集刊行会、一九三〇年)によれば、桜井小太郎建築事務所員の過半数は、「石原信之氏初め退社の際、赤星地所部長の厚意に依り三菱からもらひ受けた人々で、君に取つては信頼と情誼の深い者のみである。丸ビル七階の桜井小太郎建築事務所を訪ねる者は、あの明るい清澄な君の音声と、石原氏の温容に接し、所員一同の愉快に執務されて居るのを見て、いづれも余慶ある人々の集りとして心から敬慕の念の湧くのを覚える」としている。

(8) 東洋文庫は桜井小太郎・石原信之設計、東京市本郷区上富士前町二十六番地(現在の文京区本駒込)に建てられた。大正十一年十月起工、同十三年五月竣工の鉄筋コンクリート四階建てであり、吉本與志雄は現場主任を務めた(『建築雑誌』四六二、日本建築学会、一九二四年)。また中村勝哉編『桜井小太郎作品集』(註(7)でも東洋文庫設計監督の項目に「工学博士桜井小太郎担当の下に石原信之、吉本與志雄、不破清俊外数名終始之れに従事せり」とある)。

(9) 註(2)「履歴書」。大正十年の桜井小太郎設計の幣原喜重郎設計図面(三菱地所)が知られることから、桜井設計の建物の監督業務と推定する(藤森照信「丸の内をつくった建築家たち むかし・いま」https://www.mjc.co.jp/130th/mukashina04_02.html)。

(10) 大橋進一(一八八五～一九五九)は、博文館二代目館主大橋進太郎の長男として生まれ、大正七年博文館の株式会社改組に伴い三代目社長に就任、私立大橋図書館も運営していた。昭和二十一年に日本自由出版協会の設立に際して初代会長に就任、戦後博文館は解体した。『人事興信録』第八版(一九二八年)、『人事興信録』第十版(一九三四年)、鈴木徹造『出版人物事典 明治から平成 物故出版人』(出版ニュース社、一九九六年)、稲岡勝監修『出版文化人物事典 江戸から現代・出版人1600人』(日外アソシエーツ、二〇一三年)、『博文館五十年史』(博文館、一九三七年)によれば牛込若宮町の邸宅落成は大正十五年十二月十四日であり、註(2)「履歴書」に掲載され図面も伝来する。

(11) 伊藤欣二(一八八四～歿年不明)は明治四十三年千葉医学専門学校を卒業しドイツ・米國に留学したが、実業家・伊藤幹一の養子となり大正十一年家督を相続し、自身も実業家となった。夫人文は大橋進太郎三女であり、大橋進一と義兄弟である。註(10)『人事興信録』第八版、『人事興信録』第九版(一九三一年)、「変った畑から実業界に入った伊藤欣二君」(『実業之日本』六一一、実業之日本社、一九二七年)。伊藤欣二郎は註(2)「履歴書」にはあるが竣工年代等は不明である。

(12) 渡辺荘(一八五九～一九二九)は岡山藩土山室忠左衛門の次男として岡山に生まれた。岡山で小学校に務めたり雑貨店を開いたりしたが岡山で塾を運営していた山本達雄の下で勉強し、日本郵船に入社、のち貿易業を起し銀行経営をおこなって財をなした。妻の影響でキリスト教に入信し、富士見教会の設立や東京神学社の建設資金などに私財を投じた。『日本キリスト教歴史大事典』(教文館、一九八八年)、「渡辺荘追想」(『石原謙著作集』第十一巻、岩波書店、一九七九年)。吉本が建てた一番町の私邸には神学研究の蔵書をおさめる文庫(千鳥ヶ淵神学研究所)が併設された。渡辺邸の設計施工は註(2)「履歴書」に記載されるほか図面が伝来する。

(13) 岩崎輝弥(一八八七～一九五六)は岩崎弥之助の三男。東京帝国大学農科大学

を卒業後、実業界に進んだが酪農業に従事したことが知られる(註(11)『人事興信録』第九版、註(10)『人事興信録』第十版)。岩崎輝弥邸の設計施工は註(2)「履歴書」に掲載され図面も伝来を確認しているが、現在のところ年代不明である。

(14) 愛知銀行本店は愛知銀行建築課設計による近世ゴシック様式の鉄筋コンクリート二階の建物で名古屋市西区玉屋町三丁目十八番地(昭和四年六月五日以降、名古屋市告示第八四号により名古屋市西区御幸本町通八丁目十八番地と町名改称)に建てられた。大正十五年九月起工、昭和三年六月竣工、本店建築にあたり藤村朗が建築顧問を務め、清水組に因り施工された(大澤吉五郎『愛知銀行四十六年史』(東海銀行、一九四四年)。

吉本與志雄「最後の殿様 徳川義親」(『東京西ロータリークラブ』一九七三～七四、No.1、2、東京西ロータリークラブ、出版年不明)には藤村朗の推薦を受けて建築総監督になったことに加え、藤村や頭取渡辺義郎が岩崎家の縁戚にあたることに触れている。

(15) 蔵前工業会は東京高等工業学校出身者の団結をはかるため明治三十九年に成立し、大正六年頃には蔵前工業会館の設立を検討していたが中止されていた。昭和二年、開館建設の促進運動が提議され、震災焼失地域ならば政府の補助金があり、営利事業とすれば復興建設助成会社より資金借入も可能であるとして、会館建設に株式組織を設立し、丸の内近辺の焼失地域付近に開設することとした。昭和四年五月会館建設が決議され、十一月十七日には株式会社蔵前工業会館へ創立費用の貸与・設立・株式の取得等が可決、株式会社蔵前工業会館が創立された。同五年六月二十六日に東京市芝区日蔭町一丁目一番地の建設予定地の契約調印、同年七月一日、会館建設設計図案懸賞募集規定が発表された(蔵前工業会誌「三一九、蔵前工業会、一九三〇年」。八月二十五日の締切には四十一通の応募があり、懸賞設計図案審査委員である蔵前工業会理事長内村達次郎・株式会社蔵前工業会館創立委員長笹村吉郎・名誉会員工学博士佐野利器・特別会員パチラーオブサイエンス・マスターオブアーキテクチュア滋賀重列・名誉会員工学博士曾根達蔵・特別会員工学博士田邊平學・特別会員工学博士前田松韻の七名により建築設計図案の入賞作が選ばれ、吉本案は一等を得た。九月十九日と二十日創

立事務所で懸賞図案の入選全作が展示された。実施設計及び監督は松下新作が行い、戸田組施工により同六年二月十二日起工、同六年十二月二十六日鉄筋コンクリート六階建ての会館が竣工した。翌二十七日に開館式が挙行され翌二十八日より営業開始した(『株式会社蔵前工業会館創立十年史』株式会社蔵前工業会館、一九四三年、『蔵前工業会誌』三三三―三三九、三三二―三八、三三三、三三六―三四〇、蔵前工業会、一九三〇年―一九三二年)。

(16) 西郷吉之助(一九〇六―一九七)は西郷隆盛の嫡男である寅太郎の三男。徳川義親の次女春子と昭和七年十月二十日徳川家正媒酌のもと結婚した(昭和二十年離縁)。設計図面が伝えられている。

(17) 大正三年(一九一四)菓鴨から上州群馬を結ぶことを目指した東上鉄道が池袋―田面沢間で開通した。同社は同六年に東武鉄道に合併し、昭和二年(一九二七)東武鉄道は操車場用地として常盤台周辺を買収したが採算面で中止になり、直営の郊外住宅地として開発した。同十年武蔵常盤駅が開業し、翌年から常盤台住宅の分譲が開始した。常盤台住宅地の分譲パンフレットには、同十一年に吉本建築事務所の一棟(区画No.283、敷地一〇三坪、建物三八五坪、一階建六部屋)、翌年には二棟(区画No.265、敷地七四坪、建物二〇八坪、一階建四部屋)／(区画No.273、敷地一三五坪、建物四〇坪、二階建て六部屋)の建売住宅が掲載されている(板橋区教育委員会編『常盤台住宅物語』(文化財シリーズ第八五集)板橋区、一九九九年)。

(18) 明治四十一年に完成した岩崎家高輪邸には前年結婚した岩崎小弥太夫妻が三年ほど暮らし、夫妻が駿河台に戻ってからは接客施設として使用された。昭和十三年二月二十二日岩崎小弥太は株式会社三菱社に高輪邸の土地約一五三〇坪と建物を百二十一万六千二百六円で譲渡し同年十月四日「開東閣」と命名した。「開東閣由来」によれば高輪邸は、表門は備前藩池田家上屋敷表門を移築、四三〇坪の日本屋と釈迦堂は駿河台邸より移築し、洋館二階建延坪九八七坪を新築、温室、菜園、果樹園、養鶏場などの一大農園を附設したものであった。昭和二十年五月二十四日・二十五日の空襲で日本館と国宝日本門は全焼、西洋館も内部が焼失したが、焼失する前の大規模な改装はこれまで知られていない。鈴木博之監修『岩崎彌之助高輪邸・開東閣―建築史料集』(開東閣委員会、二〇〇八年)、

米山勇監修『三菱四代社長ゆかりの邸宅・庭園』(三菱広報委員会、二〇一四年)。
(19) 昭和十二年十月一日起工、同十三年五月十二日竣工の木造及びコンクリート造併用二階、塔五階の建物で、渋谷区代々木大山町一〇五八番地に建てられた。工事設計監督者は吉本與志雄、現場監督は尾張家目白本邸と同じく斎藤尊次、施工は師田組である(吉本與志雄「東京回教礼拝堂に就て」『東京回教礼拝堂(一)』『建築雑誌』五二―一六四二、日本建築学会、一九三八年)。五月十二日の落成式にはイエメン国王第三王子、サウジアラビア駐英公使などが列席した(礼拝堂落成式に就て)『イスラム』四、イスラム文化協会、一九三八年)。註(一)文献参照。

(20) 註(二)「履歴書」。三菱商事各支店の再開、開設については『三菱商事社史』資料編(三菱商事、一九八七年)を参考にした。三菱商事漢口支店は昭和十二年八月の第二次上海事変で閉鎖していたが同十三年十月再開した。上海支店も同七月の第一次上海事変で一般商取引は完全に停止していたが、同十二年十一月再開した。三菱地所上海出張所での設計監督業務として中華製鉄呉淞工場第二期工事、日亜製鋼鍛造工場、横浜正金銀行事務所・社宅、三菱商事由来の潤滑油工場があることからこれらにも関与したと思われる(註7)『丸の内百年のあゆみ』)。
大正十年、吉本は三菱合資会社地所部在籍中に上海漢口への出張経験がある

(註(2))「履歴書」。この出張を通じて地縁をもった可能性がある。

(21) 註(2)「履歴書」、註(7)『丸の内百年のあゆみ』。三菱地所上海出張所は上海黄浦灘路十二号興亜大樓二階一〇一号室。「履歴書」には上海海軍武官府及陸軍武官府の無給嘱託である事が記され、『丸の内百年のあゆみ』にも「二十年に入ると当社技師は二名とも陸軍部隊嘱託(高等官待遇を依頼され、部隊管轄下の倉庫先決などに従事していた」とある。履歴書には八年間に東京と上海間を二十回以上往復、昭和二十年三月内地に帰還とある。また五十嵐は『三菱地所株式会社名簿』(一九四三年、四四年)から、吉本が三菱地所建築家土木係に嘱託として所属していたことを指摘している(註(1)論文)。

(22) 註(2)「履歴書」。吉本與志雄「水島地区産業の発展」(関経連)一四、関西経済連合会、一九四八年)。

竹下昌三「地域開発と鉄道経営(一)―水島鉄道について」(『岡山大学経済学会雑誌』一一二、岡山大学経済学会、一九七〇年)。

水之江季彦、竹下昌三「水島工業地帯の生成と発展」(風間書房、一九七二年)。
『丸の内百年のあゆみ 三菱地所社史 資料・年表・索引』(三菱地所株式会社、一九九三年)にも昭和二十一年五月一日「水島事務所設置 岡山、三菱重工水島機器製作所福利厚生施設の管理引継ぎのため、三菱重工水島機器製作所より二百九名を当社に引き継ぐ、昭和二十二年四月三十日廃止」とある。

(23) 註(2)「履歴書」。吉本は「履歴書」の昭和二十六年の項目で自身の事業が既に建築設計から会社経営に移ったと記している。建築家に留まらなかった背景には、実務に優れた才能を持ち、戦後日本の各地で起きていた問題を解消すべく間口を広げたと感じられる。同九年吉本が記した「北鮮羅津の重要性を論ず」(「醤油と味噌」三十四、木下醸造研究所、一九三四年)には、軍事上・経済上の要所に注目する吉本の視点が示されており、建築だけではない視野の広さを備えていたことを伝える。

(24) 「第十三代歴代会長 吉本与志雄氏逝く」(『東京西ロータリークラブ』一九七三〜七四、No.1、2、東京西ロータリークラブ、出版年不明)。

(25) 「岩崎家伊東別荘」に該当する建物は判明していない。

(26) 註(2)「履歴書」には吉本建築事務所の「設計監督」した建物として「成蹊学園」とのみ記載されている。成蹊学園本館は桜井小太郎設計として知られるが、桜井小太郎は「成蹊学園新築について」(『建築画報』一九〇、建築画報社、一九二五年)の中で自身は「顧問」、設計は清水組と記している。また昭和二年竣工の理化館は成蹊学園では旧制高校教諭加藤藤吉設計として伝えられ、同学園の図面には「合資会社清水組設計部設計」とあるという。現段階ではどの建物に関与したか不明である。成蹊学園の建物について成蹊学園史料館・保延有美氏に御教示賜った。

(27) 註(18)参照。今回確認された図面と戦前の開東閣を撮影した写真の比較により、今後多くが判明すると考える。この年五月七日三菱地所株式会社は設立したが、地所課の本館・建築・高輪の三係は本社に留まらなかったとされることから、開東閣修繕が吉本に課された理由もこれらの事情に関係するのではないかと考える(註(7)『丸の内百年のあゆみ』上巻)。

(28) 『蔵前工業会誌』(三二一、蔵前工業会、一九三〇年)。

建築家・吉本與志雄と尾張徳川家

(29) 註(15)参照。建築設計図案懸賞応募は蔵前工業会会員に限定された。「蔵前工業会館建築設計図案懸賞募集規定」(『蔵前工業会誌』三一九、蔵前工業会、一九三〇年)。

(30) 拙稿「尾張徳川家麻布富士見町邸」上・下(『金鯢叢書』四八・四九、徳川黎明会、二〇二一・二〇二二年)。

(31) 「財団法人徳川黎明会略史」(徳川黎明会総務部、一九九三年)。戸田康泰(二八六〇〜一九〇三)の後妻として、徳川慶勝八女富子(一八七二〜一九〇九)が嫁いだが、明治三十六年に康泰が亡くなり、戸田康保は幼い時から尾張家の援助を得て育った。また康保は徳川義親の後輩で、義親同様学習院から東京帝国大学植物学科に入り、サクランボの品種改良で名を残している。この康保には、血縁上義親の姪である松平茂昭の娘、昭子が嫁いだ。昭子は義親と兄弟のように共に幼少期を過ごした。

(32) 「目白邸新築日誌・建物明細」(徳川黎明会・尾張徳川家・八雲産業株式会社 共有資料(財団史四〇五)、一九三四年)。

(33) 註(14)吉本文献。

(34) 註(32)文献。

(35) 註(32)文献。

(36) 拙稿「尾張徳川美術館」設計懸賞(『金鯢叢書』四三、徳川黎明会、二〇一六年)。

(37) 「昭和六年九月 新築工事に関する記事控」(徳川黎明会・尾張徳川家・八雲産業株式会社共有資料(財団史一九))。

(38) 吉本與志雄「徳川家目白本邸建築に就いて」(徳川黎明会・尾張徳川家・八雲産業株式会社共有資料(財団史一三三))。

(39) 註(14)吉本文献。鈴木信吉は大正十四年六月十五日から尾張家の御相談人を務めた。同十三年三月十一日に堀鉞之丞が家令を退任して以降尾張家の家令は空席となっており、昭和二年三月十日には愛知銀行に勤めたままに家令事務取扱補佐となり、愛知銀行を辞職して同四年九月に正式に家令に就任した(御相談人依頼解嘱・御家職任免調査(明治二年〜昭和二十三年))(徳川黎明会・尾張徳川家・八雲産業株式会社共有資料(財団史四二四))。愛知銀行は尾張家十八代当主徳川

義禮をはじめ伊藤次郎左衛門・関戸守彦・岡谷物助等が設立発起し、明治二十九年三月十九日に設立認可、同年四月二十日に営業開始した。尾張家は同社の筆頭株主であり、取締役に家令や家扶が名を連ねている。鈴木も愛知銀行の職員とし

て辞職した後も愛知銀行が合併するまで役員に名を連ねている(註(14)『愛知銀行四十六年史』)。吉本の記した経緯は鈴木家令の現在知られる経歴には矛盾していない。(徳川美術館 非常勤学藝員)

Tokugawa family. Some pieces in the collection were sold and the fees for the Gotō family appraisal were paid out of the funds generated from that sale.

Tokugawa Yoshikatsu's *Onsho kudasare dome* and Calligraphies and Paintings by the Owari Daimyo

YOSHIKAWA Miho

Edo-era shogun and daimyo were trained from childhood in the disciplines of calligraphy and painting, which were long considered essential for the cultivation of future rulers. These original works in the lord's hand served not only as a reminder of his scholarly virtues but were also prestigious symbols of power and authority in themselves and were employed within the culture of ceremonial gift exchange as rewards to vassals or offerings to other clans, where they were cherished as family treasures by their recipients.

This paper first examines the cultural and political significance of calligraphies and paintings by the Owari daimyo, then looks specifically at a list of such items bestowed and gifted by the 14th Lord of Owari, Tokugawa Yoshikatsu (1824–1883), called the *Onsho kudasare dome* (Tokugawa Institute for the History of Forestry collection). Examining the total of 455 paintings and calligraphies bestowed and gifted by Yoshikatsu from the time of his succession to the family headship in 1849 to the abolition of the feudal domain system in 1871, it provides an overview of their contents—identified by date, official post of the recipient, and content of the calligraphy or painting—and considers the political circumstances of the gift by analyzing Yoshikatsu's relationship with the recipient and the phrases rendered in the calligraphies. Through this analysis, the author is able to illuminate the precedents for presenting gifts of calligraphy and painting in order to deepen feudal ties between lords and their vassals, further demonstrating that Yoshikatsu did the same for his close vassals, including pages and personal attendants, whenever there was a change in the political system.

Furthermore, Yoshikatsu studied calligraphy under Ichikawa Beian (1779–1858) one of the three master calligraphers of the late Edo period, and the author is able to demonstrate that many of his calligraphies were phrases taken from the *Bokujō hikkei* and the *Gotai Bokujō hikkei* (Calligrapher's Handbook) compiled by Beian.

Research Note

The Architect Yoshimoto Yoshio and the Owari Tokugawa Family

KÖYAMA-HAYASHI Rie

Yoshimoto Yoshio (1895–1973) worked on construction projects for the Owari Tokugawa family between 1931 and 1936. Yoshimoto not only designed the Tokugawa Art Museum (completed in 1935), but also took the position of architectural consultant to the Owari family in January 1931. He was involved in all of the Owari family's building projects during the next five years, including the main building of the Owari family residence and the Tokugawa Institute for Biological Research, both designed by Watanabe Jin (1887–1973) in Mejiro, Tokyo. Yoshimoto could be considered a key member of the Owari household who facilitated the realization of the detailed wishes of Marquis Tokugawa Yoshichika (1886–1976).

This article introduces little-known aspects of Yoshimoto's personal background and his involvement in the Owari family's architectural projects.

enshrined there and further became the guardian deity of Emperor Kanmu's family lineage.

A Reconsideration of the Battles of Nagashino and Nagakute Screens from an Art Historical Perspective

USUDA Daisuke

The pair of folding screens of the *Battles of Nagashino and Nagakute*, which depicts Tokugawa Ieyasu's monumental military engagements at Nagashino on the right-hand screen and Nagakute on the left, has attracted much interest and sparked discussion among scholars. However, detailed research of the work from an art historical viewpoint has been scarce. This paper examines these *Battles of Nagashino and Nagakute* Screens (Tokugawa Art Museum Collection) anew with a particular focus on their pictorial expression.

The Tokugawa Art Museum screens (hereafter the "Tokugawa screens") had previously been identified as corresponding to a work appearing in an inventory record of the Owari Tokugawa family collections, which would indicate that it had existed at least by the 18th century. However, in comparing the description in this record with the extant Tokugawa screens directly, this study found no signs of the "significant loss" described in the record in the current screens, making it difficult to confirm that the two were in fact the same work.

The paper further points out that the depiction of the events in the Tokugawa screens contain many errors, omissions, and corrections, and the mounting is also clumsy, suggesting that the work is a copy. While confirming that the original work would have been created by a painter of the Edo Kanō school, it notes that there are also stylistic differences between the left and right screens. The study proposes that the original screens of the battles of Nagashino and Nagakute were painted as separate works—first, the Battle of Nagashino screen by a painter of the Edo Kanō School, then later, the Battle of Nagakute screen by an artist trained in the Edo Kanō style—and concludes that the Tokugawa screens were copies that were produced together at some time in the later Edo period.

Sword Fittings Appraisal and Documentation by the Gotō Family of Metalsmiths

ITATANI Nozomi

This paper examines historical documents relating to sword fittings and accessories owned by the Owari Tokugawa family now in the collection of the Tokugawa Art Museum, as well as details related to appraisals of these items conducted by the Gotō family of metalsmiths at the request of the Owari Tokugawa family. Some of the sword fittings and accessories in the collection of the Tokugawa Art Museum are accompanied by various documentation, including folded paper certificates of appraisal. Of these documents, this report specifically addresses several small slips of paper inscribed with brief object appraisals along with their accompanying cover papers that bear a black seal of the character *i* ("boar"). The paper slips were produced by the Gotō family and the cover papers were added by the Owari Tokugawa family. The study concludes that the collection of sword fittings and accessories that had belonged to the 10th Lord of Owari, Tokugawa Naritomo, had been transported from Owari to Edo and these documents record the findings of an appraisal of the items that was conducted by the Gotō family in 1851 (the year of the boar).

In addition, the Gotō family appraisal would have required an appraisal fee. This study has also revealed that the appraisal was requested as part of the settling of Naritomo's estate between 1851 and 1853 in order to determine which pieces would be kept in the Owari

rather than professional craftsmen, with the task of supplying go boards because the Naiki had an intimate knowledge of conditions in the local forests and enjoyed the officials' trust. It may be that by engaging sawyers to fell the trees and manufacture the boards, the Naiki gave them an opportunity to earn money for their livelihood. These findings suggest that the forest administrators of the Naiki family played a vital role in the exploitation of the region's forests and the lives of its people.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Articles

National Treasure, *Bodhisattva in Half-lotus Position* (traditionally identified as Nyoirin Kannon) in the Collection of Hōbodai-in, Gantokuji Temple and a Similar Ink-line Drawing (Part 2) —The Daianji Temple East Pagoda Mural Paintings and the Role of Kaimyō, a Daianji Monk who Traveled to Tang China—

YAMAMOTO Yasukazu

This study examines a sculpture that demonstrates similarities to a painted image of Shō Kannon found in the *Iconographic Drawings of Manifestations of Kannon [Avalokiteśvara]* from the collection of the Nara National Museum. The image depicts one of the thirty-three manifestations of Kannon based on the “Fumonbon” chapter of the Lotus Sutra that appeared in a mural painting in the seven-story east pagoda of Daianji Temple.

Given the close resemblance of this sculpture (now in the Hōbodai-in collection at Gantokuji) to the drawing, the study determined that the appropriate name for the figure would be Shō Kannon. Although some might argue that it should not be described as “in half-lotus position,” since this manifestation of the figure is described in the sutra text as being seated in the half-lotus position, it was deemed appropriate to describe it as such even when its feet are pendant. (For this analysis, see Part 1 of the article in last year's issue.)

Emperor Kōnin commissioned his son, an ordained priest named Prince Sawara, to rebuild the pagoda of Daianji Temple. Wishing to introduce the latest Buddhist traditions from Tang China, Sawara sent Priest Kaimyō of Daianji to the continent. Kaimyō returned to Japan in 778, bringing with him a statue of the monk Baozhi (J. Hōshi), painted icons, and other Buddhist items.

This paper proposes that the subject of the mural painting in the Daianji east pagoda is based on Kaimyō's experiences in Tang China and the theory of Prince Shōtoku as a reincarnation of the Chinese monk Huisi according to Situo (J. Shitaku), a disciple of Jianzhen (J. Ganjin) who resided at Daianji Temple, as well as on the Lotus Sutra, which was the object of Prince Shōtoku's faith. The Shō Kannon statue was modeled after this figure, further suggesting that the Kannon figure was seen as representing a manifestation of Prince Shōtoku, who is attributed with founding Daianji.

It would seem that the Gantokuji statue was originally made at the Daianji south pagoda by a sculptor who had been sent along with a delegation of envoys returning from Tang China by Emperor Daizong at Kaimyō's request. This paper further indicates that when the Japanese capital was moved to Nagaokakyō, Gantokuji was rebuilt so that it would be located in the northwest corner of the imperial palace grounds and was established as Emperor Kanmu's imperial temple, at which time it is believed that the statue was

This paper argues that, despite being a private institute, the Tokugawa Research Office for the History of Forestry was significant for the evolution of historical research in Japan in several regards.

First, it carried out historical research after conducting exhaustive surveys of village archives, albeit only within the territories once ruled by Owari domain. It realized the historical value of such archives sooner than the national government and public agencies did. Tokugawa Yoshichika was effectively the first to carry out serious historical research using village archives.

Second, Tokugawa's status as a peer and a descendant of the former daimyos of the region worked to his advantage in collecting materials from the territories they once ruled. The inhabitants of the old domain welcomed his efforts as current head of the Owari Tokugawa family to investigate historical records, and they willingly furnished documents. Archives that had become scattered were consolidated in his residence in Tokyo, which became a repository of records and information on the Kiso mountains region.

Third, even before the war, the Tokugawa Research Office for the History of Forestry aspired to and implemented the kind of multidisciplinary approach that is today considered of prime importance in academic research. A major reason for this was Tokugawa's interest in natural science. His application of its methods to historical research is worth noting.

Having conducted such pioneering research as a private institute, the Tokugawa Research Office for the History of Forestry left Tokugawa's personal control when the Tokugawa Reimeikai Foundation was set up in 1931. It would carry on the office's activities as the historical research arm of the Hosa Library established as part of the foundation.

Research Note

The forest administrators of the Naiki family and production of go boards

KAYABA Masahito

This paper examines how the hereditary forest administrators (*oyamamori*) of the Naiki family were involved in the production and shipping of go boards made in the village of Kashimo and the surrounding district. It makes the following findings based on the Naiki family archives.

First, in Kashimo and other villages, trees unsuitable for the use of the shogunate or the domain were used to manufacture processed forestry products such as wood for combs and birdlime. Go boards were another such product. They were not, however, made by local peasants of their own accord but at the behest of the intendant of Kiso, Yamamura Jinbei, or the Kiso timber commissioners.

Second, when the forest administrator of the Naiki family was directly commissioned by, say, the Kiso timber commissioners to produce go boards, it was his job to oversee the entire operation from production to shipping. He would engage village sawyers to manufacture the boards. He would also make prior arrangements with the checkpoints on the route via which the finished boards were to be transported to the commissioners to ensure that they were let through without hindrance.

Third, the forest administrator was in certain cases responsible for determining the type of timber suitable for making go boards and collecting payment for their manufacture from the Kiso timber commissioners.

The intendant and commissioners charged the forest administrator of the Naiki family,

therefore made far less recreational use of these facilities. The two residences at Atsuta, meanwhile, came to serve as the sole guest houses for high-ranking individuals, whereupon the other secondary residences ceased to have any function. They were dismantled primarily because they cost more to maintain than could be justified by their prospective use.

This study determines that a secondary domain residence was defined by two criteria: domain ownership of the site and buildings, and payment of the person responsible for their upkeep from official funds. In some cases, a local notable continued to style himself caretaker of a secondary residence even after the residence itself had been dismantled; or the local people lobbied for the preservation of a residence after it had been ordered removed. The presence of a secondary residence was thus a source of local pride, and in some cases a residence survived in name only.

A study of “external residency” of retainers at the Edo estates of the Tokugawa daimyo of Owari

SHIBUYA Yōko

In the Edo period, a daimyo’s retainers stationed in Edo generally lived at one of the daimyo’s estates in the city. This paper examines one such form of living arrangement at the Edo estates of the Tokugawa daimyo of Owari domain: *gaitaku*, or “external residency.”

Gaitaku referred to an arrangement whereby a retainer was lent a lot on one of the estates owned by his liege lord, the Owari Tokugawa daimyo, and established a house there to dwell in. Residential maps from the Edo period called *kiriezu* (“sectional maps”) suggest that such lots were arranged in a row, each with its front gate open to the outside.

At the end of the Edo period, almost half the Edo estates associated with the Owari Tokugawa were used for *gaitaku*. Moreover, 80 percent of these were acquired after the end of the eighteenth century.

A significant percentage of the retainers who inhabited “external residences” had relatively high stipends and occupied important positions. Almost all of them were permanently resident in Edo with their families.

Historical records suggest that one possible reason that so much land was acquired for *gaitaku* purposes was because of lobbying by retainers.

Marquis Tokugawa Yoshichika and the origins of the Tokugawa Institute for the History of Forestry

FUJITA Hideaki

This paper examines the academic pursuits of the prewar Japanese peerage (*kazoku*). It takes the example of Marquis Tokugawa Yoshichika, nineteenth head of the Owari Tokugawa family. He attributed the survival into modern times of the beautiful forests of the Kiso mountains, a region that formed part of Owari domain in the early modern period, to the domain’s forestry policies. To study the nature of those policies, he established a private institute, the Tokugawa Research Office for the History of Forestry, at his residence. This was the forerunner of the present Tokugawa Institute for the History of Forestry, part of Tokugawa Reimeikai Foundation. The office’s establishment is generally dated to 1923, but this paper concludes that its activities did not get into full swing until 1925, when Tokugawa entered the graduate program at the Faculty of Agriculture of Tokyo Imperial University.

increased as logging grounds receded deeper into the mountains, which squeezed profitability. The forestry industry accordingly started to contract.

After the Kyōhō era (1716-1736), the Inuyamaya Kando family, like many timber merchants, sought alternative sources of income. Their ventures into the agricultural produce trade, however, did not go as planned due to their inexperience. The only way they could make money from real estate was by renting out homes to townsmen, because of the many restrictions on private ownership of land in feudal times. In the end, having acquired their own land, they invested in developing new rice fields, which yielded rental income in the form of rice, the most stable commodity of the day.

But the rice fields reclaimed on the Kiso River delta failed to provide stability because of natural disasters—in the form of flooding and storm surges—and large fluctuations in rice prices. They were not the right asset for the end of the early modern period. Ultimately, Edo's timber merchants were cut off from becoming modern capitalists.

Land development and Owari domain's hawking grounds: The case of Hiroseno in Ise Province

YAMAZAKI Hisato

This paper sheds light on how the hawking grounds of Owari domain were connected to the development of wildlands, taking the example of Hiroseno, a hawking ground owned by the domain in Ise Province. Specifically, it analyzes two incidents: the question of the appointment of “hawking-ground inspectors” (*takaba metsuke*) in 1809, and an 1818 incident involving the inspection of hawking grounds and the issue of land development.

The Hiroseno district included an undeveloped area that, since the beginning of the early modern era, had been used as common land by villages under the control of various feudal rulers. There were endless disputes over the area's development, and Owari domain's hawking ground became embroiled in them.

Some villages that wished to develop the land requested permission to do so from Owari domain. Being unable to obtain such permission within the existing feudal order, they attempted to undertake development with Owari's sanction as the overlord of the hawking ground, thus relativizing the local rulers' proprietorship of the land. There were also men who sought to develop the area to their advantage by becoming hawking ground officials of Owari domain. Here can be seen an attempt at the local level to turn the overlord of the hawking ground into a local feudal ruler; the paper characterizes this as a bottom-up effort to establish a feudal authority based in the hawking ground.

The secondary residences of the daimyo of Owari domain: Their origins, functions, and demise (Part II)

HARA Fumihiko

Part I of this study, which appeared last year, collated records relating to the circumstances of the establishment of the secondary daimyo residences of Owari domain, their design, and evolution. Part II examines their function and significance in light of those records.

The secondary residences on the territory of Owari domain were established by the first two daimyo, Tokugawa Yoshinao and Tokugawa Mitsutomo, and existed only during the early part of the domain's history. Whereas Yoshinao and Mitsutomo were relatively free to travel throughout their lands, their successors' movements were more restricted; they

Summaries

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Articles

Maps of the main palace of Edo Castle in the reigns of Ienobu and Ietsugu: A reconsideration FUKAI Masaumi

This paper analyzes the layout of the main palace of Edo Castle, focusing mainly on the reigns of the sixth shogun, Tokugawa Ienobu, and the seventh shogun, Tokugawa Ietsugu. It describes two maps of the complex: *Gohonmaru on'omotekata sōezu* (General map of the exterior palace of the main enceinte) in the Special Collection Room of the Tokyo Metropolitan Central Library; and *Edo-jō honmaru ezu* (Map of the main enceinte of Edo Castle) in the Ibaraki Prefectural Museum of History. Hitherto, the former has been thought to represent the palace during the reign of the eighth shogun, Tokugawa Yoshimune; the plan attached to it showing renovations has been thought to represent it following the dismantling of the ornate *kyūsokujo* (shogun's living quarters) after Yoshimune became shogun. This paper, however, establishes that the original plan on which the interior section of the map is based dates to the reign of Ienobu, while the plan showing renovations dates to the reign of Ietsugu.

Several further points are made. Maps of the interior section of the palace during Ietsugu's reign were among the most widely circulated maps of the palace complex. *Edo-jō honmaru ezu* and two related maps are particularly valuable as evidence in that they show the entire palace: the *omote* (exterior), *oku* (interior), and *ōoku* (great interior). Further, the plan smuggled out of Japan by Siebold, *Edo gojōnai osumai no zu* (Map of the residence at Edo Castle), is largely similar in content.

The rise and fall of local timber merchants in Owari domain's Kiso River region: The case of the Inuyamaya Kando family

ŌSAKI Akira

In early modern times, the Kiso region of Shinano Province was one of Japan's premier timber-producing regions. Historically speaking, the existence of extensive forestry resources in this mountainous region was, naturally, the result of the efforts of those who developed and commercialized them. Timber merchants played a particularly important role. Their activities covered the entire process of production, transportation, and market development, from felling logs in the mountains and rafting them down the Kiso River to selling them to brokers at the markets on the estuary. They organized, supervised, and ran operations on the ground, advanced expenses and wages, and provided financing. Timber production in the Kiso region reached its zenith in the Genroku period (1688-1704). Among the successful timber merchants of the day was the Inuyamaya Kando family, who started out as officials of a river-port checkpoint on the Kiso River.

By the latter half of the early modern period, however, overlogging had depleted forest resources, and the domain authorities adopted a policy of restricting felling. Moreover, costs

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Contents

Articles

- National Treasure, *Bodhisattva in Half-lotus Position* (traditionally identified as Nyoirin Kannon) in the Collection of Hōbodai-in, Gantokuji Temple and a Similar Ink-line Drawing (Part 2) —The Daianji Temple East Pagoda Mural Paintings and the Role of Kaimyō, a Daianji Monk who Traveled to Tang China— YAMAMOTO Yasukazu (1)
- A Reconsideration of the Battles of Nagashino and Nagakute Screens from an Art Historical Perspective USUDA Daisuke (25)
- Sword Fittings Appraisal and Documentation by the Gotō Family of Metalsmiths ITATANI Nozomi (47)
- Tokugawa Yoshikatsu's *Onsho kudasare dome* and Calligraphies and Paintings by the Owari Daimyo YOSHIKAWA Miho (73)

Research Note

- The Architect Yoshimoto Yoshio and the Owari Tokugawa Family KŌYAMA-HAYASHI Rie (101)

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.
(phone) (03)-3950-0111

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address as above.
(phone) (03)-3950-0117

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.
(phone) (052)-935-6262

KINKO SŌSHO
BULLETIN
OF
THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

NO. 50

March 2023

Foreword to Volume No. 50 TOKUGAWA Yoshitaka

**THE TOKUGAWA INSTITUTE
FOR THE HISTORY OF FORESTRY**
(Tokugawa Rinseishi Kenkyūjo Kenkyū Kiyō Vol. 57)

Contents

Articles

- Maps of the main palace of Edo Castle in the reigns of Ienobu and Ietsugu: A reconsideration
..... FUKAI Masaumi (1)
- The rise and fall of local timber merchants in Owari domain's Kiso River region: The case
of the Inuyamaya Kando family ŌSAKI Akira (21)
- Land development and Owari domain's hawking grounds: The case of Hiroseno in Ise
Province YAMAZAKI Hisato (61)
- The secondary residences of the daimyo of Owari domain: Their origins, functions, and
demise (Part II) HARA Fumihiko (81)
- A study of "external residency" of retainers at the Edo estates of the Tokugawa daimyo of
Owari SHIBUYA Yōko (113)
- Marquis Tokugawa Yoshichika and the origins of the Tokugawa Institute for the History of
Forestry FUJITA Hideaki (129)

Research Note

- The forest administrators of the Naiki family and production of go boards
..... KAYABA Masahito (163)

〔Activities〕

- Research and Dissemination Activities in fiscal year 2022 (173)

Appendixes

- A catalog of historical materials concerning the Ishiko family who was a retainer of the
Owari Clan-Part Fifteen (1)
- A catalog of more picture maps (Zoku Rin-Ezu) collected by the Tokugawa Institute for the
History of Forestry (1)

金 鯨 叢 書 第五十輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和五年三月三十日 編集
令和五年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一七番(代)

徳川林政史研究所

〒461-0023 名古屋市中区徳川町一〇一七

徳 川 美 術 館
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五

株式会社 思文閣出版
電話 (533) 六八六〇番(代)

印刷所

